

255. 1-841



1200501345112

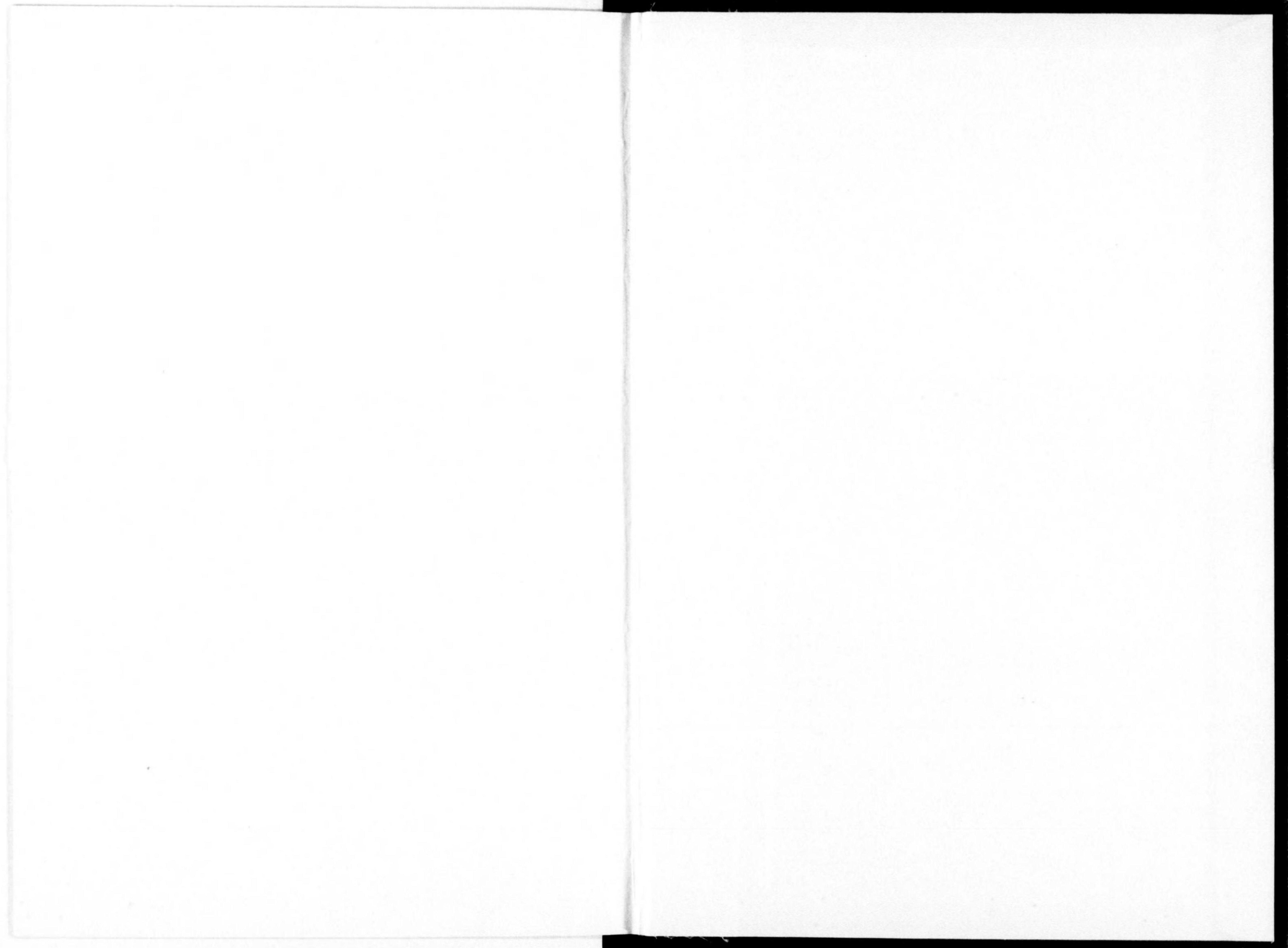
55.1

841



始





エト4W-44



大正  
年間

日本教育史

三浦藤著作



255.1-841

255.1-841

## 序

本書は、大正年間に於ける日本の教育制度及び施設の概要をまとめたものである。「日本教育史」の名は少しふさはしくないかとも思ふ。教育史と云へば、教育の思想や實際教育の變遷も加へなければならぬし、また叙述の方法上に於ても尙ほ一層の考慮を要するからである。教育史として見れば、本書は、極めて部分的な史料の羅列に過ぎないものであらう。

本書は、曩に依頼を受けて編纂した學制五十年の沿革史中の大正年間の分の備忘録に、新史料を加へてこれを書き改めたものである。史料の蒐集、尙ほ極めて不足、編纂物としては甚だ粗雑な處がある。殊に、統計の如き、主として文部省の年報によつたので、大正十三年以後の分を掲げることが出来なかつた。而かも繁簡必ずしも宜しきを得たものでない。或る所は詳しく、他の所は簡單過ぎるやうな點も少なくなかつた。かくの如く、粗雑にして不完全なものであるにも拘はらず、予は、これを單行本として出版して置く必要を痛感し、多くの犠牲を拂ひ、こゝにこれを發行したのである。

大正年間の教育と云へば、まだ極めて新しい事柄に屬し、其の歴史の編纂の如き、世人の全く考へて居ない所であらう。併しながら、史料といふものは、時々刻々に湮滅して行つて、やがて其の事實の調査も極めて

困難になることと思ふ。如何に缺點の多いものでも、今日これをまとめて置くのは、後の研究者に少なからぬ利益を與へるであらう。後に至つて、大正年間の教育を回顧する参考にも多少でも役立つことがあらうかといふ考を以て、予は、本書の編纂發行を企てた次第である。一般的の讀者を得ることの出来ないかゝる特殊出版物を個人力によつて編纂し且つ發行するは、實に困難な事業である。編纂上の勞力に加ふるに、發行上の苦心を重ねて、此の種の著作を公刊せる予は、心ある後の人々の同情により慰むる所あるであらう。

昭和三年の秋

編著者識

# 大正年間 日本教育史

## 目次

第一章 概 説……………(1)

明治と大正——大正年間の二大事件——歐洲戰亂と教育——教育に關する御沙汰——大正年間に於ける教育の進歩——教育問題の政治化的傾向

第二章 教育行政……………(10)

第一節 序 説……………(10)

政變と文部大臣の更迭——學制頒布五十年記念祝典

第二節 文部省に關する諸官制及び諸規程の改廢……………(14)

「文部省官制」の改正——「文部省分課規程」

第三節 調査審議に關する最高機關の設置……………(一七)

教育調査會——臨時教育會議——臨時教育委員會——教育評議會——臨時教育行政調査會——文政審議會

第四節 諸官制及び諸規則の改廢……………(三五)

第五節 學校衛生に關する制度の進歩……………(三七)

第六節 視學制度の發達……………(三八)

第七節 官・公・私立學校の平等待遇……………(三九)

第三章 小學校……………(四〇)

第一節 「地方學事通則」の改正……………(四一)

「地方學事通則」の改正——改正の結果

第二節 「市町村義務教育費國庫負擔法」の公布……………(四二)

「市町村義務教育費國庫負擔法」の公布——制定の要旨——關係法規の制定——義務教育費國庫負擔の増額

第三節 小學校に關する諸規程の改正……………(五三)

小學校に於ける教科課程の改正——高等小學校の改善——「學校體操教授要目」の制定——小學校の教科書

第四節 小學校教員に關する諸制度の改正……………(五七)

小學校教員免許狀及び待遇に關する制度の改正——小學校教員俸給額の改正——疾病治療料の給與——退隱料表の改正——一年現役服役中の俸給支給——小學校教員の供給

第五節 小學教育の發達……………(六三)

第四章 幼稚園……………(六五)

第一節 「幼稚園令」の公布……………(六五)

「幼稚園令」の公布——制定の要旨並に施行上の注意

第二節 幼稚園教育の發達……………(七七)

第五章 中學校……………(七八)

第一節 中學校に關する諸規程の改正……………(七)

豫科の設置——本科入學資格の改正

第二節 中學教育の發達……………(七)

學校數・教員數及び生徒數の増加——入學志望者の激増

第六章 高等女學校……………(八)

第一節 高等女學校に關する諸規程の改正……………(八)

修業年限及び學科目の改正——高等科の設置

第二節 女子高等普通教育の發達……………(八)

學校數・教員數及び生徒數の増加——入學志望者の激増

第七章 中等學校の職員……………(九)

第一節 中等學校教員の檢定……………(九)

中等學校教員檢定に關する諸規程の改正——中等教員無試驗檢定許可學校——中等學校教員免許狀受領者數

第二節 中等學校職員の待遇……………(九)

「公立學校職員制」の公布——學校長待遇の改正——「公立學校職員年功加俸令」の公布——中學校及び高等女學校教員の俸給平均額

第八章 高等教育機關の擴張……………(九)

第一節 高等教育機關擴張の由來……………(九)

高等教育機關擴張の必要——教育費の御下賜

第二節 政府の高等教育機關擴張計畫……………(九)

中橋文相の説明——擴張の内容——教官の養成

第九章 高等學校……………(九)

第一節 「高等學校令」の公布……………(九)

「高等學校令」の公布——「高等學校令」の要旨——「高等學校令」の特色

第二節 「高等學校規程」其の他の制定……………(一〇)

「高等學校規程」——「高等學校教員規程」——入學者選拔試驗に關する規程

第三節 高等學校の増加及び生徒数……………(一〇四)  
新設高等學校——高等學校一覽(官立高等學校・公立高等學校・私立高等學校・文部省所管外高等學校及びこれに準ずる學校)——高等學校の生徒数

第十章 専門學校……………(一一〇)

第一節 専門學校の概要……………(一一〇)  
各種専門學校の變遷——専門學校一覽(官立専門學校・公立専門學校・私立専門學校・文部省所管外専門學校及びこれに準ずる學校)  
第二節 高等諸學校の職員……………(一一五)  
高等諸學校の教員の養成——高等諸學校の職員の待遇

第十一章 大學……………(一二七)

第一節 「大學令」の公布……………(一二七)  
「大學令」の公布——「大學令」の要旨——「大學令」の特色——「學位令」の改正——入學期の改正  
第二節 帝國大學……………(一三三)

「帝國大學令」による大學——東京帝國大學——京都帝國大學——東北帝國大學——九州帝國大學——北海道帝國大學——帝國大學總長年表  
第三節 其他の諸大學……………(一三七)  
官立大學——公立大學——私立大學——文部省所管外の大學——大學豫科  
第四節 大學の職員……………(一四〇)  
帝國大學——官立大學——公立大學

第十二章 師範學校……………(一四八)

第一節 師範學校に關する諸規程の改正……………(一四八)  
師範學校専攻科の設置——師範學校入學資格に關する改正  
第二節 師範教育の消長……………(一四九)  
師範學校數・教員數・生徒數——師範學校入學志望者の増減  
第三節 師範學校の職員……………(一五〇)  
師範學校職員の待遇——「師範學校勤加俸令」の制定



第十三章 高等師範學校……………(一五〇)

第一節 高等師範學校……………(一五〇)

高等師範學校に關する規程——東京高等師範學校——廣島高等師範學校——高等師範學校の教員數及び生徒數——高等師範學校の職員

第二節 女子高等師範學校……………(一五一)

女子高等師範學校に關する規程——東京女子高等師範學校——奈良女子高等師範學校

第三節 臨時教員養成所……………(一五二)

臨時教員養成所——高等師範學校及び教員養成所一覽

第十四章 實業學校……………(一六四)

第一節 實業教育制度の改正……………(一六四)

「實業教育費國庫補助法」——「實業學校令」

第二節 實業專門學校……………(一六六)

各種の實業專門學校——實業專門學校一覽——實業專門學校の發達

第三節 實業學校……………(一七〇)

「水産學校規程」——「工業學校規程」——「農業學校規程」——「商業學校規程」——「職業學校規程」——規程改正の要點——實業學校の學科併置

第四節 實業補習學校……………(一七二)

「實業補習學校規程」——規程改正の要點——實業補習教育主事の設置

第五節 實業學校の教員……………(一七三)

第十五章 盲啞學校……………(一七八)

「盲學校及聾啞學校令」——盲啞教育の發達

第十六章 社會教育……………(一八九)

第一節 社會教育に關する諸制度……………(一八九)

第二節 青年訓練所の設置……………(一九〇)

「青年訓練所令」の公布——文部・陸軍大臣の訓示——關係法規の制定——青年訓練所の要旨——成績

第三節 成人教育……………(一九四)

成人教育の勃興——成人教育講座……………(112)

第四節 民衆娛樂の改善……………(112)

民衆娛樂施設の概要——幻燈映畫並に活動寫眞フィルム認定——活動寫眞フィルム推廣——著者  
機レコードの認定並に推廣……………(112)

第五節 其の他の社會教育施設……………(113)

### 附 録

大正元年(明治四十五年)の教育……………(114)

大正五年の教育……………(115)

第三十七帝國議會の教育問題……………(121)

學制問題……………(127)

大正六年の教育を憶ふ……………(127)

第三十九帝國議會の教育問題……………(130)

大正七年に於ける教育上の主要問題……………(136)

## 大正年間 日本教育史

### 第一章 概 説

**明治と大正** 大正年間の教育を記述するに當つて、吾人は先づ明治と大正との世相を回顧したい。

明治と大正とは、著るしく其の世相を異にして居る。明治年間は創業の時代、大正年間は守成の時代とも云ふべきか。明治の初年に於ける文物制度の改新は、乾坤一擲の大革新であつた。久しく續いて居た封建制度は根柢から瓦解してしまつた。さうして、新しい國家の組織が成立した。武家政治の滅亡、王政の復古は、明治の初年に於ける最も注目すべき革新の一であつた。次にまた此の時代に至り、諸外國との交通が自ら開けて來た。徳川幕府が外國との交通を禁じてから、我が國民は、長い間鎖國の夢を結んで居た。然るに、幕末の外艦渡來により、長夜の夢は忽ち破られた。さうして、我が國民は、歐米諸國の文化に接觸する機會を得た。それが爲めに、風俗も習慣もたゞ舊來の傳統を其の儘墨守することが出来なくなつた。學問も藝術も宗教も道德

も、外國文化の影響を蒙つて、著るしく其の面目を改むるに至つた。これも亦注目すべき革新の一つであつた。封建制度の瓦解、外國文化の侵入、明治の新政は、これ等の事實を根本的原因として出現したのである。

明治の初年に於ける社會の革新は、頗る目覚ましいものであつた。明治の維新は、世界の歴史にも罕に見る大變動である。然るに、大正の初年は、それと全く其の趣を異にして居る。大正の時代にも、政治上に社會上に種々の變動はあつた。併しながら、明治の時代に於けるが如き乾坤一擲の革新はなかつた。明治年間に於て、粗ぼ其の緒に就いた諸般の施政が、大正年間に至つては、更に一層整頓し且つ充實したのみであつた。守成の時代と云つた理由はこゝにある。守成と云つても、全く進歩のないことを意味して居ない。

明治年間と大正年間との世相の相違は、教育上にも反映して居る。明治の教育と大正の教育との間には、甚だしい底がある。明治年間の教育界には、迂餘曲折が頗る多い。これに反して、大正年間の教育界は、極めて單調な道を進んで居る。明治年間は、我が教育制度の確立期であつた。明治以前にも教育の事實は存在して居たが、全國を通じた教育制度といふものはなかつた。全國的教育制度は、明治の新政と共に始めて確立したのである。従來に於ては、全くなかつた諸般の施設も、着々其の緒に就いた。大正年間の教育は、明治年間に端緒を發した制度や施設を繼續して、これを整頓し發展せしめたのみである。明治年間の教育と大正年間の教育とは、こゝに大なる相違を認め得る。而して、こゝにまた著るしい世相の反映を見ることが出来る。

**大正年間の二大事件** 大正年間にも種々様々の事件が相繼いで起つた。其の中でも、我が國民に最も深

刻な印象を與へたものは、歐洲戰亂と關東の大震災であつた。古今東西を通じ、國民の精神に異常な緊張を與へるやうな大事件は、社會の各方面に必ず何等かの影響を及ぼすものである。教育上のみがひとり無關心の地位に立つことは出来ない。

歐洲戰亂は、世界の大事變であつた。全世界の人心に最も鋭い刺戟を與へた。我が國は、交戰國の中に列して居ながら、戰場を遠く離れて居た爲めに、戰禍を蒙る程度が頗る微弱であつた。併しながら、戰亂の影響は種々の方面に現はれた。教育上に於ても亦種々様々の教訓や暗示を受けた。

關東地方の大震災は、局部的の事件である。併しながら、我が國に於ては、有史以來罕に見るの慘事であつた。我が國は、此の慘事により、多數の人名と多額の財貨とを失つた。其の結果は、國民生活上及び産業上の大なる打撃となり、教育上にも種々の影響を及ぼすに至つたのである。

**歐洲戰亂と教育** 歐洲戰亂は、全世界の思想上に絶えず種々の波紋を生ぜしめた。歐洲戰亂は、世界の各國をして、經濟上・交通上其他種々の方面に於て、甚だしく接近せしめる動機となつた。それがために、國際間に於ける思想上の境界も次第に撤廢せられるやうになつて來た。元來、思想上の諸問題は、國境によつて、其の移入を防ぐことが困難なものである。殊に、戰爭によつて國際關係に變更を生じたので、國民相互間の思想が接觸し易くなり、或る國の中に生じた新思想といふものは、必ず全世界の各國民に多少の影響を與へなければ止まぬやうになつたのである。開戦以來、我が國民の思想界は、常に世界の思潮の影響を受けて動搖した。

獨逸が優勢な地位に立ち、交戦諸國が死力を盡して防戦に力めて居た大正四・五年の頃には、我が國民の中にも新國家主義を唱へ、軍國主義に賛成する者が尠なくなつた。獨逸が大敗して戦亂が終熄すると共に、思想界の傾向は一變して民本主義の議論が次第に旺盛になり、更に轉じて勞資問題に熱中する等、大勢は常に動いて止まなかつた。其の度毎に、或はフイヒテやトライケの思想が紹介されたり、ウイルソンの國家論がもてはやされたりなどした。一般思想界の動搖により、教育思想も轉々として推移した。或る時には、國家主義を高潮して、將來の優勝民族を養ふことを教育の根本方針とする者が多く、或る時には、民本主義・勞資問題等と教育との關係に就いて意見を發表する者が多かつた。

歐洲戦亂は、教育の思想を動搖せしめたのみならず、實際教育上にも様々の教訓や暗示を與へた。歐洲の戰場に於ける諸外國の軍人の勇敢な活動は、先づ第一に我が國の徳育を反省せしめた。我が國民の中には、動もすれば、忠義若しくは愛國の精神を我が國にのみ特有のもの如く考へて居る者があつた。然るに、歐洲の戦亂は、かくの如き偏見謬想を根本的に打破してしまつた。交戦諸國の國民は、何れもみな忠義や愛國の精神に燃えて居た。考若男女を問はず、みな國難に殉ずる決心を以て、あくまでも頑強な抵抗を試みた。我が國民は、却つて、歐米の諸國民から學ばなければならぬことを悟つた。道徳教育上に於ても少なからぬ暗示を得たのである。次にまた交戦各國の兵器の進歩は、我が國の理科教育に多大の刺戟を與へた。交戦各國は、何れもみな精巧な兵器を使用した。加之、飛行機の如き、毒瓦斯の如き、從來の戦争には全く用ひられなかつたものが、

戰場に於て暴威を逞ふした。かくの如き兵器の進歩は、云ふまでもなく、交戦各國に於ける科學的知識の發達を物語る事實であつた。此の事實は、我が國民をして、科學的知識の普及發達の必要を痛感せしめた。理科教育改善の聲は、猛然として起り、一時、我が教育界を風靡するやうな有様であつた。歐洲戦亂が我が教育界に及ぼした影響は、以上に掲げた一二の例に徴しても明かである。

**教育に関する御沙汰** 大正の教育を記述する者は、先づ大正天皇の御聖旨によつて下された教育に関する御沙汰を顧みなければならぬ。次に其の全文を掲げる。

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又敕シテ其ノ大綱ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ。

此の御沙汰は、御大禮の完了後、即ち、大正四年十二月十日、文部大臣を宮中に召されて下賜せられたものである。明治天皇は、明治二十三年十月二十三日に、「教育に関する勅語」を下し賜はつた。大正天皇も亦明治天皇と同じ思召を以て、教育の振興を心にかけて給ふたのである。歴代の天皇が常にかくの如く教育のことに聖慮をなやませ給ふたのは、誠に恐懼に堪へない次第である。

**大正年間に於ける教育の進歩** 前にも述べたやうに、大正年間の教育は、明治年間の教育を繼續して、益々これを發展せしめたものである。明治年間に其の基礎を確立した我が國の教育は、大正年間に及んで次第

に整備した。殊に歐洲の戦亂は、我が國民を刺戟し、我が國の地位を自覺せしめた。それが爲めに、我が國民の間には、教育尊重の念が非常に高まつた。其の結果、我が國の教育は、長足の進歩發展を遂げた。

大正年間の教育中、特筆すべき二三の事項を茲に概説して見よう。先づ教育の一般的方面に於ては、學制問題の根本的解決といふことを擧げなければならない。我が國の學制問題は、久しい間の懸案であつた。歴代の文相は、何れもみな此の問題に心を苦しめた。然るに、どうしても適切な具體案を得ることが出来なかつた。然るに、大正六年九月二十日、臨時教育會議官制が公布せられて、漸く此の問題に一段落を劃したのである。臨時教育會議の決議によつて、學制問題の具體案は定まつた。而して、此の具體案は、教育行政の當局者によつて着々と實施せられたのである。

次に、初等教育の方面に於ては、義務教育費國庫負擔問題を擧げなければならない。此の問題も亦其の起原が頗る古い。久しく教育界の輿論となつて居た。我が教育界では、幾度か議會や政府に向つて建議した。漸く大正七年に至つて、「市町村義務教育費國庫負擔法」が公布せられ、政府は年々一千萬圓づつ、を國庫から支出するやうになつた。其の金額は、次第に増加して、大正十五年の第五十一議會に於ては、總額七千萬圓の支出を議決するに至つたのである。

中等教育の方面に於ては、特に記録すべき程のこともない。たゞ入學志望者が非常に増加して、入學難の聲が年々高まり、入學試験の弊害を避けるために、種々の試みが行はれて來たことなどが、大正の教育史上に注

目すべき現象である。

高等教育の方面に於ては、先づ第一に「大學令」及び「高等學校令」の制定公布を擧げなければならない。臨時教育會議の決議に基づいて、政府は、新に「大學令」及び「高等學校令」を定めた。新大學令に於ては、官立大學及び私立大學の設立を許し、綜合大學の外に單科大學を認め、綜合大學に於ける分科大學制を改めて學部制とした。茲に於て、従前の官・公・私立専門學校は、争ふて其の組織を變更し、大學に昇格した。種々の事情により、大學に昇格することの出来ない學校の教師や生徒は、一致團結して當局に訴へ、所謂昇格問題なるものを惹起した。従前の高等學校は、大學豫科の性質を有して居たが、新高等學校令に於ては、これを改めて高等普通教育を授ける機關とした。また新大學令と同じく、官立高等學校の外に、公立及び私立高等學校の設立を許した。制度の改正と共に、政府は、高等學校の大増設を行つた。明治の末年には、僅かに八校に過ぎなかつたのが、大正十三年末には、官立高等學校の數二十五校の多きを數へるやうになつた。たゞ高等學校のみならず、高等工業學校・高等農業學校・高等商業學校・外國語學校・藥學專門學校等、種々の官立高等專門學校が、大正年間には著るしく増加した。

師範教育の方面には、高等師範學校の昇格問題、府縣師範學校の専攻科設置等が、大正年間の教育史を飾つて居る。また盲啞教育の方面に於ては、「盲學校及聾啞學校令」が公布せられ、幼兒教育の方面に於ては、「幼稚園令」が公布せられた。何れも制度上の一大進歩である。社會教育の方面に於ては、成人教育の聲が非常に高

まつて来た。青年訓練所の設置の如きも亦注目すべきもの一つであつた。  
以上の略説により、大正年間に於ける教育の概況は、粗ほこれを推知することが出来よう。これ等の事柄は、  
章を改めて更に詳細するであらう。

**教育問題の政治化的傾向** 大正年間の教育上に於て注目すべき事實の一は、教育問題が次第に政治化し  
て来たことであつた。其の傾向は、大正の末年に至つて益々顯著になつた。各政黨は、何れもみな其の政綱の  
中に教育問題を擧げた。殊に、政友會は、大正十四年十月に廣汎な教育革新案を發表した。政友本黨も亦農村教  
育案を掲げてこれを輿論に問ふた。次に参考として政友會の教育根本的改善案なるものの要點を掲げて置く。

### 教育根本的改善案

#### 一、國民教育の革新

- (一) 内容の改善 (イ) 畫一の弊を打破し、都市農村等の環境に應じ適切なる教育をなすこと。(ロ) 多岐形式の學弊を廢し、國民の實際生活に適したる教授を行はしむること。(ハ) 精神教育に重きを置き、人格品性の向上をはかり、特に皇室國家に對する觀念を涵養するがため一層の力を盡すこと。(ニ) 憲政自治に關する涵養を深くし、公民的訓練に留意すること。
- (ホ) 産業に對する理解を進め、これを尊重力行するの風尚を養ふこと。
- (二) 義務教育年限の延長 年限を八ヶ年とし、十四歳までの就學義務を認むる制を定む。但しその制度公布後實施までに約三年の準備期間を置き、且つ市町村の意見により尋常科修了後は高等科または補習教育(一週約八時間)の何れをも採用す

るの自由を認むること。

- (三) 學校の經濟的經營
  - (四) 試験制度の改廢
  - (五) 卒業生の進路指導
  - (六) 貧困兒童の救済
  - (七) 師範教育の改善
  - (八) 義務教育費國庫負擔増額は全體教員俸給半額を目標とすること
- 一、公民教育及び産業教育の普及徹底

- (一) 實業補習教育の振興
  - (二) 實業補習學校教員養成の施設を充實すること
  - (三) 青年團の改善
  - (四) 社會教育の振作
  - (五) 地方中學實業學校の振興
  - (六) 實業專門學校の改善
- 一、青年軍事訓練を盛んにし兵役在營年限の十分なる短縮を斷行すること
- 一、學校卒業に伴ふ特典の改廢
- 一、文部省官制の改革
- 現在の縦斷的組織即ち専門學務局・普通學務局・實業學務局・圖書局の四局制を横斷的組織にし、高等教育局・初等教育局・

社會教育局・圖書局の四局制に改むること

一、教育制度の法律化

一、大學制度の改善

私立學校の助成、夜間中學の認容、中學と高等學校・專門學校との聯絡解決、女子高等教育機關の常設分布、理化學研究の獎勵助長等

我が國の政黨は、種々の情實に左右せられて動くことが多く、政策本位に成り立つて居ない。政友會が此の革新案を如何なる點まで實現しやうとするか、また其の實現が如何なる點まで可能であるか、それは疑問である。併し、かくの如く、政黨が積極的に教育問題を考へなければならなくなつたところに、時代の趨勢を察することが出来る。

教育上の問題にも、政治的の論議を生じたものが少なくなつた。殊に、市町村義務教育費國庫負擔問題の如きは、内閣の運命を支配する程に重大視せられた。此の問題に關しては、後にこれを詳述する。

## 第二章 教育行政

### 第一節 序 說

**政變と文部大臣の更迭** 大正以後に至つても、政變は屢行はれた。さうして其の度毎に自ら文部大臣

も亦更迭した。明治四十四年八月三十日に成立した第二次西園寺内閣の文部大臣長谷場純孝は、久しく病床に親しんで居て、事務を見ることが出来ないもので、大正元年十一月九日、農商務大臣男爵牧野伸顯が臨時兼任となつた。然るに、間もなく西園寺内閣は瓦解し、翌十二月二十一日には、第三次桂内閣が成立した。同時に柴田家門が入りて文部大臣となつたが、桂内閣は僅かに二箇月にして終り、同二年二月二十日には山本内閣が成立した。山本内閣に於ては、最初法學博士奥田義人が文部大臣となつたが、同三年三月六日、奥田義人は司法大臣兼任となり、大岡育造が其の後任となつた。同三年四月十六日に成立した大隈内閣に於ても亦二回文部大臣が更迭した。即ち最初は法學博士一木喜徳郎が其の任に就き、翌年八月十日、一木喜徳郎が内務大臣に轉ずるに及び、法學博士高田早苗が其の後を襲うた。同五年十月九日、寺内内閣の出現と共に、岡田良平が入つて文部大臣となり、同七年九月二十九日、原内閣の成立と共に、中橋徳五郎が入つて文部大臣となつた。同十年十一月四日、原首相が不慮の災厄に逢ひ、高橋内閣がこれに代つた時には、閣員に異動はなかつたが、高橋内閣の總辭職により、同十一年六月十二日、加藤内閣が成立するに及び、鎌田榮吉が文部大臣となつた。加藤内閣は、首相加藤友三郎の逝去によりて終焉を告げ、大正十二年九月二日には、山本權兵衛に内閣組織の大命が降下した。山本内閣は、成立當時に犬養毅を文部大臣に擧げたが、後に岡野敬次郎を以てこれに代へた。山本内閣は、頗る短命であつた。存続の期間が僅か四箇月にして終り、大正十三年一月七日には、清浦奎吾を首相と

する清浦内閣が成立した。清浦内閣には、江木千之が入りて文相の地位に就いた。清浦内閣も亦存続の期間が五箇月にして終り、大正十三年六月十一日には、加藤高明を首相とする加藤内閣が成立し、岡田良平が文部大臣となつた。加藤内閣は、清浦奎吾の超然内閣に反抗して出現したものであつた。護憲派の中堅たる憲政會總裁加藤高明を中心とし、政友會總裁高橋是清、革新俱樂部首領犬養毅等を包容せる所謂護憲三派の聯立内閣であつた。然るに、高橋是清が政友會の總裁を辭した後、護憲三派の聯立は破れた。加藤高明は、一旦辭表を捧呈したが、大命は再び同人に降下した。こゝに於て、大正十四年八月二日、第二次の加藤内閣が成立した。第二次の加藤内閣は、存続五箇月、加藤高明の逝去によつて終り、大正十五年一月三十日、加藤内閣の内務大臣若槻禮次郎が代つて内閣を組織した。若槻内閣は、昭和二年まで續いた。存続期間は、二年二箇月餘であつた。かくの如く、加藤内閣は、中途に於て其の組織を變更し、護憲各派の聯合を脱し、憲政會本位の内閣となり、更に若槻内閣に變はつた。併し、文部大臣は、終始一貫、岡田良平が其の地位に就いて居た。

大正年間に於ける歴代の内閣と文部大臣の更迭とを表示すれば左の通りである。

内閣	成立年月日	存続期間	文部大臣	就任年月
西園寺内閣(第一次)	明治四十四年八月三十日	一年三箇月	長谷場純孝	明治四十四年八月
桂内閣(第三次)	大正元年十二月二十一日	二箇月	(兼) 牧野伸顯 柴田家門	大正元年十一月 大正元年十二月

山本内閣(第一次)	大正二年二月二十日	一年一箇月	奥田義人	大正二年二月
大隈内閣(第二次)	大正三年四月十六日	二年五箇月	大岡育造	大正三年三月
寺内内閣	大正五年十月九日	一年十一箇月	一木喜徳郎	大正三年四月
原内閣	大正七年九月二十九日	三年一箇月	高田早苗	大正四年八月
高橋内閣	大正十年十一月十三日	六箇月	岡田良平	大正五年十月
加藤内閣	大正十一年六月十二日	一年三箇月	中橋徳五郎	大正七年九月
山本内閣(第二次)	大正十二年九月二日	四箇月	中橋徳五郎	大正十年十一月
清浦内閣	大正十三年一月七日	五箇月	鎌田榮吉	大正十一年六月
加藤内閣(第一次)	大正十三年六月十一日	一年二箇月	犬養毅	大正十二年九月
加藤内閣(第二次)	大正十四年八月二日	五箇月	岡野敬次郎	大正十二年十二月
若槻内閣	大正十五年一月三十日	一年二箇月	江木千之	大正十三年一月

**學制頒布五十年記念祝典** 大正十一年は、學制頒布後五十年に相當して居る。故に、文部省に於ては、十月三十日に、攝政宮殿下並に閑院宮・久邇宮・山階宮各殿下の台臨を仰いで、朝野の名士・外國使臣及び教育功勞者三千餘名を招待し、東京帝國大學構内に式場を設け、盛大なる記念祝典を舉行した。當日賜はりたる勅語



を左に掲げる。

勅 語

學制頒布セラレテヨリ茲ニ五十年文教普及及ヒ學藝盛ニ興リ以テ今日アルヲ致ス是レ實ニ 皇考ノ大猷ト朝野ノ協力トニ因レリ今斯ノ式典ヲ行フハ朕ノ最モ喜フ所ナリ  
 惟フニ教育ハ心身兼ネ養ヒ智徳並ヒ進ムヲ尙フ國家ノ光輝社會ノ品位政治經濟國防産業等ノ發達一トシテ其ノ效ヲ待タサルナシ 皇考ノ制ヲ定メ學ヲ勸メタマヘルハ是カ爲ナリ朕深ク前後從事諸員ノ勞績ヲ嘉シ更ニ克ク朕カ紹述ノ意ヲ體シテ遺訓ヲ遵奉シ常ニ中外ノ時勢ヲ察シテ心ヲ啓發成就ニ用ヒ益々力ヲ教學ノ振興ニ盡シテ以テ文運ノ昌明ヲ圖ラムコトヲ望ム

當日、文部大臣から表彰せられた教育功勞者は、記念表彰牌受領者二十二名、教育功勞表彰者百五十名であつた。

第二節 文部省に關する諸官制及び諸規程の改廢

**文部省官制の改正** 大正二年六月十三日「文部省官制」を改正して、實業學務局・圖書局を廢止し、宗教局を加へたが、同八年四月二十三日に至り、また實業學務局を置き、同九年四月二十七日に至り、圖書局を復活せしめた。尙ほ同十年六月二十二日には、學校衛生に關する事項を取扱ふ一課が大臣官房に設けられた。こゝに於て、文部省には、大臣官房の外に、専門學務局・普通學務局・實業學務局・圖書局・宗教局の五局が置かれることになつたのである。

**文部省分課規程** 「文部省分課規程」によれば、大臣官房には秘書課・文書課・會計課・建築課及び學校衛生課を置いて其の事務を分掌させることとしてある。専門學務局には學務課・學術課の二課を置き、學務課第一部に於ては、帝國大學及び高等學校に關すること、學位及び稱號に關すること、高等學校教員の檢定及び免許に關すること、在外研究員(留學生)に關すること、天文臺・氣象臺・測候所・傳染病研究所・地震研究所・航空研究所・航空評議會に關することを分掌し、學務課第二部に於ては、大學及び専門學校に關すること、専門學校に準すべき各種學校に關すること、専門學校入學者無試験檢定に關すること、高等試験令に依る受験資格に關すること、帝國美術院に關すること、公立學校職員年功加俸國庫補助に關すること、法人に關することを分掌し、學術課に於ては、醫師・齒科醫師・藥劑師試験に關すること、専門學校入學者試験檢定に關すること、高等試験令による試験に關すること(受験資格檢定)帝國學士院に關すること、學術研究會議に關すること、科學の研究獎勵に關すること、測地學委員會・震災豫防調査會・理學文書目錄委員會及び緯度觀測所に關すること、他課

に屬せざる事務等を分掌するものとした。

普通學務局には、學務課・庶務課・社會教育課の三課を置き、學務課第一部に於ては、高等師範學校・女子高等師範學校・臨時教員養成所及び師範學校に關すること、小學校・幼稚園及び學齡兒童に關すること、小學校に準すべき各種學校に關すること、講習に關することを分掌し、學務課第二部に於ては、中學校に關すること、高等女學校に關すること、以上の學校に準すべき各種學校に關すること、盲啞教育に關すること、教育會に關すること等を分掌し、庶務課に於ては、市町村義務教育費國庫負擔に關すること、市町村立小學校教育費國庫補助及び公立學校職員年功加俸國庫補助に關すること、教育基金令に關すること、訴願に關すること、其の他普通教育に關する財政に關すること、視學講習に關すること、法人に關すること、他課に屬せざる事務を分掌し、社會教育課に於ては、圖書館及び博物館に關すること、青年團及び處女會に關すること、青年訓練所に關すること、成人教育に關すること、特殊教育に關すること、民衆娛樂に關すること、圖書認定に關すること、其の他社會教育に關することを分掌するものとした。

實業學務局には、工業及び補習教育課・商業教育課・農業教育課を置き、工業及び補習教育課に於ては、工業專門學校・工業學校及び職業學校に關すること、實業補習學校に關すること、以上に準すべき學校に關すること、工業學校・職業學校及び實業補習學校教員の養成及び資格に關すること、實業教育費國庫補助に關すること、公立學校職員年功加俸國庫補助に關すること、法人に關すること、他課に屬せざる事務に關することを分掌し、

商業教育課に於ては、商業專門學校・商業學校に關すること、商船專門學校・商船學校に關すること、以上に準すべき各種學校に關すること、商業學校・商船學校の教員の養成並に資格に關することを分掌し、農業教育課に於ては、農業專門學校・農業學校に關すること、水産學校に關すること、以上の學校に準すべき各種學校に關すること、農業學校・水産學校教員の養成及び資格に關することを分掌するものとした。

宗教局には、宗務課・古社寺保存課の二課を置き、宗務課に於ては、教派・宗派・教會・僧侶・教師其の他宗教に關すること、法人に關すること等を分掌し、古社寺保存課に於ては、古社寺保存に關すること、寺院佛堂に關すること、他課に屬せざることを分掌するものとした。

圖書局には、編修課・發行課の二課を置き、編修課に於ては、國定教科用圖書編輯に關すること、諸學校教科用圖書編輯に關する事、教科書調査會に關すること、國語の調査に關することを分掌し、發行課に於ては、國定教科用圖書の發行に關すること、諸學校教科用圖書の發行に關すること、教科用圖書の調査檢定に關することを分掌するものとした。

### 第三節 調査審議に關する最高機關の設置

大正改元以來、法規の新設及び改廢、諸般の教育的施設等に關して、教育史上に記録すべき事項は甚だ多い

が、其中、高等教育機關の擴張や、大學其の他の諸學校に關する法令の改正は、それぞれ別項を設けて述べることとし、こゝにはたゞ教育の一般に互る方面の事項のみを略記する。而して、先づ教育に關係ある種々の最高調査審議機關の設置のことからはじめたい。

**教育調査會** 大正二年六月十三日、勅令を以て「教育調査會官制」が公布せられた。官制によれば、教育調査會は、文部大臣の監督に屬し、教育に關する重要な事項を調査審議し、文部大臣の諮詢に應じて意見を開し、又教育に關する重要な事項につき文部大臣に建議することを得るものであつた。會員は二十五人以内の規定であつたが、同三年六月三十日に三十人と改めた。總裁には、最初、樺山資紀を擧げたが、後に加藤弘之がこれに代り、更に蜂須賀茂韶が其の後を襲うた。副總裁には、時の文部大臣がこれに當ることとなつた。教育調査會の設立と共に、明治二十九年以來繼續した高等教育會議は廢止せられた。

**臨時教育會議** 大正六年九月二十日、勅令第五百五十二號を以て、「臨時教育會議官制」が公布せられ、「教育調査會官制」は廢止せられた。官制によれば、臨時教育會議は、内閣總理大臣の監督に屬し、教育に關する重要事項を調査審議し、内閣總理大臣の諮詢に應じて意見を開し、又は内閣總理大臣に建議することを得るものであつた。臨時教育會議は、總裁一人、副總裁一人、委員四十人以内を以て組織し、特別の事項を調査審議する爲めに必要あるときは、臨時委員を置くことを得るものであつた。總裁に平田東助を、副總裁に久保田讓を、委員に小松原英太郎・一木喜徳郎・山川健次郎・村上格一・阪谷芳郎・有松英義・江木千之・柴田家門・莊田平五

郎・成瀬仁藏・高木兼寛・福原謙二郎・眞野文二・荒木寅三郎・北條時敬・木場貞長・井上友一・田所美治・市來乙彦・山梨半造・嘉納治五郎・兒玉秀雄・平沼騏一郎・上山滿之進・湯原元一・瀬戸虎記・水野忠篤・早川千吉郎・大津淳一郎・澤柳政太郎・關直彦・鎌田榮吉・小山健三・山根正次・三土忠造・鶴澤聰明・古市公威・平沼淑郎等を擧げ、一年有餘の時日を費して、多年の懸案たる學制の根本問題に關し、最も有力な決議をした。

臨時教育會議の決議事項を掲載するに當り、明治以後に於ける學制問題の由來を明かにして置く必要がある。學制問題の發端は、遠く明治二十七年の井上文部大臣時代に存するのである。明治二十七年の「高等學校令」に於ては、高等學校の目的を定めて、専門學科の教授を本體とし、帝國大學へ入學する者の爲めに豫科を設置することを得るものとした。然るに、多くの高等學校は、事實上、大學豫科を本體として居たので、此の名實相伴はない制度に對して、自ら改革論が起つて來たのである。明治二十七八年戰役の後、高等教育を受けようとする者は、著るしく激増し、大學豫科及び大學が不足を告げるに至るや、政府は、高等學校及び大學の増設をはかつたが、多數の志望者を盡く收容することが出来なかつたので、單に學校の増設のみによらず、根本的に學制を改革して此の問題を解決する必要を説く者が出た。同三十年の頃、民間に學制調査會なるものが起つて、修業年限の短縮を主張した。此の會の中心人物は、久保田讓・辻新次・湯本武比古等の人々であつた。然るに、明治二十九年に成立した高等教育會議は、修業年限の短縮に反對の決議をした。此の會の中心人物は、加藤弘之・濱尾新・外山正一・菊池大麓等の人々であつた。爾來、學制問題は次第に紛糾した。文部大臣の中にも、

學制問題の解決に力を盡した者が頗る多かつたが、遂によく其の目的を達することを得なかつた。大正二年三月、奥田義人が文部大臣に就任すると間もなく、其の年の六月に高等教育會議を廢止し、教育調査會を設け、學制問題を根本的に審議せんとしたが、任期僅かに一箇年餘にして、其の職を去つたのみならず、間もなく内閣の更迭となつたので、主要問題に觸れるに至らずして止んだ。大隈内閣となるに及び、一木・高田の兩文部大臣は、何れも教育調査會を中心として、大に學制問題の解決に努力したが、十分に其の目的を達しない中に、文相の地位を去つた。さうして、大正六年に至り、岡田良平が文部大臣となるに及び、臨時教育會議が開催せられて、はじめて教育上に於ける多年の懸案が悉く解決されたのである。

臨時教育會議に對し、内閣總理大臣より諮問した事項は、小學校教育・高等普通教育・大學教育及び専門教育・師範教育・視學制度・女子教育・實業教育・通俗教育・學位制度等の多方面に亘つて居た。臨時教育會議に於ては、其の諮問に對して、慎重審議の上、一々詳細な決議をなし、希望事項を述べ、理由書を附して答申した。此の決議事項は、我が國現行教育制度の基礎たるべきものである。左にこれを掲げて置く。

### 小學教育改善決議事項

#### 第一回 答申

一、市町村立小學校教員俸給ハ國庫及市町村ノ連帶支辨トシ國庫支出金額ハ右教員俸給ノ半額ニ控セシメムコトヲ期スヘシ

二、國庫支出金ヲ分配支給スルニハ最も有效ナル方法ニ依ルヘシ

#### 希望事項

市町村立小學校教員俸給ノ國庫及市町村連帶支辨方法ヲ實施セラルルニ就テハ政府ハ教員ノ増俸ヲ行フト同時ニ市町村ノ負擔ヲ輕減シ地方ノ財政及稅制ヲ整理シ且校舍ノ設備其他ニ關シ努メテ冗費ヲ節約セムコトヲ希望ス

#### 第二回 答申

一、小學教育ニ於テハ國民道德教育ノ徹底ヲ期シ兒童ノ道德的信念ヲ鞏固ニシ殊ニ帝國臣民タルノ根基ヲ養フニ一層ノ力ヲ用フルノ必要アリト認ム

兒童身體ノ健全ナル發達ヲ圖ルカ爲ニ一層適切ナル方法ヲ講スルノ必要アリト認ム

兒童ノ理解ト應用トヲ主トシ不必要ナル記憶ノ爲ニ兒童ノ心力ヲ徒費スルノ弊風ヲ矯正スルノ必要アリト認ム

諸般ノ施設竝ニ教育ノ方法ハ劃一ノ弊ニ陥ルコトナク地方ノ實情ニ適切ナラシムルノ必要アリト認ム

二、小學教員ヲ改善スル爲ニ左ノ各項ヲ實施スルノ必要アリト認ム

(一) 小學教員ヲシテ教育者タルノ精神ヲ充實シ其ノ德操ヲ向上シ學力ヲ進歩セシメムカ爲其ノ進退黜陟ノ道ヲ明ニシテ人物尊重ノ趣旨ヲ貫徹セシメ又教員講習ノ方法ヲ改善シテ一層有効適切ナラシメ且正教員ニ對シ考試ヲ行ヒ特別ノ資格ヲ與フルノ制ヲ設クルコト

(二) 師範學校ノ教育ハ其ノ第一部ヲ主トシテ第二部モ之ヲ存置スルコトトシ其ノ教員ヲ優遇シ又優良ナル生徒ヲ得ルノ途ヲ講シ且附屬小學校ヲ改善シテ地方ノ實情ニ適切ナル施設ヲ攻究シ當該地方ニ於ケル模範機關タラシムルコト但シ

其ノ具體的方案ニ關シテハ高等師範教育ト共ニ之ヲ攻究スヘシ

三、視學機關ヲ完備シ以テ小學教育ノ指導監督上遺憾ナカラシムルヲ要ス

四、補習教育ヲ義務トスルハ今日尙其ノ時期ニアラサルモ益々之カ内容ヲ改善シ其ノ普及發達ヲ圖ルノ必要アリト認ム

五、義務教育年限ノ延長ハ之ヲ希望スト雖モ今日ニ於テハ地方經濟ノ關係等ニ鑑ミ尙其ノ時期ニアラスト認ム

第三回 答申

一、尋常小學校ノ課程ヲ整理按排シテ兒童心身ノ發達ニ適應セシメ殊ニ第五學年ヨリ兒童ノ負擔ヲ激増スル現制ニ改正ヲ施スト共ニ國史ノ教科ニ一層重キヲ置キ其ノ教授ノ法ニ改善ヲ加ヘ國民道德ニ資スルノ本旨ヲ完ウセムコトヲ要ス

二、高等小學校ノ教科目ハ取捨選擇ノ範圍ヲ廣クシ且ツ教科目ノ内容ニ關シテモ十分ニ裁量ヲ加ヘシメ以テ地方ノ實情ニ適切ナル教育ヲ施サムコトヲ要ス

三、小學校教科書ハ現制ノ如ク國定ノ方針ニ依ルヘク而シテ國民教育並道德教育ノ徹底ニ一層ノ力ヲ用フルト同時ニ各教科目ノ聯絡權衡ニ改善ヲ加ヘムコトヲ要ス

四、小學校兒童ニ對シ學校並家庭ニ於テ中等學校入學ノ準備教育ニ力ヲ注クノ弊風ヲ矯正シ兒童ヲシテ過度ニ其ノ心身ヲ勞セシメザラムコトヲ要ス

五、學校教育ノ効果ヲ完カラシメムカ爲學校ト家庭トノ聯絡並學校ト社會トノ協力ニ關シ一層適切ナル方法ヲ考究セムコトヲ要ス

高等普通教育改善決議事項

第一回 答申

一、高等學校ハ高等普通教育ヲ授クル所トス

二、高等學校ノ修業年限ハ三年トス

三、高等學校第一學年ニハ中學校第四學年修了者ヲ入學セシム

四、高等學校ハ官立、公立、私立(財團法人ノ設立)トス

五、高等學校ハ單獨ニ之ヲ設置シ又ハ尋常科四年高等科三年合計修業年限七年ノ制ニ依リテ之ヲ設置スルコトヲ得シム

六、高等學校及七年制高等學校高等科ノ學科ヲ分チテ文科及理科トス

七、高等學校及七年制高等學校高等科ニ於テハ第二外國語ハ之ヲ隨意科目トス

八、高等學校及七年制高等學校高等科ノ第三學年ヲ卒リタル者ハ帝國大學ニ入學スルコトヲ得シム

九、高等學校及七年制高等學校高等科ニハ其ノ第三學年ノ上ニ更ニ修業年限一年ノ課程ヲ置クコトヲ得シメ此課程ヲ卒リタル者ハ相當ノ稱號ヲ附與ス

〇、七年制高等學校ノ尋常科並中學校ニハ豫科ヲ置クコトヲ得シム

二、現在ノ高等學校令及高等中學令ハ之ヲ廢止ス

三、中學校ノ修業年限ハ現制ノ通トス

第二回 答申

一、高等普通教育ニ従事スル教員ニ對シ精神的並物質的優遇ノ途ヲ講シ且ツ其ノ德操ヲ向上シ學識能力ヲ増進セシメムカ

爲適當ナル施設ヲ爲スノ必要アリト認ム

- 一、前項物質的優遇ニ就テハ國庫モ亦相當ノ支出ヲ爲スノ必要アリト認ム
- 二、高等普通教育ニ於テハ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ體得セシメ殊ニ國體ノ觀念ヲ鞏固ニシ廉恥ヲ重シ節義ヲ尊フノ精神ヲ涵養シ剛健實實ニ國家ノ中堅タルヘキ人物ヲ陶冶スルニ主力ヲ注クノ必要アリト認ム
- 三、高等普通教育ニ於テハ一層各學科ノ聯絡統一ヲ圖リ理會力ト獨創力トノ啓發ニ努メ且ツ上級學校入學ノ準備ニ汲々タルノ弊風ヲ除去シ高等普通教育ノ本旨ヲ完カラシムルノ必要アリト認ム
- 四、中學校ノ學科課程ヲ整理按排シ殊ニ上級ニ於ケル學科目ノ選擇範圍ヲ廣クシ或ハ分科ノ制ヲ設クルノ途ヲ開キ地方ノ情況ニ應ジ實際生活ニ一層適切ナル教育ヲ施サシムルノ必要アリト認ム
- 五、中學校ノ學科要目ヲ改定シテ教科書ノ編纂ニ工夫ヲ施スノ餘地ヲ與フルト共ニ模範教科書ヲ編纂スルノ方途ヲ講シ且ツ感化ヲ與フルニ一層有力ナル材料ヲ加フルノ必要アリト認ム
- 六、中學校ノ外國語トシテ英語ノ外ニ獨語又ハ佛語ノ採用ヲ獎勵スルノ必要アリト認ム
- 七、中學校高等學校等ノ入學ニ就テハ年齢ニ拘ハラス俊才ノ爲ニ迅速ノ路ヲ開クノ必要アリト認ム
- 八、家庭並社會ノ生徒ニ及ホス影響ハ青年時代ニ於テ最モ痛切ナルヲ以テ高等普通教育ニ於テハ學校ト家庭トノ協力課外讀物ノ選擇等ニ關シテ格段ノ注意ヲ加フルノ必要アリト認ム
- 九、高等普通教育改善ノ關係ヨリ考フルモ健全ナル國民思想ノ源泉タル學術文藝ノ振興ヲ圖ルノ急務ナルヲ認ム
- 三、高等普通教育ノ改善ヲ圖ルニハ前各項ノ外教員養成及視學ノ制度ニ關シ別ニ之ヲ攻究スルノ必要アリト認ム

### 大學教育及び專門教育改善決議事項

- 一、大學ノ分科ハ文科、理科、法科、醫科、工科、農科、商科等トスルコト
- 二、大學ハ綜合制ヲ原則トスルモ單科制トナスヲ得シムルコト
- 三、分科大學ハ國家ニ須要ナル學術ヲ教授シ及其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トスルコト
- 四、分科大學ノ在學年限ハ三年以上トシ醫學科ニ就テハ四年以上トナスコト
- 五、分科大學ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等學校卒業者トスルヲ常例トスルモ其ノ大學ノ狀況ニ依リ之ト同等以上ノ學力アル者ヲモ收容スルヲ得シムルコト
- 六、大學ハ特別ノ理由アル場合ニ於テハ豫科ヲ置クヲ得ルコト
- 七、大學豫科ハ高等學校ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ授クルコト
- 八、大學豫科ハ中學校第四學年修了ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ハ三年トシ中學校卒業ヲ以テ入學資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ハ二年トスルコト
- 九、大學豫科ノ定員ハ當該大學ニ該豫科卒業者ヲ收容スルヲ以テ限度トスルコト
- 二、分科大學ニ研究科ヲ置キ分科大學卒業者ヲシテ引續キ研究ニ從事スルヲ得シメ及ヒ分科大學ニ於テ適當ト認ムル者ヲ收容シテ研究ニ從事スルヲ得シムルコト
- 一、分科大學ノ研究科ニ入りタル者ハ他ノ分科大學ニ就キ研究スルヲ得シムルコト
- 二、分科大學ノ研究科ヲ綜合シテ大學院トシ各研究科間ノ聯絡ヲ完カラシムルコト
- 三、分科大學ニハ學術ノ蘊奧ヲ攻究スルカ爲必要ナル設備ヲナスコト
- 一、大學ハ官立及ヒ財團法人ノ設立トスルコト但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ公共團體ノ設立ヲ認メルコト
- 二、公共團體及ヒ財團法人ノ經營ニ係ル大學ノ設立ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ經ヘコト

- 一五、公共團體及ヒ財團法人ノ經營ニ係ル大學ハ文部大臣之ヲ監督スルコト
- 一六、財團法人ニ於テ大學ヲ設立スルニハ其ノ大學ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル資産相當ノ設備及ヒ相當員數ノ專任教員ヲ備フヘキコト
- 一七、財團法人ノ經營ニ係ル大學ヲ總轄スル者及ヒ其ノ教員ノ任用ハ文部大臣ノ認可ヲ經ヘキコト
- 前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得ヘキコト
- 一八、帝國大學分科大學ニ於テハ教授助教ノ俸給ヲ増加スルコト
- 一九、帝國大學分科大學ニ於テハ教授ノ停年制ヲ設ケ停年制ニ依リ退職スル教授ニ相當ノ退職俸ヲ支給スルコト
- 二〇、學年ノ始ヲ四月トスルコト
- 二一、專門學校ニ關スル現制ハ大體ニ於テ之レヲ改ムルヲ要セサルコト

希望事項

- 一、大學ニ於テハ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ一層意ヲ致サムコトヲ望ム
- 二、大學ニ於テハ受動的學習ノ風ヲ改メ學生ヲシテ教授指導ノ下ニ自ラ研究セシムルノ方針ヲ取ラムコトヲ望ム
- 三、成ルヘク學級制ヲ廢シテ科目制トナシ學生ヲシテ其ノ選フ所ノ科目ヲ學習セシムルノ途ヲ開カムコトヲ望ム
- 四、科目ノ種類ニ依リテ並行講義ノ制ヲ設ケムコトヲ望ム
- 五、大學ニ於テハ學士ノ稱號ヲ得ントスル者ノ爲ニ一定ノ試験科目ヲ設ケムコトヲ望ム
- 六、試験ハ其ノ成績ヲ點數ニ依リテ評定スルノ例ヲ廢セムコトヲ望ム
- 七、綜合大學ニ在リテハ十分ニ各分科間ノ聯絡ヲ保タシメ綜合ノ實ヲ舉クルニ遺憾ナカラシムコトヲ望ム

- 八、大學各分科ノ均等ナル發達ヲ期スルカ爲適當ナル施設ヲ爲シ人材ノ登用ノ如キモ各科ヲ通シテ公平ナラシムコトヲ望ム

師範教育改善決議事項

- 一、師範教育ニ於テハ教育者タルノ人格ヲ陶冶シ其ノ信念ヲ鞏固ニシ殊ニ忠君愛國ノ志操ノ涵養ニ一層力ヲ致スコト
- 二、師範學校ニ豫備科ヲ設置シ修業年限二箇年ノ高等小學校ノ卒業者ヲ入學セシムルコト但シ之レカ設置ハ教育會等ノ施設ニ依ルヲ得シムルコト
- 三、師範學校教員ニ對シ精神的並物質的優遇ノ途ヲ講シ其ノ物質的優遇ニ就テハ國庫ヨリモ相當ノ支出ヲ爲スコト
- 四、小學校ニ於ケル男女教員ノ間ニ相當ノ割合ヲ保タシムルノ方針ヲ以テ師範學校生徒ヲ養成スルコト
- 五、師範學校生徒ニ對シ給費額ヲ相當増加スルコト
- 六、師範學校用トシテ特ニ模範教科書ヲ編纂スルノ方途ヲ講スルコト
- 七、師範學校ノ教諭ヲ増員シ附屬小學校ニ於テ地方ニ適切ナル教育ノ研究ヲ完ウスヘキコト
- 八、附屬小學校ニ於テハ地方ニ適切ナル經濟的施設ヲ研究スル爲各種ノ編制ノ學級ヲ設ケ又附近ノ小學校ヲ利用シテ農村商工業地等ノ教育ニ關スル特殊ノ研究ヲ遂クヘキコト
- 九、師範學校訓練ト市町村立小學校教員トノ間ニ待遇ノ權衡ヲ保タシムルコト
- 一〇、高等師範學校ハ現在ノ如ク之レヲ特設シ其ノ職員ノ待遇ヲ高メ内容ノ改善ニ力ヲ用フルト共ニ研究科及專攻科ハ之ヲ常設トシ且ツ普通教育ニ於ケル國民道德ノ徹底方法其ノ他諸般ノ研究ヲ遂クルカ爲教員ヲ増員シ設備ヲ完全ナラシムルコト

- 二、師範學校中學校高等女學校ノ教員ノ需要ノ増加並有資格教員補充ノ必要ニ鑑ミ高等師範學校ノ收容力ノ増加其ノ他適當ナル方法ニ依リ有資格教員供給ノ増加ヲ圖ルコト
- 三、高等師範學校生徒ニ對スル給費ヲ復活スルコト
- 四、文科大學ニ教育學科ヲ置キ其ノ施設ヲ完備スルコト
- 五、教員養成ニ關シ帝國大學ト高等師範學校ト相互聯絡ヲ保チ成ルヘク其ノ設備ヲ利用シテ研究上ノ便宜ヲ圖ルコト
- 六、帝國大學又ハ官立學校卒業者ニ對シテハ試驗ヲ須ヒス師範學校中學校高等女學校教員タルノ免許狀ヲ授與スルコト
- 七、帝國大學又ハ官立學校ノ卒業者ニシテ專門學校ノ外教育ニ關スル一定ノ科目ヲ修了シタルモノハ前項ニ準セシムルコト
- 八、現ニ無試驗檢定ヲ受クルノ資格アル學校及將來文部大臣ニ於テ之ト同様ノモノナリト認メタル學校ニ對シテハ其ノ申請ニ依リ文部省ヨリ試驗委員ヲ派遣シテ試驗ヲ行ヒ其ノ卒業者ニ師範學校中學校高等女學校教員タルノ免許狀ヲ授與スルコト
- 九、教員ノ試驗檢定ハ努メテ受験者ノ便利ヲ圖リ且ツ檢定ヲ周密丁寧ニシテ受験者ノ實力ヲ判定スルニ遺憾ナカラシムルコト
- 一〇、師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定合格者ニシテ實地授業ノ經驗ナキモノニ關シテハ試補ノ制度ヲ設クルコト
- 一一、高等學校ノ教員タラムトスル者ニモ試驗檢定ヲ行フヲ原則トスルコト
- 一二、師範學校中學校高等女學校ニ於ケル實業科目ヲ受持ツヘキ教員ノ資格ニ關シテハ大體現制ニ依ルコト
- 一三、實業學校教員ノ資格ニ關シテハ大體現制ニ依ルコト

視學制度改善決議事項

- 一、中央ノ視學機關トシテハ文部省ニ學事ノ視察監督ヲ事務トスル特別ノ官職ヲ置キ全國ヲ數區ニ分チ視學區域トナシ各區域ニ付キ數名ノ學事視察官ヲシテ之ヲ擔當セシムルコト
- 二、地方ニ於テハ
  - (イ) 道廳府縣理事官ヨリ補スル視學官ヲ廢シ專任ノ學務官ヲ置キ特別任用ノ途ヲ開クコト
  - (ロ) 道廳府縣ノ視學ノ定員ヲ相當増加シ府縣ノ大小ニ應シ配置ヲ適當ナラシメ且ツ其ノ待遇ヲ高ムルコト
  - (ハ) 郡視學ハ大體現制ノ儘トシ又大ナル島廳ニハ專任ノ島廳視學ヲ置クコト
- 三、前二項ノ外文部省視學委員ノ制ヲ一層擴充シ且ツ道廳府縣ニ於テモ視學委員ヲ置クヲ得シムルコト

女子教育改善決議事項

- 一、女子教育ニ於テハ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ體得セシメ殊ニ國體ノ觀念ヲ鞏固ニシ淑德節操ヲ重ニスルノ精神ヲ涵養シ一層體育ヲ勵ミ勤勞ヲ尙フノ氣風ヲ振作シ虛榮ヲ戒メ奢侈ヲ慎ミ以テ我家族制度ニ適スルノ素養ヲ與フルニ主カヲ注クコト
- 二、高等女學校ニ於テハ實際生活ニ適切ナル知識能力ノ養成ニ努メ且ツ經濟衛生ノ思想ヲ涵養シ特ニ家事ノ基礎タルヘキ理科ノ教授ニ一層重キヲ置クコト
- 三、高等女學校及ヒ實科高等女學校ノ入學年齡修業年限學科課程等ニ關スル規定ヲ改正シテ一層地方ノ情況ニ適切ナラシムルコト



- 四、高等女學校卒業後更ニ高等ナル教育ヲ受ケムトスル者ノ爲ニハ專攻科ノ施設ヲ完備シ又必要ニ應シテ高等科ヲ設置スルヲ得シムルコト
- 五、高等女學校ノ教科目ハ成ルヘク選擇ノ範圍ヲ廣クシ最モ適切ナル教育ヲ施スコト
- 六、高等女學校長並教員ノ待遇ヲ高メ優良ナル人物ヲ招致スルコト
- 七、女子ニ適切ナル實業教育ヲ獎勵スルコト
- 八、以上ノ外高等普通教育改善ニ關スル第二回ノ答申ニ列舉シタル事項ハ大體ニ於テ女子教育ニ關シテモ同様必要アルモノト認ム

希望事項

女學校ノ校長及視學委員ニハ學識經驗ニ富メル適良ノ女子ヲモ任用スルノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

實業教育改善決議事項

- 一、實業學校ニ關スル現在ノ制度ハ大體ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト
- 二、實業教育ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ益々其ノ振興發達ヲ圖リ國庫補助ノ増額其ノ他適切ナル獎勵ノ方法ヲ講スルコト
- 三、實業學校ニ於テハ技能ニ偏スルノ弊ヲ避ケ德育ニ一層ノ力ヲ用ヒ人格ノ陶冶ニ努ムルコト
- 四、實業學校ニ關スル行政機關ヲ整備スルコト
- 五、實業學校ニ關スル規定ハ一層之ヲ寬ニシ益々實際ニ適切ナラシムルコト
- 六、實業學校教員ノ待遇ヲ厚ウスルニハ現時ノ情勢ニ鑑ミ特ニ之ヲ急務トスルコト
- 七、實業學校ト實業界トノ連絡ヲ一層密接ナラシメ相互ノ協力ヲ促進スルノ方法ヲ講スルコト

- 八、實業補習教育ハ益々其ノ普及發達ヲ獎勵シ成ルヘク速ニ之ヲ全部又ハ一部ノ義務教育ト爲シ得ルニ至ラシムルコト
- 九、實業補習學校中特ニ其ノ程度ノ高キモノハ制度上別ニ之ヲ認メ其ノ職員ノ待遇ニ就キテモ相當ノ規定ヲ爲スコト

通俗教育改善決議事項

- 一、朝野關係各方面ノ聯絡ヲ保チテ通俗教育ニ關スル事項ヲ審議スル爲メ文部省ニ調査會ヲ設置スルコト
- 二、通俗教育ニ關スル施設ノ計畫及實行ノ任ニ當ル爲メ文部省ニ主任官ヲ置クコト
- 三、地方團體及教育會其ノ他ノ公益團體ノ協力ヲ促シ可成各地方ニモ通俗教育ニ關スル主任官ヲ置カシムルコト
- 四、通俗教育ノ事ニ當ルヘキ者ヲ養成スル爲メ相當ノ施設ヲ爲スコト
- 五、善良ナル讀物等ノ供給ヲ豐ニスル爲メ積極的施設ヲ爲シ併シテ出版物ノ取締ニ關シ一層ノ注意ヲ加フルコト
- 六、通俗圖書館博物館等ノ發達ヲ促シ之ニ備付クヘキ圖書及陳列品ニ關シ必要ナル注意ヲ怠ラサルコト
- 七、通俗講演會ヲ獎勵シ一層適切ナラシムルコト
- 八、活動寫眞其ノ他ノ興行物ノ取締ニ關シ全國ニ及ホスヘキ準則ヲ設クルコト
- 九、健全ナル和洋ノ音樂ヲ獎勵シ殊ニ俗謡ノ改善ヲ圖ルコト
- 一〇、劇場寄席等ノ改善ヲ圖ルコト
- 一一、學校外ニ於ケル體育上ノ施設ヲ改善シ其ノ普及ヲ圖ルト共ニ競技ニ伴フ弊害ヲ除クコト

學位に關する決議事項

- 一、學位ハ官公立大學ニ於テ之ヲ授ク但シ文部大臣ノ認可ヲ經ルコト

- 二、學位ノ種類ハ文部大臣ノ認可ヲ經各大學ニ於テ之ヲ定ムルコト
- 三、學位ハ大學部研究科ニ於テ二年以上研究ニ從事シ論文ヲ提出シテ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ大學ニ於テ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シ之ヲ授クルコト
- 四、大學ハ文部大臣ニ認可ヲ申請スル際論文並其ノ審査ノ要旨ヲ添フルコト
- 五、現在ノ博士ハ仍從前ノ規程ニ從ヒ其ノ名譽特權ヲ有セシムルコト
- 六、博士會ハ之ヲ廢止スルコト
- 七、帝國大學總長ノ推薦ニ依リ學位ヲ授クルノ規定ハ之ヲ廢止スルコト
- 八、學位ノ授與アリタル十トキハ一定ノ期間内ニ論文ヲ印刷公刊スルコト

臨時教育會議に於ては、以上の外に、兵式教練振作に關する建議、教育の効果を完からしむべき一般施設に關する建議をした。以上の決議に基づいて、文部省は大正八年以後、諸般の教育制度に改正を加へた。

**臨時教育委員會** 臨時教育會議は、教育の全體に亘り、根本的の重要問題を審議し、我が學制の大綱を定め、豫期の目的を果したので、大正八年五月二十二日、同會議は廢止せられたが、其の廢止後に於て、實行上の効果を擧げる爲めの細案を議する機關を設ける必要を生じた。これ同月二十三日、勅令を以て「臨時教育委員會官制」の公布を見るに至つた所以である。臨時教育委員會は、文部大臣の監督に屬し、其の諮詢に應じて教育に關する重要な事項を調査審議し、意見を開申し、又は教育に關する重要な事項に付、文部大臣に建議することを得るものである。臨時教育委員會は、會長一人、副會長一人、委員十五人以内を以て組織するものとし

會長には久保田讓、副會長には一木喜徳郎が任命せられた。

**教育評議會** 大正十年七月九日、勅令を以て新に「教育評議會官制」を公布し、「臨時教育委員會官制」を廢止せられた。官制によれば、教育評議會は、文部大臣の監督に屬し、其の諮詢に應じて教育に關する重要な事項を調査審議し、意見を開申し、また教育に關する重要な事項に付、文部大臣に建議することを得るものである。教育評議會は會長一人、委員二十五人以内を以てこれを組織し、特別の必要あるときは臨時委員を置くことを得るものとし、會長には岡野敬次郎が任命せられた。後鎌田榮吉が代つて會長となつた。

**臨時教育行政調査會** 大正十年七月二十二日に至り、政府は更に「臨時教育行政調査會官制」を定めた。臨時教育行政調査會は、内閣總理大臣の監督に屬し、普通教育に關する施設及び教育費其他の教育行政に關する事項を調査審議し、内閣總理大臣の諮詢に應じて意見を開申し、關係各大臣に建議をなすことを得るものである。會長一人、副會長一人、委員三十五人以内を以て組織し、特別の事項を調査審議する爲めに必要ある時は、臨時委員を置くことを得るものとした。最初は原敬を會長とし、横田千之助を副會長とした。後に高橋是清が代つて會長となり、更にまた加藤友三郎が會長となつた。横田千之助も後に副會長を辭した。臨時教育行政調査會は、小學校教育費の整理節約を議決し、また市町村立小學校費に對する國庫支出金額増加に關する建議を議決した。小學校教育費の整理節約に就いては、激烈な輿論の反對を受けた。

#### 文政審議會

大正十三年四月十五日、「文政審議會官制」が公布せられた。官制によれば、文政審議會は、

内閣總理大臣の監督に屬し、其の諮詢に應じて、國民精神の作興、教育の方針其他文政に關する重要な事項を調査審議する機關であつた。而して、文政審議會は、また以上の事項に就いて、内閣總理大臣に建議することも出來た。文政審議會は、總裁一人、副總裁二人、委員五十人以内を以てこれを組織し、特別の事項を調査審議するために必要あるときは、臨時委員を置くことが出來た。總裁は、内閣總理大臣を以てこれに充て、副總裁の中、一人は、文部大臣を以てこれに充て、他の一人は、内閣總理大臣の奏請に依り、委員の中から勅命せられることになつて居た。官制の公布と同時に、委員として、國務大臣より、水野練太郎・鈴木喜三郎・江木千之、樞密顧問官より、一木喜徳郎・山川健次郎・有松英義・平沼騏一郎、陸海軍より、山梨半造・八代六郎、大學總長より、古在由直・荒木寅三郎、學者より、穂積陳重・井上哲次郎・藤澤利喜太郎・佐野善作・三宅米吉、貴族院議員より、大木遠吉・青木信光・大島健一・福原鏡二郎・阪谷芳郎・鎌田榮吉・岡田良平、政黨各派より、床次竹二郎・鶴澤聰明・安達謙藏・犬養毅、私立大學長より、林毅隆・高田早苗、教育會長より、澤柳政太郎、帝國大學教授より、林博太郎・上田萬年、實業家より、澁澤榮一・團琢磨・木村久壽彌太、新聞社長より、本山彦一・徳富猪一郎、官吏より、小橋一太・佐竹三吾・井上孝哉・西野元・林頼三郎・鶴見左吉雄等の人々が擧げられた。官制により清浦首相が總裁に就任し、副總裁には江木文相と一木樞密顧問官とが就任した。此の委員の數を見ても明かなるが如く、文政審議會は、從來にない大規模の教育調査審議機關である。而して、其の委員の中には、あらゆる方面の識者を網羅して居る。

#### 第四節 諸官制及び諸規則の改廢

**其の他の官制** 其の他の官制に就いて見れば、「古社寺保存會規則」は明治三十年に設けられ、其の當時は内務大臣の監督に屬して居たのであるが、大正二年六月、宗教局が文部省に置かれて以來、文部大臣の監督に屬することになつた。

明治二十九年に發布せられた「醫術開業試験委員官制」は、大正五年九月二十日に廢止せられて、「醫師試験委員官制」が公布せられ、同日また「齒科醫師試験委員官制」が公布せられた。

明治四十年に發布せられた「美術審査委員會官制」は、大正八年九月五日に廢止せられて、「帝國美術院規程」が公布せられた。同院は文部大臣の管理に屬し、美術の發達を裨補するを以て目的とし、文部大臣の諮詢に應じて美術に關する意見を開申し、美術に關する重要な事項に付き、文部大臣に建議することを得るものとした。また同院は院長一人、會員十五人以内を以てこれを組織し、定期又は臨時に美術展覽會を開くこととした。

大正九年には四月二十七日に「教科書調査會官制」が公布せられて、明治四十一年發布の「教科用圖書調査委員官制」は廢止せられた。新官制の調査會は、文部大臣の監督に屬し、其の諮詢に應じて小學校の教科用圖書を調査するもので、會長一人、副會長一人及び委員二十人以内を以てこれを組織し、必要ある場合には、臨時委員を置き得ることとした。

八月二十五日に「氣象臺官制」が公布せられて、明治三十一年發布の「中央氣象臺官制」は廢止せられ、同日また「學術研究會議官制」が新に公布せられた。同會議は文部大臣の管理に屬し、科學及び其の應用に關し、内外に於ける研究の聯絡及び統一を圖り、其の研究を促進獎勵することを以て目的とし、關係各大臣の諮詢に應じて意見を開申し、科學及び其の應用に關する事項に付き關係各大臣に建議するを得るものとした。其の定員は百人以内とし、總務部及び數箇の學術部を置き、會長及び副會長は各一人とし、總務部の部長は會長、副部長は副會長を以てこれに充て、學術部にも會員の互選に依つて部長及び副部長を置くこととした。

十月十二日に、「緯度觀測所官制」が公布せられて、明治三十二年發布の「臨時緯度觀測所官制」は廢止せられた。

大正十年には、六月二十三日に「東京博物館官制」が公布せられた。同館は文部大臣の管理に屬し、自然科學及び其の應用に關し、社會教育上必要な物品を蒐集陳列して公衆の觀覽に供する所と規定せられた。

同月二十四日に「臨時國語調査會官制」が公布せられた。もとの國語調査委員會は、大正二年六月十三日に廢止せられ、爾後八年を隔て、こゝに新に本調査會が設けられた。新官制の調査會は、文部大臣の監督に屬し、普通使用する國語に關する事項を調査するもので、會長一人、委員三十五人以内を以てこれを組織することとした。而して、委員は、新聞雜誌記者・著作家・學者・教育家等より選ばれ、常用漢字の調査、字音假名遣や口語體の調査をすることになつて居る。また七月九日に「航空評議會官制」が公布せられた。同評議會は、文部

大臣の監督に屬し、其の諮問に應じて、航空機の基礎的學理の研究に關する重要な事項を審議するもので、會長一人及び評議員二十人以内を以てこれを組織することとした。以上の外に「學校衛生調査會官制」が新に公布せられたが、次の學校衛生の項に於て述べることにする。

### 第五節 學校衛生に關する制度の進歩

大正五年六月十四日に「文部省官制」が改正せられて、文部省に專任の學校衛生官一人を置かれることになつた。同時にまた訓令號外を以て、「文部省分課規程」を改め、普通學務局の第二課に於て、學校衛生及び學校醫に關する事務を分掌せしめることになつたのは、學校衛生に關する制度の一大進歩である。

同八年六月、「文部省分課規程」の改正と共に、學校衛生及び學校醫に關する事務は、普通學務局の第五課に於て行はれることになつた。更に同十年六月二十二日、「文部省官制」の改正によつて學校衛生に關する事務は擴張せられ、學校衛生官四人、學校衛生官補四人が置かれて、大臣官房の一課となつた。

學校衛生に關する規程の主要なるものを掲げれば、明治三十一年一月十一日、「學校清潔方法」を訓令し、同三十一年一月、勅令を以て「公立學校ニ學校醫ヲ置クノ件」を公布せられると共に、文部省令を以て「學校醫ノ資格」を定め、また「學校醫職務規程」を定められた。同年九月には、「學校幼稚園傳染病豫防及消毒方法」

を定め、同三十三年三月には、「學生生徒及幼兒身體檢査規程」を示したが、大正八年八月二十九日に至り、「學校傳染病豫防規程」を公布して、明治三十一年の「學校幼稚園傳染病豫防及消毒方法」を廢止し、同年九月十九日「兒童生徒及學生ノ近視豫防ニ關スル注意」を訓令した。

大正九年二月二十一日「學校醫ノ資格及職務ニ關スル規程」を定めて、明治三十一年の「學校醫ノ資格」及び「學校醫職務規程」を廢止し、大正九年七月二十七日に至り、「學生生徒兒童身體檢査規程」を公布して、明治三十三年の、「學校生徒及幼兒身體檢査規程」を廢止し、且つ同日、「發育概評決定標準」を發表した。

大正五年十一月以來、文部省内に學校衛生會が設けられ、委員長外十五名の委員及び若干の臨時委員を以て組織し、文部大臣の諮問に應じて學校衛生上緊要なる事項を審議した。而して、審議の結果が前記の法令改廢等の上に有力なる資料を供した。然るに、大正十一年に至つてこれを廢し、同年五月三日勅令を以て、「學校衛生調査會官制」が公布せられた。同會は、文部大臣の監督に屬し、其の諮問に應じて、學校衛生に關する事項を調査するものである。

### 第六節 視學制度の發達

視學制度に關して、特に述べべきは、大正二年六月十三日、勅令を以て「文部省督學官任用規定」を定められた

ことである。右の規定によれば、文部省督學官は、(一)二箇年以上、帝國大學の奏任教官又は文部省直轄諸學校の學校長若しくは奏任教官の職にありたる者か、又は、(二)五箇年以上、奏任文官たる學校長若しくは教官又は奏任文官と同一の待遇を受ける學校長若しくは教員の職に在りたる者の中から、文官高等試驗委員の銓衡を経て、特にこれを任用することが出来るものとした。「文部省督學官任用規定」の公布によりて、明治三十一年六月の「視學官及視學特別任用令」の中、文部省視學官に關する規定は、自然に消滅することになつた。

大正三年四月定めた「文部省督學官及文部省視學委員學事視察規定」によれば、文部省督學官が學校視察を命ぜられた時は、(一)教育行政の狀況、(二)學校教育の狀況、(三)學校衛生の狀況、(四)學校經濟の狀況、(五)學事關係職員執務の狀況、(六)通俗教育其の他教育學藝に關する諸施設の狀況、(七)其の他特に指命を受けた事項に就いて視察し、文部省視學委員は、文部大臣の命を受け、特に指命せられた學事を視察するものとした。大正八年四月「文部省官制」を改正したとき、從來專任督學官七人を置き、專門學務局又は普通學務局に屬して其の事務を掌り、兼ねて學事の視察・監督を掌らしめて居たのを改めて、専ら學事の視察・監督を掌らしめることとした。また同十年六月二十二日には督學官二人を増員して九人とした。

### 第七節 官・公・私立學校の平等待遇

大正七年十二月五日の「大學令」により、大學は、帝國大學の外に官立のものは勿論、公立・私立のものをも認められ、同日の「高等學校令」により、高等學校も、亦官立・公立又は私立等を認められることになつた。同八年四月四日、法律第三十八號を以て、私立の幼稚園・小學校・高等女學校・實業學校・專門學校・高等學校・大學、其の他の私立學校にして、大藏大臣に於て指定したるものに對し、有料借地にあらざる限り、其の用地(校舍・寄宿舎・圖書館・保育上又は教育上必要な附屬建物の敷地並びに運動場、實習用地、其の他の直接に保育又は教育の用に供するもの)の地租を免除し、北海道・府縣・市區町村其の他の公共團體に於ても、此の免租の土地に對し、租稅其の他の公課を課するを得ざることとなつた。更に同年六月二十一日には、明治三十四年四月以來學校及び圖書館の名稱に、費用負擔の區別に従つて、道廳府縣立・郡立・市町村立又は私立の文字を冠用せしめて居た規定が廢止せられた。また私立大學を保護獎勵し、「大學令」に定むる所の基本財産(少なくとも五十萬圓)を有することの要件を具へしめるため、さし當り七私立大學に對して、大正十年度より十箇年間に亘り、各大學に二十五萬圓づゝの補助金を交付せられることになつた。

### 第三章 小 學 校

#### 第一節 地方學事通則の改正

**地方學事通則の改正** 大正三年三月二十七日、「地方學事通則」の改正法律が公布せられた。「地方學事通則」は、明治二十三年の發布に係るものである。既に久しい歲月を経過して居る。時勢の進歩に伴ひ、不備の點を生じて來た。依つて、こゝに此の改正が行はれたのである。

#### 地方學事通則 (大正三年三月二十八日 法律第十三號)

**第一條** 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ教育事務ノ爲之ヲ學區ニ分畫スルコトヲ得

市ノ學區ニ關シテハ市制第四百十五條乃至第四百十七條及市ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ、町村ノ學區ニ關シテハ町村制第二百五條乃至第二百二十七條及町村ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

**第二條** 學區カ市制第六條ノ市ノ區市制第四百十四條ノ市ノ一部又ハ町村制第二百二十四條ノ町村ノ一部ト區域ヲ同シク  
スル場合ニ於テ其ノ區又ハ一部ニ區會又ハ區總會ノ設アルトキハ學區ニ關スル事件ハ其ノ區會又ハ區總會之ヲ議決ス

**第三條** 學區ニ於テ專ラ使用スル學校幼稚園ニ關スル費用ハ其ノ學區内ニ於テ市稅町村稅ヲ納ムル義務アル者之ヲ負擔ス  
ス財産ヨリ生スル收入又ハ學校幼稚園ニ屬スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ

特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス監督官廳ノ許可ヲ受ケ市町村ニ於テ其ノ費用ノ一部ヲ負擔スルコトヲ得

**第四條** 學區ヲ廢止セムトスル場合ニ於テ學區ノ財産ノ處分ニ付テハ關係アル市町村會及學區ノ區會又ハ區總會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム

前項ノ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ學區ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

**第五條** 市町村又ハ其ノ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ市町村又ハ學區ノ兒童教育事務ノ委託ニ應スヘシ

前項ノ委託ニ對スル報償其ノ他必要ノ事項ニ付關係市町村又ハ學區ノ協議整ハサルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム

前條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ付之ヲ準用ス

**第六條** 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クコトヲ得

**第七條** 教育事務ノ爲ニ設クル市町村組合町村組合ハ之ヲ市町村學校組合町村學校組合ト稱ス

市町村學校組合町村學校組合ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

**第八條** 本法中市及其ノ學區ニ關スル規定ハ市町村組合及其ノ學區ニ、町村及其ノ學區ニ關スル規定ハ町村組合及其ノ學區ニ之ヲ準用ス

**第九條** 府縣郡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校圖書館ノ爲基本財産又ハ積立金ヲ設クルコトヲ得

基本財産及積立金ノ管理及處分ハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

**第十條** 府縣制郡市制町村制ニ規定シタル内務大臣ノ職務ハ教育ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣及文部大臣ニ屬ス

附 則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス

従前ノ規定ニ依リ教育事務ノ爲分畫セラレタル市町村及町村學校組合ノ區ハ本法ニ依ル學區、従前ノ規定ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ本法ニ依ル町村學校組合ト看做ス

従前ノ規定ニ依リ設ケタル市町村ノ基本財産及積立金ハ市制町村制ニ依リ設ケタルモノト看做ス

**改正の結果** 改正法律によつて、教育事務のための學區の分畫、または教育事務のために設けたる市町村組合・町村組合等に關し、従來の規程の不備な點は補はれた。加之、全體に亘つて其の規程が頗る整頓したなものになつた。また此の改正法律の附則に依つて、「小學校令」等に規定する所の教育事務の爲めに分畫せられた市町村及び町村學校組合の區は、本法に依る學區と看做されることになつたが、同八年二月六日、「小學校令」中の改正、同年三月二十九日、「小學校令施行規則」中の改正には、前記「地方學事通則」の改正によつて整理した箇所が少なくない。「地方學事通則」は、必ずしも小學校のみに關係して居ない。併し、實際に於ては、小學校の教育に最も密接な關係を有する法律である。よつて、便宜上こゝにこれを述べることにしたのである。

### 第二節 市町村義務教育費國庫負擔法の公布

**市町村義務教育費國庫負擔法の公布** 市町村義務教育費國庫負擔法の公布は、大正年間の教育史上に特筆すべき事柄である。義務教育費國庫負擔問題の起原は頗る古い。既に明治二十四・五年の頃から、我が教育社會の輿論となつて居た。明治四十年に至り、義務教育年限が延長せられて、市町村の教育費が著るしく激増するに及び、其の負擔に苦しむ全國各地の市町村は、帝國議會に請願して、政府に其の事情を開申する等、あらゆる手段を盡して、教育費の支出を國庫に移して、市町村の負擔を軽減しやうとする運動を試みたので、衆議院の各政黨もこれを默視することが出来なくなつた。其の結果、大正六年の第三十九回帝國議會に、政友會・國民黨・憲政會・新政會の四政黨は、期せずして、此の問題に關し、略々同じ内容の建議案及び法律案を衆議院に提出した。政府に於ては、其の意を納れ、翌年の第四十回帝國議會に、「市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案」を提出した。衆議院の委員會は、右の法案を審議し、法案の題號を改めて「市町村義務教育費國庫負擔法」となし、原案に多少の修正を加へた。この修正案は、兩院を通過して、大正七年三月二十六日、法律第十八號を以て公布せられた。其の全文を左に掲げる。

**市町村義務教育費國庫負擔法** (大正七年三月二十六日 法律第十八號)

- 第一條 市町村立尋常小學校ノ正教員及准教員ノ俸給ニ要スル費用ノ一部ハ國庫之ヲ負擔ス
- 第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度千萬圓ヲ下ラサルモノトス

- 第三條 國庫支出金ハ第四條ノ規定ニ依リ交付スル金額ヲ除キ其ノ半額ハ前年六月一日ニ於ケル市町村立尋常小學校ノ正教員及准教員ノ數ニ、他ノ半額ハ前年六月一日ニ於ケル市町村ノ就學兒童數ニ比例シテ之ヲ市町村ニ交付ス
  - 第四條 文部大臣ハ國庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ資力薄弱ナル町村ニ對シ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得
  - 第五條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合又ハ町村組合ハ之ヲ市町村ト看做ス市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共團體、其ノ組合又ハ小學校設置區域亦同シ
- 本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做ス

附 則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

**制定の要旨** 前記の法律の精神を明かにするため、大正七年四月八日、文部省に於ては、訓令第三號に依り、左の如き「市町村義務教育費國庫負擔法制定ノ要旨」を北海道廳及び各府縣に指示した。

今回市町村義務教育費國庫負擔法ヲ制定シ國費ヲ以テ義務教育費ノ一部ヲ支辨スルノ制度ヲ確立セラレタリ惟フニ近時我國義務教育ノ進歩ニ伴ヒ市町村ノ經費著シク増加シ之カ輕減緩和ノ途ヲ講スルノ要アリ而モ又將來益々義務教育ノ改善ヲ圖リ其ノ振興ヲ促シ以テ國家ノ根柢ヲ鞏固ニシ國力ヲ充實シ國運ヲ伸張セシムルノ方策ヲ樹立スルハ洵ニ一日ヲ緩ウスヘカラサルノ急務タリ是レ本法ノ制定ヲ見ルニ至レル所以ナリ

義務教育ノ改善振興ヲ策スルノ途素ヨリ一ニシテ足ラスト雖要ハ直接黨陶ノ任ニ當ル小學校教員其ノ人ヲ得ルニ在リ今



ヤ國事愈々滋ク國益益々多キヲ加フルノ時ニ方リ國庫カ特ニ本法ニ依リ小學校教員俸給ノ一部ヲ負擔スルニ至レル所以ノモノ實ニ小學校教員ノ待遇ヲ改善シテ益々優良ナル人物ヲ招致シ以テ國家ノ要望ニ副ハシメンカ爲ニ外ナラス若シ夫レ今次戰亂ノ結果トシテ必然來ルヘキ列國情勢ノ推移ト其ノ國民思想ノ變化トニ想到スレハ戰後ニ處スヘキ我カ小學校教育施設ノ綱領ハ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シテ益々力ヲ國民道德ノ振興ニ致シ牢乎拔クヘカラサル國家的精神ヲ養ヒ又克ク時勢ノ進歩ニ順應シテ内ハ國運ノ發達ニ貢獻シ外ハ國際競争場裡ニ立チテ帝國ノ使命ヲ完ウスルニ足ルヘキ國民ヲ作ルニ在リ小學校教員タルモノ須ク其ノ職責ノ重大ナルヲ自覺シ常ニ德操ノ向上ト學力ノ進歩トニ努メ拮据勵精其ノ天職ヲ盡サンコトヲ期セサルヘカラス

地方長官ハ本法制定ノ趣旨ヲ體シ小學教育ノ實況ニ鑑ミ指導督勵其ノ宜シキヲ制シ以テ本法ノ施行ヲシテ最モ適切有効ナラシメ國民教育改善ノ効果ヲ舉ケンコトヲ努ムヘシ

**關係法規の制定** 「市町村義務教育費國庫負擔法」の公布と共に、文部省は、これを實施するに必要な各種の法規を制定した。即ち大正七年二月十九日には、「小學校令施行規則」を改正して、小學校教員の月俸額表を改め、改正規則の實施に關して、文部次官の依命通牒を發した。此の月俸額表は、後にこれを掲げることにした。また四月八日には、「市町村義務教育費國庫負擔法施行規程」を發布した。同月十六日、更に「市町村義務教育費國庫負擔法」の施行ニ關スル件」が勅令を以て公布せられるに及び、文部大臣の命により、普通學務局長は、これを各地方長官に通牒した。「市町村義務教育費國庫負擔法施行規程」の全文は左の通りである。

**市町村義務教育費國庫負擔法施行規程**

**第一條** 地方長官ハ毎年六月一日ニ於ケル市町村立尋常小學校ノ正教員ノ數並市町村ノ就學兒童數ヲ左記各項ニ依リ調査シ別表ノ様式ニ依リ七月十五日限り之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

一、市町村組合、町村組合、市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共團體其ノ組合及小學校設置區域ハ之ヲ市町村ト看做シテ調査スヘシ

二、市町村立尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做シテ調査スヘシ

三、本科正教員ニシテ市町村立尋常高等小學校ノ學校長ヲ兼ムル者ハ尋常科ノ教授ヲ受持タル場合ト雖モ之ヲ尋常小學校正教員數ニ算入スヘシ

四、市町村立尋常高等小學校ノ教員ニシテ尋常科高等科ニ涉リ教授ヲ受持ツ者ハ之ヲ尋常小學校ノ教員數ニ算入スヘシ

五、教員ニシテ他ヨリ兼務スル者及休職中ノ者ハ之ヲ教員數ニ算入スヘカラス

六、市町村ノ就學兒童數ハ六月一日ニ於テ市町村立尋常小學校ニ在籍スル兒童ニ付居住市町村ニ於テ之ヲ調査シ計算スヘシ

七、市町村組合、町村組合ノ設置ニ係ル尋常小學校ノ在籍兒童、之ヲ市町村組合、町村組合ノ就學兒童トシテ計算スヘク關係各市町村ノ就學兒童トシテ計算スヘカラス市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共團體ノ組合ニ付亦同シ

八、市町村一部ノ兒童教育事務委託ノ場合ニ於テハ其ノ兒童ハ委託市町村ノ就學兒童トシテ計算スヘク之ヲ委託市町村ノ就學兒童トシテ計算スヘカラス

九、市町村全部ノ兒童教員事務委託ノ場合ニ於テハ其ノ兒童ハ之ヲ委託市町村ノ兒童トシテ計算スヘシ

**第二條** 地方長官ハ市町村義務教育費國庫負擔法第三條ニ依ル國庫支出金仕拂命令ノ委任ヲ受ケタルトキハ四月、十月

ノ二回ニ分チ市町村ノ受クヘキ國庫支出金ノ半額ツツチ市町村ニ交付スヘシ

第三條 前年六月一日以後ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テハ左ノ例ニ準シ従前ノ市町村ニ交付スヘキ國庫支出金ヲ分配交付スヘシ

一、教員數ニ應シテ交付スヘキ國庫支出金ハ前年六月一日ニ於テ當該市町村立尋常小學校ニ勤務シタル正教員及准教員ノ數ニ生シタル異動ニ應シテ關係市町村ニ配付ス

二、就學兒童數ニ應シテ交付スヘキ國庫支出金ハ廢置分合又ハ境界變更後ニ於ケル當該地域ノ所屬ニ從ヒ前年六月一日ニ於テ居住シタル就學兒童數ニ割當テ關係市町村ニ配付ス

市町村組合、町村組合ノ設置、組織變更又ハ解散アリタル場合ニ於テハ前項ノ例ニ依ルヘシ市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共團體ノ組合ニ付亦同シ

第四條 尋常小學校設置ニ關スル費用負擔ノ爲學區ヲ設クル市町村ハ交付ヲ受ケタル國庫支出金ヲ市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ標準ニ依リ學區ニ分配交付スヘシ學區ノ廢置分合又ハ區域變更アリタル場合ニ於テハ前條ノ例ニ依ルヘシ

第五條 地方長官ハ國庫支出金ヲ交付シタルトキハ市町村別ニ交付金額ヲ具シ遲滞ナク之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

第六條 市町村義務教育費國庫負擔法第四條ニ依ル國庫支出金ノ交付ニ關シテハ別ニ定ムルトコロニ依ルヘシ

別表 市町村立尋常小學校教員數及就學兒童數調 (大正 年六月一日現在)

教員數 ———— 准教員數 ———— 合計 ———— 就學兒童數

「市町村義務教育費國庫負擔法」によれば、市町村立尋常小學校の正教員及び准教員の俸給に要する費用の一部

は、國庫がこれを負擔するものとし、國庫の負擔として支出すべき金額は、毎年度一千萬圓を下らざるものとした。右の國庫支出金額の中、其の十分の一を越えざる範圍内に於て、資力薄弱なる町村に對し、特に交付金額を増加することを得るものとし、其の金額を除いた金額は、其の半額を前年六月一日に於ける市町村立尋常小學校の正教員及び准教員の數に、他の半額を前年六月一日に於ける市町村の就學兒童數に比例して、これを市町村に交付するものとした。本法の適用に就いて、市町村組合又は町村組合は、これを市町村と看做し、市制又は町村制を施行せざる地域に於ける市町村に準すべき公共團體、其の組合又は小學校設置區域も、これを市町村と看做し、市町村立尋常小學校に於て、尋常小學校の教科を授くべき部分は、これを市町村立尋常小學校と看做すこととした。

**義務教育費國庫負擔の増額** 市町村の義務教育費に對する國庫負擔額は、法律の定むる所により、一千萬圓を下らざるものとしてある。故に、政府は、最初の年に一千萬圓を支出した。併し、一千萬圓は、十分な負擔と云はれなかつた。大正六年の臨時教育會議に於ては、國庫の負擔を以て、教員俸給費の半額に達せしむべしとした。當時の小學校教員俸給は、正教員一人當り四圓の増俸を計上して、三千八百萬圓餘になつて居た。故に、岡田文相は、二千萬圓の國庫支出金を要求したが、財政上の都合で、大藏省に於て其の半額に削減せられ、一千萬圓として議會に提出されたのであつた。一千萬圓の支出額は、かくの如き事情によつて定まつたのである。従つて、これが増額運動の起るのは、極めて自然の勢であつた。恰かも、當時、歐洲戰亂の影響を受

け、物價が急激に騰貴したので、教員の生活難を救済しなければならぬ問題が起つた。然るに、各町村には其の財源がなかつた。こゝに於て、全国の町村がみな舉つて國庫負擔額の増加を要求するやうになつた。従來はたゞ教育社會の輿論のみに止まつて居た問題が、一轉して地方自治體の政治問題に化したのである。義務教育費國庫負擔増額運動は、次第に旺盛となり、遂には全國町村長大會の開催となつた。大會に於ては、決議をなし、代表者を舉げて、政府の當局や政黨各派に陳情した。地方の選挙區を地盤とする議員は、此の問題を輕視することが出来なくなつた。かくの如く、輿論が喧噪を極めて居た時に、原首相は、義務教育費の整理節約を企て、臨時教育行政調査會を組織してこれを調査せしめた。反對論は猛然として起つた。日々の新聞紙は、紙面の大半を割いて、此の問題を報じた。教育問題がかくの如く天下の視聽を動かしたのは、古今未曾有の事實であつた。其の輿論轟々たる間に、原首相の遭難が起つた。

時代の趨勢は、進むべき方向に進んで行つた。原首相の歿後、教育費の節約整理問題は、自ら消滅してしまつた。さうして、義務教育費の國庫負擔額は、漸次増加して行つた。昭和の初年には、七千萬圓の金額に達した。殊に、昭和初年の第五十二回帝國議會に於ては、一躍三千萬圓の増額を見るに至つた。これには政治上の複雑な事情が絡んで居る。教育問題の政治化を證するよき材料である。これより先き、市町村義務教育費國庫負擔額は、既に四千萬圓に達して居たが、尙ほ其の増加を要求する聲は、次第に高くなつて來た。遂には全國市町村長會・帝國聯合教育會・帝國農事協會等を中心とする義務教育費國庫負擔増額期成同盟會が成立し、種々の手

段を以て當局に運動を試みた。こゝに於て、政府は、大正十四年度の第五十議會に於て、次の議會に必ず更に二千萬圓増額の豫算を提出することを言明するに至つた。故に、大正十五年度の第五十議會に臨んだ政府は、大正十五年度の文部省所管一般會計の中に、二千萬圓の増額豫算を計上して、右の公約を果すことになつた。これを前の四千萬圓に加へると六千萬圓になるのである。我が教育會に於ても、これ迄の要求は、大體教員俸給費の半額即ち六千萬圓位に止まつて居たので、これ以上を要求する考へもなかつた。又全國町村長會議に於ても一般財政緊縮の若槻内閣に向つて、本年度に於て六千萬圓以上を要求しやうとは考へても居なかつた。故に、若し他に何事もなければ、此の問題は政府案通り既定の増額二千萬圓に止まるべきものであつた。然るに、こゝに思ひがけない大問題が起つて來た。それは外でもない。政府對政友本黨の對議會策である。かねて、政府も本黨も、何とか妥協して此の議會を無事に通過する工夫をめぐらして居た。處が、誠に好都合にも政府の税制整理案といふものが出来たのである。政府は、豫ねての公約たる税制整理並にそれによる減税を果さんが爲めに、地租一分減の案を立て、議會に臨んだ。政友會は、これに對して、豫ねて唱へて居た處の地租移讓を此の際税制整理の一として實現しやうと主張した。即ち政府は地租一分減によつて、民力休養、町村民の負擔輕減を計らうとし、政友會は地租七千五百萬圓の恒久財源を町村に移して、町村財政の基礎を確立しやうと云ふのである。また政友本黨は、別に一案を立て、税制整理によつて生ずる約二千萬圓の剩餘金を教育費國庫負擔の増額に充てやうと考へた。故に、政友本黨は、此の議會に於て、政府の提出に拘はる二千萬圓増額の

上に、更に右の税制整理より生ずる二千萬圓を増額しやうと云ふのである。政友本黨案によれば、これを現在の四千萬圓に加算すると、總計八千萬圓の教育費を國庫が負擔する事になる。本黨は斯くして民力休養、町村民負擔の軽減を計らうとするのであつた。

此の税制整理案は、政府の難關であつた。政府黨も政友會も政友本黨も、自黨だけでは過半数に達しないから、其のまゝでは、三案ともに消滅してしまふ。若し此の整理案が不成立に終れば、政府は議會を解散するか、然らざれば辭職するより外に道はない。唯一の活路は、本黨と妥協するか、然らざれば政友會に降参して地租移讓を認めるかであつた。處が政府の主義は、地租移讓に反對であるから、如何に金が惜しくても降参は出来ない。これに反し、政友本黨案の方は、其の主眼點が更に二千萬圓を要求するものであつて、主義に於て反對のない問題である。政府がこれと妥協することは、別に不自然でもない。地租一分減をすて、これに相當する一千萬圓の財源を以て、更に一千萬圓だけ、此の議會で増額する事とし、他の一千萬圓は明年他の重要豫算と共に充分考慮する事になつて漸く結末がついた。兎に角、此の妥協は、政府に取つて面目の立たないものではなかつた。かくの如くして、二千萬圓の増額に終るべき義務教育費の國庫負擔額は、三千萬圓の増額となつたのである。我が教育界のためには、思ひがけない幸福であつた。

### 第三節 小學校に關する諸規程の改正

小學校に於ける教科課程の改正 大正八年二月六日の「小學校令」改正、翌月二十九日の「小學校令施行規則」改正によつて、小學教育の發達上注目すべき教科課程及び教授時數の變更が行はれた。其の要點を擧ぐれば左の通りである。

第一には、高等小學校の教科課程をして、兒童各自の要求と、土地の情況に適應せしむるために、取捨選擇の範圍を廣めた。即ち、舊令に「高等小學校ノ教科目ハ修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ 前項數科目ノ外手工・農業・商業ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ 其ノ數科目ヲ加ヘタル場合ニ於テハ兒童ニハ其ノ一科目ヲ課スルモノトス」とあつたのを改めて、「高等小學校ノ教科目ハ修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・唱歌・體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ 前項數科目ノ外手工・農業・商業・女兒ノ爲ニハ家事ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ 土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外圖畫・外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得 前二項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得」とした。又日本歴史及び地理の毎週教授時數は、従來、二科目を合はせて、第一學年・第二學年は各三時間、第三學年は二時間として居たのを改めて、各學年を通じ、各別に二時間宛を課することにした。

第二には、尋常小學校に於ける理科の教授を早め、心意自然の發達に適合せしめると共に、時勢の要求に應ずることとした。本令により、従來、尋常科第五學年から課して居た理科は、尋常科第四學年から課することとなつた。

第三には、國民の自覺を高める方法として、地理及び日本歴史の毎週教授時數を増加した。従來は、地理と日本歴史とを合はせて、毎週教授時數を三時間として居たが、改正規程によつて、各別に二時間宛を課することとなつた。

第四には、教授時數を稍、減少して、兒童の課業に對する負擔を軽くした。

**高等小學校の改善** 大正十五年四月、「幼稚園令」の公布に次ぎ「小學校令」の改正が行はれた。「小學校令」の改正中でも、尋常小學校に關する分は、「幼稚園令」の制定に伴ふ自然の修正に止まつて居たが、高等小學校の方面に關する改正には注意すべき點が少なくない。左に其の要點を擧げて略説しやうと思ふ。

**改正の目的** 文部大臣から各地方長官に指示した所によれば、改正の要旨は次の如き點にある。近來、高等小學校に入學する者が年々増加して來て、最近の統計によると、その割合は、實に百分の五十五に達して居る。故に、若し制度を改善し、その内容の充實を計つて、今後猶ほ一層多くの入學者を收容することを得れば、義務教育延長の如きも、その實施の時期を促進し得るのみならず、更に圓滑に之れを實施することが出来る。加之、又高等小學校を改善して、地方の青年の爲めに、一層適切有効な教育を施すやうになれば、一部の青年は

安んじて高等小學校に止まるが故に、彼の徒らに競つて中等學校の門に走らうとする今日の弊害を救済することが出来る。

**實業科の奨励** 文部大臣の所謂一層適切なる改善の一つは、従來缺くことを得た實業科を必修科とし、その土地の状況に應じて、それぞれ農業・商業・工業・水産業等の一科若しくは數科目を置かして、生徒をしてその内の一科目を必修せしむることを原則とし、猶ほ珠算を必修科の中に入れ、その外、圖畫や手工の如き教科をも適宜高等小學校の教科目に加ふる事とし、女兒に對しては、別に、裁縫の外に家事を必修せしめ、且つ手工科の中に於て、簡単な程度の手藝を課する事とした。要するに、今日の高等小學校の教育をして一層實際的生活に適切ならしめやうといふのである。

**教科擔任制** 最う一つ重要な改正は、高等小學に於ける教員の配置にすることである。従來は、尋常小學校と同じく、高等小學校に於ても、一教員をして一學級を擔任せしむるを常例としたが、此の改正によつて、之れに教科擔任制を加味せしむる事となつた。而して、それが爲めに其の學級數に等しい員數の本科正教員を置くの外に、教科目・教授時數・兒童數等に應じ、必要な員數の本科正教員又は専科正教員を置かせる事とした。又教授訓育の徹底を期するため、今後二部教授の如きは、尋常小學校には許さず、高等小學校には絶対に許さぬ事とした。

以上は高等小學校に關する改正中の最も眼目とする處であるが、これを専攻科の施設と相照らし合はせて見

ると、兩者の間に連絡のあることが明かに了解される。實業科を必修としたのは、高等小學校に於て實業科を擔任することを得させるため、又普通學科の中から教科目を選択必修せしむる制度としたのも、矢張卒業後主として高等小學の教員たらしめんが爲めである事がよく了解される。

**學校體操教授要目の制定** 從來、各學校の體操は、其の教授する事項が區々に亘り、往々其の準據する所に迷へるかの觀があつたが、これは學校の體育上頗る憂慮すべきことであるから、文部省に於ては委員を設けて調査した結果、大正二年一月二十八日、訓令を以て「學校體操教授要目」を示し、普通教育上に於ける體操教授の参考に供せしめた。

**小學校の教科書** 明治三十七年、國定教科書の制度を創めてから、今日に至るまで、尙ほこの制度を持續して居るが、其の間には、時勢の進歩に應ずるために、舊教科書に對して修正を施した。第一回の修正は、明治四十一年より始めて大正五年に終り、第二回の修正は、大正六年から始まつたのである。

國定教科書の編纂は、明治四十一年の「教科用圖書調査委員會」設置以來、同委員會の手に委ねられ、而して、修身・國語・歴史の三部の主査委員が出来て専ら其の衝に當り、其の内より各區四名以内の起草擔任の委員を置いて、實際に筆を執らしめて居たのである。此の起草擔任の委員には、事實、文部省圖書官中の幾人かが参加して居たけれども、文部省圖書官は、當然同委員會の委員となるべきものでもなく、圖書官以外の人で起草擔任の委員となつて居た人もあつた。然るに、大正九年四月二十七日、前記の委員會が廢せられて、新に「教

科書調査會」が設けられた。此の調査會は、文部大臣の諮問に應じて、小學校の教科用圖書を調査することに、教科書の起草編纂は、同日圖書官を廢して新に置かれた圖書監修官がこれに當ることになつた。随つて、圖書監修官は、舊制の圖書官よりも多くの人數を要し、大正九年四月には、圖書監修官專任九人（外に圖書監修官補五人）を置いた。次いで、同十年六月二十二日には、圖書監修官の定員を專任十五人（圖書監修官補九人）に改めた。

#### 第四節 小學校教員に關する諸制度の改正

**小學校教員免許狀及び待遇に關する制度の改正** 小學校の教員に關する制度も屢々變更した。大正二年七月「小學校令」中改正、小學校教員免許狀は、府縣知事がこれを授與し、全國を通じて有效なるものとした。同六年一月二十七日には、「市町村立小學校長及教員名稱及待遇」中に改正を加へ、明治四十四年に開かれた奏任待遇の途を擴張し、一府縣に於て十人までこれを増加することを得るものとした。

**小學校教員俸給額の改正** 「市町村義務教育費國庫負擔法」公布の結果、小學校教員の待遇は改善せられた。大正七年三月、「小學校令施行規則」を改正して、小學校教員の月俸額を左表の如く改めた。



大正八年	三三、八〇〇	二、〇七三	一六、〇六	三、二四四	六二、一〇〇	四三、七三二	三、七三二	三、四〇三三	五、〇〇五
大正九年	五、四〇八二	三、八九三	三、八九一	二、九〇九	四、八五七	四、四〇六	三、七三二	三、四〇三三	五、〇〇五
大正十年	五、八〇五〇	四、〇五五	三、〇〇〇	三、二二一	五、一四〇	四、四〇六	三、七三二	三、四〇三三	五、〇〇五
大正十五年	六〇、三二一	四、〇七三	三、五〇六	三、二二一	五、一四〇	四、四〇六	三、七三二	三、四〇三三	五、〇〇五

**疾病治療料の給與**

大正四年四月八日には、「公立小學校教員疾病治療料給與ニ關スル規則」を定め、公立小學校正教員にして、兒童の衛生上特に考慮を要すべき疾病に罹り、休職を命ぜられた者には、勤続年數其の他の事情を斟酌し、百圓以上二百五十圓以下の疾病治療料を給し、同じく退職を命ぜられた者には、勤続年數其の他の事情を斟酌し、二百圓以上四百圓以下の疾病治療料を給し、公立小學校准教員は正教員の規定を用し、休職の場合には五十圓以上百五十圓以下、退職の場合には、百圓以上二百五十圓の疾病治療料を給するものとした。

**退職料表の改正**

「市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法」には、大正七年三月三十日、同十年三月二十九日の兩度に改正を加へて、小學校教員退職料表を改めた。

二百四十圓以上	二百圓以上二百四十圓未滿	百八十圓以上二百圓未滿	百六十圓以上百八十圓未滿	百四十五圓以上百六十圓未滿	百三十四圓以上百四十五圓未滿	百十五圓以上百三十四圓未滿	百十五圓以上百三十四圓未滿	百五圓以上百十五圓未滿	九十五圓以上百五圓未滿	八十五圓以上九十五圓未滿	七十五圓以上八十五圓未滿
七三〇	六〇〇	五四〇	四八〇	四三〇	三九〇	三五〇	三一〇	二七〇	二三〇	一九〇	一五〇

三三	六六	五七〇	五〇六	四五八	四一〇	三六二	三一〇	二六六	二三三
八〇四	六六八	六〇〇	五三三	四八八	四三〇	三七八	三三〇	二七七	二四〇
八四六	七〇一	六三〇	五五八	五〇四	四五〇	三九六	三四〇	二八八	二四八
八八八	七五八	六九〇	五八四	五三七	四七〇	三七八	三三七	二八九	二五五
九三〇	七九〇	七二〇	六一〇	五五〇	四九〇	四三〇	三九〇	三三〇	二八三
九七五	八〇七	七三三	六五九	五七六	五二一	四六〇	四二〇	三七〇	三二四
一〇一〇	八四四	七五六	六八九	六三二	五七六	五三六	四八九	四三六	三八八
一〇六五	八八一	七九九	七三六	六八〇	六三〇	五八二	五三〇	四八四	四三六
一一一〇	九一八	八三三	七五五	六九四	六四二	五九二	五四〇	四九一	四四三
一一六五	九九五	八五五	七七五	七二〇	六六八	六一〇	五五〇	五〇〇	四五三
一二一〇	九九五	八九一	七八七	七三九	六八二	六三〇	五八〇	五三〇	四八三
一二六五	一〇三五	九二七	八二九	七八〇	七二九	六七六	六二二	五七〇	五二〇
一三二〇	一〇七五	九六三	八五二	七九七	七四三	六八八	六三三	五八〇	五三〇
一三七五	一一二五	九九九	八八二	八二六	七七〇	七一五	六六〇	六〇五	五五五
一四三〇	一二五五	一〇三五	九二五	八七〇	八一五	七六〇	七〇五	六五〇	六〇〇
一四八五	一三九八	一二四四	九八〇	九二五	八七〇	八一五	七六〇	七〇五	六五五
一五四〇	一四九八	一三三四	一〇七〇	一〇一五	九六〇	九〇五	八五〇	七九五	七四五



一、五八八	一、三二八	一、三三三	一、〇一〇	九二一	八三二	七三三	六二七	五九一	五三五
一、五九九	一、三三七	一、三一九	一、〇九五	九三三	八五一	七四九	六八一	六三三	五四五
一、六五〇	一、三〇七	一、三〇三	一、〇九〇	九八五	八八〇	七七五	七〇五	六三三	五四五
一、七〇七	一、三二六	一、三二二	一、一三六	一、〇一〇	九三三	八〇四	七三三	六六〇	五八八
一、七五八	一、四三二	一、三二四	一、一六六	一、〇五五	九四四	八三三	七五九	六八五	六一一
一、八二三	一、五〇八	一、三五六	一、二〇九	一、〇九七	九七六	八六三	七八六	七〇〇	六二二
一、八六六	一、五三四	一、三九八	一、二四三	一、一三五	一、〇〇八	八九一	八二二	七三五	六三四
一、九〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	一、二六〇	一、一七〇	一、〇四〇	九〇〇	八三〇	七六〇	六八〇

一年現役服役中の俸給支給

大正十三年三月二十九日、「一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法」を制

定し、市町村立小學校教員にして、一年現役兵として現役に服する者の服役中の俸給支給のため、市町村の要する費用は、國庫がこれを負擔することとなつた。(大正十年八月五日「小學校令施行規則」を改正し、一年現役兵として服役中、俸給の十分の二を減ずることにしたから、俸給の八割を國庫が支給するのである。)

小學校教員の供給

小學校教員の供給には、北海道及び府縣の師範學校が主として其の任に當るものであるが、又檢定の制度があつて、其の幾部分を補ふことになつて居る。而して、小學校教員檢定の制度は、遠く明治十四年に其の源を發するものである。其の後、多少の變遷を経て、今日に及んで居る。大正以後、於ける此の方面の改正中、最も主なるものは、大正八年三月二十九日「小學校令施行規則」の改正に依つて、無試

驗檢定を受け得る範圍を擴張し、從來の規定の外に、高等學校高等科教員免許狀を有する者及び高等學校高等科又は大學豫科を卒りたる者を加へ、また小學校專科正教員の試験科目を從來より範圍を廣め、音楽・體操・裁縫・手工・農業・商業・家事・圖書・外國語の二科目若しくは數科目とし、府縣知事は文部大臣の認可を受け、前項試験科目の外必要な科目に付、試験を行ふことを得ることとし、且つ其の試験は、小學校教員檢定委員會に於て修身・國語・算術に關し、普通の學力を有するものと認められた者でなければ、これを行はないこととした。以上の外、同時に尙ほ多少の改正はあつたがこゝには略する。同十年八月五日には、無試験檢定を受け得る者の中に「専門學校入學者檢定規程」に依る試験檢定に合格した者及び同規程の専門學校入學に關し、文部大臣より中學校若しくは修業年限四箇年の高等女學校の卒業者と同等以上の學力を有する者と指定せられた者を加へた。また從來府縣知事が或る者々特に適任と認め、無試験檢定に依つて小學校正教員免許狀を授與しようとする場合には、文部大臣の認可を受けなければならなかつたが、これを改めて、一定の調査標準に合ふものは、府縣知事から直ちにこれを授與することとした。

第五節 小學教育の發達

大正元年度以降に於ける小學校數・兒童數・教員數及び經費等に關する統計を左に掲げ、小學教育の發達を具

體的に知る資料としたい。(文部省年報に據る)

年 度	學 校 數	學 級 數	教 員 數	學 齡 兒 童 數	就 學 兒 童 數	不 就 學 兒 童 數	就 學 步 合	公 學 費
大正 元 年 度	三、五、六、七、三	一、四、三、三、二	一、五、八、六、〇、二	八、五、三、八、三、五、八	七、二、四、五、五、五	一、三、〇、七、四	九、八、〇、三	五、八、一、八、六、三、七
同 二 年 度	三、五、六、五	一、四、三、一、八	一、五、七、〇、八、五	八、六、八、七、三	七、二、六、九、三、四	一、三、六、三、四	九、八、〇、六	五、六、一、〇、一、三、三
同 三 年 度	三、五、五、八	一、四、三、〇、三	一、五、九、七、五、四	八、八、七、〇、二、三	七、四、四、五、五、四	一、三、一、九、〇	九、八、〇、六	五、四、九、一、〇、四、四
同 四 年 度	三、五、五、六	一、四、五、六、三	一、六、一、九、九、三	九、〇、六、一、九、二	七、六、三、三、六、七	一、三、四、五、二	九、八、〇、七	五、六、七、二、九、九、八
同 五 年 度	三、五、六、三	一、四、九、二、四、二	一、六、〇、五、八	九、一、四、四、八、六、八	七、七、七、一、三、七	一、三、七、三、五	九、八、〇、六	六、〇、六、〇、五、〇、〇
同 六 年 度	三、五、六、九	一、五、二、六、二	一、六、九、四、七、〇	九、四、九、七、三、七、五	八、〇、〇、一、七、〇、三	一、四、八、六、四	九、八、〇、三	六、六、七、〇、七、六、八
同 七 年 度	三、五、六、五	一、五、八、九、六、九	一、七、三、九、七、九	九、七、三、六、三、五、八	八、二、九、七、九、一、六	一、四、三、八、四	九、八、〇、六	九、〇、五、四、二、二、九
同 八 年 度	三、五、六、四	一、六、三、四、五、七	一、七、八、四、五、〇	一、〇、〇、九、一、七、五、二	八、五、七、七、九、一、八	一、四、二、六、六	九、八、〇、九	一、三、五、八、三、一、三、〇
同 九 年 度	三、五、六、九	一、六、八、〇、三、三	一、八、五、三、四、八	一、〇、三、二、七、〇、六、六	八、八、一、〇、四、七、四	一、四、六、五、四、八	九、八、〇、三	一、八、八、四、三、〇、八、六
同 十 年 度	三、五、六、三	一、七、三、七、一、八	一、八、九、四、七、六	一、〇、四、六、六、二、三、三	九、〇、〇、八、〇、三、九	一、四、三、四、三、八	九、八、〇、七	二、〇、四、五、七、五、四、六
同 十 一 年 度	三、五、五、八	一、七、七、〇、〇、〇	一、九、五、一、九、七	一、〇、六、六、三、六、九	九、一、六、八、八、九、一	一、四、四、三、八	九、八、〇、三	二、一、七、五、四、七、七、六、八
同 十 二 年 度	三、五、四、六	一、八、〇、八、四、五	一、九、九、六、六、三	一、〇、六、八、二、〇、五	九、二、四、七、一、四、〇	一、四、四、八、八	九、八、〇、三	二、三、一、九、三、三、三、八

### 第四章 幼稚園

#### 第一節 幼稚園令の公布

**幼稚園令の公布** 大正十五年四月二十一日、勅令第十七號を以て、「幼稚園令」が公布せられた。これ即ち我が國に於ける最初の「幼稚園令」である。從來、幼稚園に關する規程は、「小學校令」や「小學校令施行規則」の中に附記せられて居た。従つて、幼稚園は、小學校の附屬物であるかの如き觀を呈して居た。近年に至りて、かくの如き法令の不備を指摘する者が次第に多くなり、各地に開催せられる幼稚園關係者の會合に於ては、常に決議をなして當局に法令の改正を促した。これより先き、大正十二年に「盲學校及聾啞學校令」を制定した當局は、「幼稚園令」のみを等閑に附して置くことが出来なかつた。こゝに於て、「幼稚園令」の制定を見るに至つたのである。これ亦教育制度上の一大進歩と云はなければならぬ。左に其の全文を掲げて置く。

#### 幼稚園令

(大正十五年四月二十一日 勅令第十七十四號)

- 第一條 幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス
- 第二條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得
- 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ幼稚園ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 幼稚園ハ小學校ニ附設スルコトヲ得
- 第五條 幼稚園ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ルモノハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼児トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未満ノ幼児ヲ入園セシムルコトヲ得
- 第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保姆ヲ置クハシ
- 第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
- 園長ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第九條 保姆ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル
- 保姆ハ女子ニシテ保姆免許狀ヲ有スル者タルヘシ
- 第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保姆免許狀ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得
- 第十一條 保姆免許狀ハ地方長官ニ於テ保姆檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ニ通シテ有効トス
- 保姆檢定ハ小學校教員ニ於テ之ヲ行フ

- 保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
  - 保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム
  - 第十二條 幼稚園ノ職員ニ關シテハ小學校令第四十四條乃至第五十條ノ規定ヲ準用ス
  - 第十三條 幼稚園ノ設置廢止、保育項目及其ノ程度、編制並設備ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム
  - 第十四條 幼稚園ニ於テ保育料入園料等ヲ徵收セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 附 則
- 本令施行ノ際現ニ存シ小學校令ニ依リ設置セラレタル幼稚園ハ本令ニ依リ設置セラレタルモノト看做ス
- 本令施行ノ際現ニ幼稚園ノ保姆ノ職ニ在ル者ニシテ小學校ノ本科正教員タルベキ資格ヲ有スルモノニハ地方長官ハ保姆檢定ヲ經ズシテ保姆免許狀ヲ授與スルコトヲ得
- 幼稚園令施行規則** (大正十五年四月二十二日 文部省令第十七號)
- 第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼児ヲ保育スヘシ
  - 幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス
  - 常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシムルコトヲ務ムヘシ
  - 第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戲、唱歌、觀察、談話、手技等トス
  - 第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得
  - 第四條 保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第五條 幼稚園ニ於テハ年齢別ニ依リ組ノ編制ヲ爲スチ常例トス

第六條 幼稚園ニ於テハ保育項目、保育時數、組數等ニ應シ必要ナル員數ノ保母ヲ置クコトヲ要ス

第七條 保母免許狀ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セサル女子ヲ以テ保母ニ代用スルコトヲ得但シ保母免許狀ヲ有セサル者ノ數保母免許狀ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得

特別ノ事情アルトキハ管理者又ハ設立者ハ當分ノ内期間ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第八條 公立幼稚園ノ園長タルヘキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保母免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第九條 保母檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ保母ノ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一 小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
- 二 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學者關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後一年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者
- 三 專門學校入學資格ヲ以テ入學資格トスル學校ニ於テ一年以上幼兒ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
- 四 従前ノ規定ニ依リ保母免許狀ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者
- 五 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適當ト認メタル者

第十一條 保母ノ試験檢定ハ左ノ科目ニ就キ尋常小學校本科正教員ノ試験檢定ノ程度ニ準シ之ヲ行フ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、兒童心理、教授法及管理法ノ大要

保育 育兒法、保育法、保育項目ニ關スル事項ノ實際

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀、作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

歴史 國史ノ大要

地理 地理ノ大要

理科 理科ノ大要

圖畫 自在畫

手工 手工ノ大要

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁キ方、縫ヒ方、繕ヒ方

第十二條 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學者ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ修身、教育、保育、圖畫、手工、音樂、體操以外ノ學科目ニ限リ其ノ試験ヲ缺クコトヲ得

第十三條 小學校令施行規則第四百四條、第四百十四條、第四百十五條、第四百十九條乃至第二百二十一條ノ規定ハ保母ノ檢定及免許狀ニ關シ之ヲ準用ス

第十四條 幼稚園ノ職員ノ進退、職務、服務、懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪ニ關シテハ小學校職員ノ例ニ依ル  
第十五條 公立幼稚園ノ職員ノ俸給、旅費其ノ他ノ諸給與ニ關スル規程ハ小學校令施行規則中小學校職員ノ例ニ準シテ地方長官之ヲ定ム

第十六條 前二條ノ場合ニ於テ園長ハ學校長ニ、保母ハ正教員ニ、代用保母ハ代用教員ニ準ス但シ月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ、保母ハ專科正教員ニ準ス

第十七條 幼稚園ヲ設置セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

一 名稱

二 位置

三 園則

四 設備

五 經費及維持ノ方法

六 開園ノ期日

七 私立幼稚園ニ在リテハ設立者ノ履歷書

前項第一號及第二號ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號及第六號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ  
位置ニ關シテ敷地ノ面積、地質及附近ノ情況建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定量分析表ヲ添付スヘシ

第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムトスルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規程ニ依ルヘシ

一 敷地ハ道徳上及衛生上害ナキ所タルコト

二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戲室其ノ他ノ必要ナル諸室ヲ備フルコト

三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト

四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト

五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲スコト

三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十條 建物ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受ケ位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ニ開申スヘシ

第二十一條 幼稚園ヲ廢止セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ廢止ノ事由及期日並廢止後ノ幼兒ノ處分方法ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

第二十二條 公立幼稚園ノ費用負擔者又ハ私立幼稚園ノ設立者ヲ變更シ、私立幼稚園ヲ公立幼稚園ニ、公立幼稚園ヲ私立幼稚園ニ變更セムトスルトキハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 園則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

一 幼兒ノ定員及入園年齢ニ關スル事項

二 入園及退園ニ關スル事項

三 保育課程

四 保育期ノ區分、保育日數、毎週保育時數、始業終業ノ時刻等ニ關スル事項

五 保育料、入園料等ニ關スル事項

附 則

本令施行ノ際従前ノ規定ニ依リ保母檢定ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ仍従前ノ規定ニ依ル

**制定の要旨並に施行上の注意** 以上に掲げた「幼稚園令」及び「幼稚園令施行規則」制定の要旨並に施行上の注意事項に就いては、文部省令第九號に依つて左の通り指示されて居る。

**幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項** (文部省訓令 第九號)

今般勅令第七十四號ヲ以テ幼稚園令ヲ公布セラレ文部省令第十七號ヲ以テ幼稚園令施行規則ヲ公布セリ今左ニ之カ制定ノ要旨ヲ舉ケ且其ノ施行上特ニ注意スヘキ事項ノ大要ヲ示サム

從來幼稚園ニ關スル事項ハ小學校令並小學校令施行規則中ニ規定セラレタリ然レトモ時勢ノ進運ニ伴ヒ幼稚園ノ事業ハ漸ク順當ニ發達シ來リタルヲ以テ其ノ制度ニ就キテ考慮ヲ要スルノミナラス當今我カ國ニ於ケル社會ノ情勢ニ鑑ミテ一層其ノ施設ヲ改善スルノ必要アルヲ認ムコト幼稚園令ノ公布ヲ見ルニ至リタル所以ナリ

兒童ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養セムトスルニハ幼時ヨリ之ニ著手スルヲ以テ優レリトスコレ家庭教育ヲ稱補スヘキ幼稚園施設ノ必要アル所以ナリ殊ニ社會生活日ニ複雜チ加ヘ一家ノ事情意チ子女ノ教養ニ專ラニスルコト能ハサル者漸ク多カラムトスル今日ニ在リテハ幼稚園ノ任務ハ益々重要ノ度チ加ヘサルヲ得ス

幼稚園ノ設置ハ固ヨリ之ヲ任意トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ私人ヲシテ必要ニ應ジテ之ヲ設置スルヲ得シムト雖父母共ニ勞働ニ従事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必

要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期セサルヘカラス隨ツテ其保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム又幼稚園ニ入園セシムヘキ幼兒ノ年齢ニ就キテハ從來ノ規定ト同シク三歳ヨリ尋常小學校就學ノ初期ニ達スルマテテ原則トスルモ特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未滿ノ幼兒ヲモ入園セシメ得ルコトトセリ之ヲ外國ノ實例ニ徵スルニ幼稚園ニ孩兒預所ヲ附設スルモノ尠カラス爲ニ特別ノ事情アル家庭ニ對シ便益ヲ與フル所頗ル大ナルモノアルカ如シ右ノ規定ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ收容セムトスルニハ相當ノ設備ヲ要スルコト論ヲ俟タスト雖事情ノ許ス限リニ於テ適當ニ之ヲ實施スルハ當今ノ時勢ニ照ラシ亦極メテ必要ナリト信ス

園長及保母ノ資格ニ關シテハ公立幼稚園ノ園長タルヘキ者ハ小學校ノ本科正教員又ハ保母ノ免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者トシ保母コリ之ヲ兼ムルヲ常例トスヘク保母ハ保母免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要シ概ネ尋常小學校本科正教員程度以上ノ者ヲ以テ之ニ充テムトス蓋シ保母ノ事タル決シテ輕易ノ業ニアラス保育ノ任ニ當ル者ノ人格カ幼兒ニ及ホス影響モ決シテ鮮少ナラス故ニ園長及保母ニハ教育者タル相當ノ素養アルコトヲ必要ナル條件トシ前記ノ資格ヲ定メタルナリ但シ保母ノ資格ヲ有セスト雖人物伎倆相當ナル者ハ一定ノ員數内ニ於テ代用保母トシテ之ヲ採用スルコトヲ得シメタリ

凡ソ教育上ノ効果ハ職トシテ教育者其ノ人ノ適否如何ニ由リ校舍設備ノ如キニ至リテハ寧ロ第二義ニ屬ス是ノ故ニ幼稚園ノ設備ニ關シテハ其ノ大綱ヲ規定スルニ止メカメテ土地ノ狀況ニ適應セシメ且其ノ設置ヲ容易ナラシムコトヲ期セリ右ノ外幼稚園ノ幼兒數、保母一人ノ保育スル幼兒數等ハ略々従前ノ規定ニ從ヘリ唯保育項目ハ遊戯、唱歌、談話、手技ノ外觀察ヲ加ヘテ自然及人事ニ屬スル觀察ヲサシムルコトトシ尙從來ノ如ク其ノ項目ヲ限定セス當事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ經驗ニ應ジテ適宜工夫セシムルノ餘地ヲ存シタリ

地方長官ハ宜シク前記ノ趣旨ヲ體シ幼稚園保育ニ従事スル者ヲ督勵シテ一層其ノ成績ヲ舉ケシムルコトヲ期セラレハシ

幼稚園令並同令施行規則實施ニ關スル注意事項

- 一、幼稚園令附則第二項ハ小學校本科正教員(小學校本科正教員及尋常小學校本科正教員)ノ資格ヲ有スル者ニシテ同令施行ノ際現ニ幼稚園ノ保母ノ職ニ在ル者ニ限り繼續シテ新令ニ依ル保母タルノ資格ヲ有セシムトスル趣旨ニシテ殊ニ公立幼稚園ノ保母ハ待遇恩給等ノ關係モ有之ニ付右ニ該當スル者アルトキハ保母檢定ヲ經ルコトナク同令施行ノ日附(大正十五年五月十二日)ヲ以テ保母免許狀ヲ授與シ新令ニ依ラシムルト共ニ任命スルコト
- 二、幼稚園ニ於テ組ヲ編制シタル場合ニ於テハ少クモ組數ニ等シキ員數ノ保母ヲ置キ組ヲ編制セザル場合ニ於テハ幼稚園令施行規則第四條ニ依リ其ノ幼兒數ヲ標準トシ、相當員數ノ保母ヲ置クコト但シ保母ヲ得難キ場合ニ於テハ幼稚園令施行規則第七條ニ依リ一定ノ員數ノ代用保母ヲ採用スルハ固ヨリ差支ナシ
- 三、幼稚園令施行規則第十條第二號及第四號ノ「幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者」トハ從前ノ規定又ハ幼稚園令ノ規定ニ依リ設置セラレタル幼稚園ニ於テ其ノ職員トシテ幼兒保育ノ實際ニ從事シタル者ヲ謂フ
- 四、幼稚園令施行規則第十條第三號ノ「專門學校入學資格ヲ以テ入學資格トスル學校」中ニハ高等女學校、實業學校等ノ高等科、專攻科、補習科等ヲ含ムモノトス
- 五、幼稚園令施行規則第十條第三號ノ「幼兒ノ保育ニ適スル教育」トハ其學校ノ課程中ニ少クトモ修身、教育及保育、音樂、體操ヲ含ムモノヲ謂フ
- 六、幼稚園令施行規則第十條第四號ハ從前ノ規定ニ依ル保母免許狀ヲ取得シタル者及幼稚園令施行規則附則ニ依リ本令施行ノ際檢定手續開始中ナルニ依リ從前ノ規定ニ依ル保母免許狀ヲ取得シタル者ニ對スル無試驗檢定ノ途ヲ規定シタルモノニシテ其ノ幼兒保育ニ從事シタル年數ハ免許狀取得ノ前後ヲ問ハズ通算シ得ルコト

七、幼稚園令施行規則第十條第五號ニ依リ保母免許狀ヲ授與スル場合ニ於テハ左ノ調査標準ニ依リ慎重調査ヲ遂ゲ其ノ成績特ニ優秀ナル者ニ限り之ヲ授與シ得ルコト

調査標準

- 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ別記取調書ノ程度ニ依リ補修ノ經歷アル者
- 一、小學校專科正教員ノ免許狀取得後三年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者
  - 二、小學校ノ准教員ノ免許狀取得後五年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者小學校ノ教育ニ從事シタルコトアル者ハ二年ヲ限り之ヲ右ノ年數中ニ算フルコトヲ得
  - 三、高等小學校程度以上ノ學力ヲ有シ繼續シテ五年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者ニシテ練達シ其ノ成績殊ニ優秀ナル者
- 前項ニ依リ保母免許狀ヲ授與シタル場合ニ於テハ直ニ別記書式ニ依ル取調書履歷書及實地視察復命書寫ヲ添付シ本省ニ報告スルコト
- 右履歷書様式ニ關シテハ大正十年八月十三日發普三二〇號、普通學務局通牒小學校教員免許狀授與調査標準及報告方中ノ書式及記載上ノ注意ヲ準用ス
- 取調書様式ハ左表ニ依ルコト

既得 免許 狀 事 年 數	幼 稚 園 保 育 從 事 者 數	身 修	學 科 補 習 ノ 時 數										職 名	氏 名	年 齡	
			保 育 及 教 育	國 語	算 術	地 理	科 理	圖 畫	手 工	音 樂	體 操	體 裁				
年 月																

備 考

(一)大正十年八月十三日發普三二〇號普通學務局通牒小學校教員免許狀授與調査標準及報告方中小學校本科正教員ノ取調書記載上ノ注意ニ準シ記入スヘシ

(二)專科正教員ニ在リテハ其ノ免許狀ヲ有スル學科目ハ之ヲ缺クコトヲ得

八、公立幼稚園ノ園長及保姆ノ休職、退職ノ際ニ用フル辭令ノ様式ニハ例ヘバ「幼稚園令施行規則第十四條(小學校令施行規則第二百二十六條第二號後段)ニ依リ退職ヲ命ス」ノ如ク小學校令施行規則中ノ準據條目ヲモ明示スルコト

九、三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムル場合ハ相當員數ノ保姆ノ外更ニ育兒ノ實際ニ付經驗アル子守婦ヲ置ク等必要ナル施設ヲナスコト

十、幼稚園令施行規則ノ保姆檢定ニ關スル手續ハ試驗檢定ニ在リテハ告示等ニ依リ無試驗檢定ニ在リテハ願書ノ受付ニ依リ開始シタルモノトシテ取扱フコト

(一)小學校ノ准教員ノ免許狀取得後保姆ノ職ニ在リ大正十五年五月十一日迄引續キ在職シ其ノ年數三年以上ニ及ビタル者

(二)師範學校附屬幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シ師範學校規程第七條第二項ニ該當セサルモノニシテ大正十五年五月

十一日迄引續キ在職シタル者

### 第二節 幼稚園教育の發達

我が國に於て、幼稚園の創設を文部省が決定したのは、明治八年九月のことであつた。其の翌年、即ち、明治九年六月に至つて、東京女子高等師範學校と並んで、本郷の湯島に一つの幼稚園が設立せられた。明治八年には、既に京都の柳池學校内に保育所が設けられて居たが、半歳ならずして廢止せられたから、東京の官立幼稚園が本邦に於ける幼兒教育の嚆矢であると云つてよい。故に、幼稚園の教育は、創業より「幼稚園令」の公布までに、五十年の歳月を經過して居る。大正以後に於ける發達を數字によりて左に示すことにする。

年 度	幼稚園數	保 姆 數	幼 兒 數	年 度	幼稚園數	保 姆 數	幼 兒 數
大正元年	五三三	一、五二三	四、九四〇	同 八 年	七〇七	一、九九〇	五、九三八
同 二 年	五六八	一、六〇五	四、七、三六八	同 九 年	七三六	二、〇八八	六、三、二七
同 三 年	六〇五	一、六九九	四、八八三	同 十 年	七三三	二、〇八八	六、三、〇六三
同 四 年	六三三	一、七九三	五、〇、九八六	同 十 一 年	七四七	二、二八八	六、五、〇九四
同 五 年	六五五	一、八七〇	五、三、六〇	同 十 二 年	八〇	二、二六〇	六、五、四八
同 六 年	六七七	一、八九二	五、五、七三	同 十 三 年	一	一	一
同 七 年	六三三	一、七五〇	五、一、八三四	同 十 四 年	九三三	二、九二三	八、四、〇〇五



## 第五章 中 學 校

### 第一節 中學校に關する諸規程の改正

**豫科の設置** 大正八年二月六日の「中學校令」中改正により、其の目的を、從來の規定の如く、男子に須要なる普通教育を爲すことの他に、特に國民道德の涵養に力むべきこととした。また特別の必要ある場合には、中學校に豫科を設置し得ることとした。三月二十九日、文部省令を以て、「中學校令施行規則」中に改正を加へ、豫科の修業年限を二箇年とし、其の學科目は「小學校令」第十九條の規定を準用して、修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・體操等を課するものとし、外に外國語を加へることを得せしめ、外國語は簡易なる英語・獨語又は佛語とした。教授の要旨及び程度、毎週教授時數、教科書等は總べて「小學校令施行規則」の規定を準用するものとした。また豫科第一學年に入學することを得る者は、尋常小學校第四學年の課程を修了した者、又は年齢十年以上にして、これと同等以上の學力を有する者とし、豫科修了者は直に其の中學校の第一學年に入學せしめ、豫科修了者以外の第一學年入學志願者の數が、入學せしむべき人員を超過する時は、試験により

て入學者を選抜すべきものとした。

**本科入學資格の改正** 豫科の規定を設置すると共に、第一學年の入學資格を改めて、(一)他の中學校又は高等學校の豫科を修了した者、(二)國語・算術・日本歴史・地理・理科に就き、尋常小學校卒業の程度に依る試験に合格した者は、尋常小學校卒業者と同等以上の學力ある者として、第一學年に入學することを得しめた。尋常小學校卒業の程度による試験を受ける者は、年齢十二年以上たることを必要としたが、尋常小學校第五學年の課程を修了し、學業優秀且つ身體の發育十分にして、中學校の課程を修めるに足ることを其の學校長に於て證明した者は、年齢に關する以上の制限に拘はらず受験し得るものとした。要するに、秀才にして強壯なる者は、此の規定に依つて、尋常小學校第五學年修了後中學校に入學することを得るに至つたのである。尙ほ中學校の各學年に於ける各學科目の毎週教授時數を改正し、一般には各學年毎週三十時間を越えざることとした。

### 第二節 中學教育の發達

**學校數・教員數及び生徒數の増加** 大正元年以後に於ける公・私立中學校數・教員數及び生徒數に關する統計を掲げて、中學校教育の發達を明かにする。

年 度	學校數	教員數	生徒數	年 度	學校數	教員數	生徒數
大正元年	三四	六一四	二八、三三	大正七年	三三	六、九四三	一五、〇〇四
同 二年	三六	六、三三〇	一三、三三	同 八年	三四	七、一七	一五、八五六
同 三年	三七	六、九九九	一三、〇六	同 九年	三六	七、六八	一六、四三
同 四年	三九	六、五〇	一四、二五	同 十年	三三	八、二〇三	一六、四六
同 五年	三三	六、五〇	一四、七四	同 十一年	四〇	八、九六一	二八、三三
同 六年	三七	六、七三	一五、三五	同 十二年	四六	七、三六	二五、八七〇

### 入學志望者の激増

國民が高等普通教育の必要を自覺して來た結果、争つて其の子弟を中學校に入學せしめようとするに至つた。これがために、中學校の入學志望者が、年と共に増加し、既設の中學校のみでは、到底此の多數の入學志望者を收容し難く、到る處入學難の聲を聞くようになった。中學校の入學難は、多くの弊害を生じ、教育上に於ても憂慮すべき重大な問題となつた。よつて、各府縣に於ても、或は中學校を新設し、或は既設中學校の學級を増加する等、種々の方法を講じて、これが緩和に努めた。文部省は、大正十年二月八日に、「中學校令施行規則」を改正し、從來の規程に於て、六百人以下と制限した中學校の生徒數を増加して八百人以下とし、また從來の規程に於て、八百人までと制限してあつたのを改めて、文部大臣の認可を受け、これを増加し得るものとした。また諸方の學校に既有的の學校設備を利用して收容力の増加をはかるものをして

來た。大正五年以後に於ける中學校入學志望者の増加を示す統計を左に掲げて置く。

年 度	入 學 者	志願者ニ對スル入學者歩合	年 度	入 學 者	志願者ニ對スル入學者歩合
大正 五年度	六、六六	〇・四八	大正 十年度	五、六四四	〇・三六
同 六年度	八、〇八七	〇・四七	同 十一年度	六、四八一	〇・三九
同 七年度	八、八五〇	〇・四七	同 十二年度	六、二九三	〇・四四
同 八年度	九、四、七	〇・四三	同 十三年度	七、三、九七	〇・四七
同 九年度	一三、三、六	〇・三九	同 十四年度	七、五、七三	〇・五三

備考 本表入學志願者數は入學志願書數に依るものなり。

## 第六章 高等女學校

### 第一節 高等女學校に關する諸規程の改正

修業年限及び學科目の改正 大正九年七月五日に「高等女學校令」が改正せられ、同月二十一日に「高

等女學校令施行規則が改正せられた結果、從來、高等女學校の目的は、女子に須要なる高等普通教育を爲すこととしてあつたが、其の外に、特に國民道德の養成に力め婦徳の涵養に留意すべきこととなつた。また高等女學校の修業年限は、五箇年又は四箇年となり、土地の情況により三箇年ともなし得ることになつた。而して、修業年限五箇年又は四箇年の高等女學校は、尋常小學校の卒業者、又は文部大臣の定める所に依つて、これと同等以上の學力ありと認める者を入學せしめ、修業年限三箇年の高等女學校は、高等小學校の卒業者、又は文部大臣の定める所に依つて、これと同等以上の學力ありと認める者を入學せしめるのである。學科に關しては、從來課して來た學科目の外に、土地の情況に依り、教育・法制及經濟・手藝又は實業を加へ、其他文部大臣の認可を受けて必要なる學科目を加へ、これ等の學科目を隨意科目又は選擇科目とすることが許された。又實科の學科目を改めて、修業年限四箇年のもの及び三箇年のものにあつては、修身・國語・歴史・地理・數學・理科及家事・裁縫・圖畫・唱歌・實業・體操とし、修業年限二箇年のものにあつては、修身・國語・數學・家事・裁縫・圖畫・唱歌・實業・體操とし、圖畫・唱歌・實業の一科目又は數科目はこれを缺くことを得るものとし、土地の情況によつては、以上の學科目の外に、教育・法制及經濟又は手藝を加へ、其他文部大臣の認可を受けて必要なる學科目を加へ、實業及びこれ等の學科目を隨意科目又は選擇科目となすことを得るものとなつた。且つ各學年に於ける各學科目の毎週教授時數を改正し、一般には各學年毎週三十時間を超えざることになつた。

#### 高等科の設置

修業年限及び學科目の改正と同時に、高等科が設置せられた。高等科は、精深なる程度に

於て、高等普通教育をなすものであつた。其の修業年限を二箇年又は三箇年とした。修業年限三箇年の高等科に入學することを得る者は、修業年限四箇年の高等女學校を卒業した者、又は文部大臣の定める所に依つてこれと同等以上の學力ありと認める者とした。而して、(一)修業年限五箇年の高等女學校第四學年を修了した者又は修業年限三箇年の高等女學校第二學年を修了した者、(二)「専門學校入學者檢定規程」に依り、試験檢定に合格した者、(三)文部大臣に於て、一般の専門學校の入學に關し、修業年限四箇年の高等女學校の卒業者と同等以上の學力ありと指定した者は、修業年限四箇年の高等女學校卒業者と同等以上の學力あるものと認めることとした。また修業年限二箇年の高等科に入學し得る者は、修業年限五箇年又は三箇年の高等女學校を卒業した者、又は文部大臣の認める所に依つて、これと同等以上の學力ありと認める者とした。而して、(一)修業年限三箇年の高等科第一學年を修了した者、(二)高等女學校高等科入學資格試験に合格した者、(三)文部大臣に於て指定した者は、これを修業年限五箇年又は三箇年の高等女學校卒業者と同等以上の學力あるものと認めることとした。高等女學校にはまた専攻科を置き、高等女學校を卒業した者を入學せしめ、精深なる程度に於て、高等女學校の學科目中、一科目又は數科目を専攻せしめるものとし、修業年限は二箇年又は三箇年とした。以上の外に、從來の通り、補習科を設けて、高等女學校を卒業した者を入學せしめることも出来るのである。

#### 第二節 女子高等普通教育の發達

學校數・教員數・生徒數の増加 近年に至りて女子の高等普通教育は著るしく發達した。大正元年以後に於ける學校數・教員數・生徒數を掲ぐれば左の通りである。

年 度	學校數	教員數	生徒數	年 度	學校數	教員數	生徒數
大正元年	二九七	三,七〇〇	七四,三二二	大正七年	四一七	五,二〇〇	一七,五〇〇
同 二年	三三八	四,〇七四	八二,四七三	同 八年	四九九	五,七三三	一〇,〇〇〇
同 三年	三五四	四,三三九	八九,一〇七	同 九年	五二一	六,五六六	一五,〇七五
同 四年	三六四	四,五七〇	九五,〇二五	同 十年	五七七	七,四〇〇	一七,五八二
同 五年	三七五	四,六九八	一〇〇,八四七	同 十一年	六二五	八,四八一	二〇,五六五
同 六年	三九二	四,九四二	一〇八,七〇〇	同 十二年	六八二	九,七四一	二五,八三四

入學志望者の激増

女子高等普通教育の發達と共に、高等女學校の入學志望者は年々激増し、既設の學校のみにては、これを收容することが出来なくなり、男子の中學校と同様、高等女學校入學難も解決を要する教育上の重大問題となつたので、各府縣に於ては高等女學校を新設し、若しくは既設學校の學級を増加してこれが緩和に努めた。文部省に於ては、大正九年七月二十一日、「高等女學校令施行規則」を改正し、前節の中學校の生徒數に就いて述べたと同様の改正を施した。尙ほ其の上に四百八十人以内の高等科の生徒を收容することも出来、更に別段の制限を置くことなく、専攻科・補習科の生徒を收容することが出来る。學校設備の利用に就いても、中學校と同様の傾向を生じた。高等女學校に於ける入學志望者の激増は、左の統計によりて明かである。

年 度	入學志願者	入學者	志願者に對する入學者歩合	志願者増加歩合	年 度	入學志願者	入學者	志願者に對する入學者歩合	志願者増加歩合
大正五年	三三,〇〇〇	二〇,四九六	〇・六二	〇・〇〇	大正十年	一一六,四六六	四八,五六六	〇・四二	〇・二二
同 六年	三六,五〇〇	二二,八九一	〇・五七	〇・〇一	同 十一年	一二三,四六〇	五〇,四六五	〇・四一	〇・〇三
同 七年	四一,四一一	二五,四三三	〇・五九	〇・〇〇	同 十二年	一三一,四八三	六三,七五〇	〇・四〇	〇・〇一
同 八年	五三,七八八	二六,七三三	〇・五〇	〇・〇三	同 十三年	一三七,一九七	七〇,〇四八	〇・五〇	〇・〇一
同 九年	八二,四二五	三三,八九九	〇・四二	〇・〇四	同 十四年	一三九,三六三	七三,七五〇	〇・五二	〇・〇一

備考 本表中入學志願者數は入學志願者數に依るものなり。

第七章 中等學校の職員

第一節 中等學校教員の檢定

中等學校教員の檢定は、教員の養成を目的とする高等師範學校・女子高等師範學校・臨時教員養成所の卒業生及び東京音樂學校甲種師範科・東京美術學校圖畫師範科の卒業生の外、教員免許令に依り教員檢定に合格した者を以てこれを充すこと、前章に於て説き來つた通りである。

中等學校教員檢定に關する諸規程の改正

大正八年三月二十九日「高等學校教員規程」が定められ、

同十一年一月二十四日「實業學校教員檢定ニ關スル規程」が定められたに就いて、「教員檢定委員會規程」では、同委員會を三部に分ち、第一部は高等學校高等科教員檢定に關する事務を掌り、第二部は師範學校・中學校・高等女學校教員檢定に關する事務を掌り、第三部は實業學校教員檢定に關する事務を掌ることとした。

かくて第二部に屬する中等學校の教員檢定の内容に關する法規は、明治四十一年十一月發布の「教員檢定ニ關スル規程」であるが、大正五年三月二十九日には、檢定をなすべき學科目中、體操は體操・擊劍・柔道の三部に分ちて檢定を出願することを認め、試驗檢定を受け得る者の範圍を廣めて、從來の規定の外に高等女學校實科若しくは實科高等女學校の卒業生、徴兵令第十三條又は文官任用令第六條に依り中學校と同等以上と認定せられた學校を卒業した者、尋常小學校本科正教員の免許狀を有する者を加へ、また明治四十二年二月以前と限らずして廣く教員免許令に依りて授與せられた免許狀を有する者をも加へる等改正せられた所が多かつた。

大正九年三月三十一日には、數學を算術・代數・幾何、三角法、解析幾何、微分積分の四部に分つて檢定を出願することを改めて、數學は算術・代數・幾何・三角法及び高等數學初步に就いて檢定することにした。

同十年三月四日には、法制及經濟の試驗檢定は修身若しくは教育の免許狀を有する者の外、修身若しくは教育を併せて出願するを必要とした從來の規定を廢し、國語及漢文を國語・漢文に、物理及化學を物理・化學に改め、試驗檢定を受け得る者の範圍を更に廣めて、小學校專科正教員・小學校准教員の免許狀を有する者を加へ、外國

に於て師範學校・中學校・高等女學校に準すべき學校を卒業したる者、文部大臣に於て某學科目に關し適當と認定した學校を卒業した者をも加へ、其他無試驗檢定を受けることを得る者の中に、相當の學歷を有し師範學校・官立公立中學校・高等女學校及びこれと同等以上の官立・公立學校に於て五箇年以上檢定を受けんとする學科目を擔任し、其の成績優良なる者を加へる等、改正せられた所が頗る多かつた。また豫備試驗に合格した者は、次の試驗檢定に同一學科目に付出願する場合に限り、豫備試驗を免除することの新例も開かれた。而して、教員檢定に關する規程では、試驗檢定は毎年少なくとも一回これを行ふとあつて、從來は毎年一回だけ行ひ來つたのであるが、大正十一年度以降は二回これを行ふことが出来るやうになつた。

中等教員無試驗定許可學校

卒業者に中等學校教員の免許狀を無試驗で授與せられる特典のある學校と其の學部及び學科名を表示すれば左の通りである。(大正十五年十月現在)

學校名	學部	學科名	學校名	學部	學科名
早稻田大學高等師範部	國、英、漢	國、漢	東洋大學	大學部	印度哲學、倫理學、支那哲學、東洋文學
國學院大學高等師範部	國、英、漢	國、漢	東京物理學校高等師範部	專門部	倫理學、教育學、物理學、東洋文學
青山學院英語師範科	英、法、漢	英、法、漢			
日本大學高等師範部	國、法、漢	國、法、漢			數學、理化學

京都市立繪畫專門學校	大日本武徳會武道專門學校	東北學院	關西學院	京都府立第一高等女學校	廣島縣立廣島高等女學校	女子英學專門學校	日本女子大學	東京女子專門學校	共立女子職業學校	和洋裁縫女學校	同志社女學校
本	本	專門部	高等部	高等部	專門部	專門部	專門部	專門部	專門部	專門部	專門部
科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
日本畫用器畫	劍道	柔道	英語	英語	國語	家事、裁縫	英語	英語	英語	英語	英語
女子美術學校	戶板裁縫女學校	帝國婦人協會實踐女學校	神戶女學院	聖心學院高等專門部	京都女子高等專門學校	東京女子體操音樂學校	門京女子體操音樂學校	門京女子體操音樂學校	門京女子體操音樂學校	門京女子體操音樂學校	門京女子體操音樂學校
高等師範科等	高等師範科	高等師範科	高等師範科	高等師範科	高等師範科	高等師範科	高等師範科	高等師範科	高等師範科	高等師範科	高等師範科
日本畫科	西洋畫科	刺繡科	造花科	裁縫科	國語科	家政科	英語科	英語科	英語科	英語科	英語科
日本畫用器畫	西洋畫用器畫	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝
手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝	手藝

中等學校教員免許狀受領者數 大正元年以後に於ける教員免許狀の受領者數を學校卒業者(教員養成を目的とする)無試験檢定合格者及び試験檢定合格者に分ちて表示すれば左の通りである。

年 度	教員養成を目的とする學校の卒業者	無試験檢定合格者	試験檢定合格者	年 度	教員養成を目的とする學校の卒業者	無試験檢定合格者	試験檢定合格者
大正元年	四三	三九	三三	大正七年	四五四	四九三	三六
同 二 年	四九	三七	五八	同 八 年	四九三	七二六	四〇
同 三 年	五八	三七	六八	同 九 年	四九七	六九八	五五
同 四 年	四八	四八	四四	同 十 年	四九四	九三	六二
同 五 年	五七	四三	三四	同 十 一 年	四七四	二七二	九六
同 六 年	四七	四六	三三	同 十 二 年	一〇三五	二五三	七五

第二節 中等學校職員の待遇

公立學校職員制の公布 大正六年一月二十七日、勅令を以て公布せられた「公立學校職員制」は、公立

學校の職員に對する一種の優遇令である。こゝに公立學校といふのは中學校・高等女學校の外に、師範學校・實業學校をも含むから、本節の範圍外に出る嫌もあるが、便宜上一緒にして説くことにする。従來、師範學校・中學校・高等女學校に於て、奏任官の待遇を受くることを得る教諭の數は、一學校三人以内に限られて居たが、本令により、學級數の多寡によりて其の數を定めることになつた。即ち八學級以下の師範學校・中學校・高等女學校、又は六學級以下の實業學校にありては三人以内とし、以上三學級を増す毎に一人を加へることを得るもの

とし、(同十年七月十一日に高等女學校高等科の學級數は前記の學級數に算入せざることと定めた) 學校長より兼任する教諭は右の定員外とした。

**學校長待遇の改正** 大正九年八月二十六日には、大正六年の「公立學校職員制」に依つて中學校・高等女學校及び實業學校の學校長は奏任官又は判任官の待遇であつたのを改めて、中學校・高等女學校及び實業學校の學校長は奏任官の待遇とし、但し實科高等女學校・乙種實業學校及び徒弟學校の學校長は奏任官又は判任官の待遇とした。同日公立の中學校・高等女學校及び實業學校の學校長等にして高等官四等の待遇を受け、在職七年以上でなければ高等官三等の待遇を受けられなかつたのを改めて、三年以上に短縮した。同時に、「公立學校職員俸給令」を改め、奏任文官と同一の待遇を受ける中學校・高等女學校及び實業學校の學校長の年俸が從來六百圓以上二千圓以下、教諭の年俸が從來四百圓以上千八百圓以下であつたのを、學校長の分は、千百圓以上三千八百圓以下、教諭の分は、千圓以上三千百圓以下とし、判任文官と同一の待遇を受ける者の方は、從來二千五百圓以上七十五圓以下であつたのを、五十圓以上百六十圓以下とした。

**公立學校職員年功加俸令の公布** 大正九年十月二十七日には、勅令第五百十九號を以て、「公立學校職員年功加俸令」が公布せられた。本令によれば、師範學校並に公立の中學校・高等女學校及び實業學校の學校長・教諭・助教諭・舎監・訓導・保母及び准訓導にして、五年以上勤続する者には、年功加俸を給せられる。前項の各職間に於ける轉職は、これを勤続と看做され、學校の廢止又は學校編制の變更により退職した者で、六十日

以内に於て前項の職に就いた時にも亦勤続と看做された。また第一項の實業學校の中には、實業專門學校を含まず、學校長の中には、師範學校長を含まなかつた。年功加俸額に就いては、左の如く定められて居る。

勤続年数	助學 教諭		學校長(判任官待遇の實業補習學校長に限る) 訓導保母准訓導	
	長	合	長	合
勤続五年以上十年未滿	俸給月額十圓以上	俸給月額八十圓未滿	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未滿
勤続十年以上十五年未滿	百八圓乃至百三十二圓	六十圓乃至六十四圓	八十四圓乃至百八圓	三十六圓乃至六十圓
勤続十五年以上	百五十六圓乃至百八十四圓	九十六圓乃至百二十圓	百三十二圓乃至百五十六圓	七十二圓乃至九十六圓
	二百十六圓乃至二百七十六圓	百三十二圓乃至百六十八圓	百九十二圓乃至二百五十二圓	百八圓乃至百四十四圓

**中學校及び高等女學校教員の俸給平均額** 次に大正元年以後に於ける中學校・高等女學校教員俸給平均月額の累年比較表を掲げて參考に供する。

大正元年	中學校		高等女學校		實業專門學校	
	中學校	高等女學校	高等女學校	實業專門學校	中學校	高等女學校
同	四、四七	三、七〇	四、〇〇	四、〇〇	四、九〇	四、〇〇
同	四、四七	三、九一	四、〇〇	四、〇〇	五、〇〇	四、八〇
同	四、四七	三、八〇	四、〇〇	四、〇〇	五、一八	四、八〇
同	四、四七	三、八〇	四、〇〇	四、〇〇	五、一八	四、八〇
同	四、四七	三、八〇	四、〇〇	四、〇〇	五、一八	四、八〇
同	四、四七	三、八〇	四、〇〇	四、〇〇	五、一八	四、八〇
同	四、四七	三、八〇	四、〇〇	四、〇〇	五、一八	四、八〇
同	四、四七	三、八〇	四、〇〇	四、〇〇	五、一八	四、八〇
同	四、四七	三、八〇	四、〇〇	四、〇〇	五、一八	四、八〇

## 第八章 高等教育機關の擴張

### 第一節 高等教育機關擴張の由來

大正年間の教育史上に於て、最も社會の耳目を驚ろかしたものの一つは、原内閣の高等教育機關擴張であつた。左に其の由來を簡單に述べる。

**高等教育機關擴張の必要** 普通教育の普及と共に、高等諸學校の入學志望者は年々激増した。然るに、既設の高等諸學校は、到底此の多數の入學志望者を收容する力を有して居ない。従つて、入學志望者に對して嚴重な選抜試験を行ひ漸く其の一部分を探るといふ有様であつた。或る高等學校の如きは、入學志望者の數が募集定員の十數倍に達したこともある。これ實に我が國のために憂慮すべき事實である。多數の青年は、如何に苦心しても其の志望する所の學科を修めることが出來ないのみならず、激烈な入學試験に應ずる爲めに過度の勉強をして心身を害する者も尠なくなつた。かくの如き弊害を匡救する道は、高等教育機關の擴張より外にない。高等教育機關の擴張は、入學試験の弊害を救済する唯一の道である。我が國民は、只管それを要求して

止まなかつた。依つて、寺内内閣に於て、岡田文部大臣は、これが計畫を立て、其の實現を期した。然るに、事未だ終らざる間に寺内内閣は辭して、原内閣がこれに代はつた。原内閣は、此の問題の解決に對し、熱心に研究して、大に計畫する所があつた。

**教育費の御下賜** 我が皇室に於ては、原内閣が高等教育機關の擴張を計畫しつゝある趣を聞召され、大正七年十二月二十五日、特別の思召を以て、御内帑金一千萬圓御下賜の御沙汰があつた。御内帑金の御下賜は、前例も尠なくない。併し、かくの如き巨額の御沙汰に接したのは、未だ曾てないことである。教育の爲めに聖慮を憫ませ給ふ大御心は、我が國民の深く感泣する所であつた。

### 第二節 政府の高等教育機關擴張計畫

**中橋文相の説明** 優渥な聖旨に奉答せんことを期した原内閣は、四千四百五十餘萬圓の追加豫算を第四十一議會に提出し、大正八年度より同十三年度に至る六箇年間に、高等教育機關の大々的擴張を行ふこととなつた。當時、中橋文部大臣が其の計畫に就いて説明した一節に、

大正六年に於ける中學卒業者は二一・一〇七人なるを以て、過去八年間に於ける卒業者増加の率を參照し計算すれば、六年後即ち大正十四年に於ける卒業者は二八・五〇〇人に上るべく、其の三分の二に相當する數即ち一九・〇〇〇人は、更に



高等なる學校に入學を志願するものと見ざるべからず。尙ほ其他中學校以外の指定學校、實業學校の卒業者及び檢定試験合格者にして入學を志願する者等凡そ、一〇〇〇人を加へ、合計二〇〇〇〇人を以て高等なる學校への入學志願者の總數とす。此の二〇〇〇〇人が即ち今回増設擴張計畫の基準たるべき數にして、官公私立を通じて高等なる學校の現在の收容力一三・八八四人、括弧内の説明は略す)を増加して二〇〇〇〇人と爲すが爲めに、文部省直轄學校の増設擴張を行はんとするものなり。而して、此に注意を要するは、文部省直轄學校にして、既に大正七年度に於て増員を實施したるものあり。目下創設中に屬するものあり。又大正八年總豫算に創設費を計上したるものあり。これ等の收容力總數二三〇五人なるを以て、これを現在總體の收容力一三・三〇五人(前記の數より將來大學に昇格すべき醫專の收容生徒數五五四人を減じたるもの)に加へ、尙ほ二〇〇〇〇人に足らざる部分即ち四・三六五人を増加して、總收容力を二〇〇〇〇人に達せしむること、今回の増設及び擴張計畫の内容を成すものたることこれなり。増設すべき學校の種類は、高等學校十校(現在八校及び創設中のもの四校、大正八年總豫算に計上したるものを合せ二十五校となる。高等工業學校六校(現在八校創設中のもの三校大正八年總豫算に計上したるものを合せ十八校となる。高等農業學校四校(現在五校及び創設中のもの一校を合せ十校となる。高等商業學校七校(現在五校の内一校は大學に昇格するも、別に創設中のもの一校あるに依り、合せて十二校となる。外國語學校一校(現在の二校を合せて二校となる。藥學專門學校一校(現在は獨立校なきも、創設中のもの一校を合せ二校となる。))なり。其他、既設學校の擴張、大學豫科の新設等に依りても亦收容力の増加を圖り、前記二〇〇〇〇〇人計畫の實を擧げんとす。中等學校を卒業して入學を志願する者に對する收容力増加の關係は、前述の如くにして解決し得べしと雖も、高等學校の増設に伴ひ、更に計畫を要するは大學擴張問題なり。中略)従前の例に依り、卒業者

數を算出すれば、擴張の曉に於ける毎年の卒業者は四・二〇〇〇〇人にして、現在に比し約二〇〇〇〇〇人を増加す。内大體に於て半數は法學部及び文學部に進入すべき者、他の半數は醫學・工學・理學・農學の諸學部に進入すべき者と見得べきを以て、これに對して大學の收容力増加を圖らざるべからず。其の方法は、既設大學學部の擴張及び新設これなり。其の内、新設の學部としては、京都帝國大學に農學部を東北帝國大學及び九州帝國大學に法學部を置かんとす。其他、高等學校との關係にはあらざるも、北海道帝國大學に豫科を置き、これに應じて工學部を増設せんとす。(中略)故に、醫育に關しては、現在の醫學專門學校を昇格して大學と爲すの外なし。

とある。

**擴張の内容** 政府の高等教育機關擴張計畫の内容は、此の説明によつて最も明白である。高等諸學校創設及び擴張費は、總額を四千四百五拾參萬四百貳拾圓とし、各年度の割當額を定めて、大正八年度には貳百九拾八萬六千四百參拾圓、大正九年度には五百九拾貳萬六千六百八拾圓、大正十年度には九百貳拾貳萬參千九百七拾圓、大正十一年度には九百九拾壹萬四千四百圓、大正十二年度には九百拾參萬七千九百參拾圓、大正十三年度には七百參拾四萬壹千拾圓とした。然るに、大正九年度以來、物價騰貴の爲めに豫定額よりはる大正九年度に八拾七萬六千參百六拾四圓、大正十年度以下十三年までの分として貳百七拾九萬六千參百貳拾貳圓を追加した。以上の費用の中には、事務費・新營及び設備費・教官養成費を含んで居る。

**教官の養成** かくの如く、高等教育機關の擴張をするに就いて、最も緊要な問題は、云ふまでもなく教官

の養成である。故に、右の經費の中には、四百四十一人の外國留學生を増派することを含んで居るのみならず、八十名の大學院學生と三百二十人の各學部學生とに對して、將來其の教官たらしむることの義務の下に學資支給の計畫を立てたのである。序に云ふ、「文部省外國留學生規程」は、明治三十四年に制定せられたものであるが、時勢の進運に應ずる必要上、大正九年九月十四日にこれを廢して「文部省在外研究員規程」を公布し、また同十一年三月二十七日に「在外研究員規程施行細則」を制定した。

### 第九章 高等學校

#### 第一節 「高等學校令」の公布

**高等學校令の公布** 大正七年十二月五日、勅令第三百八十九號を以て「高等學校令」が公布せられた。明治四十四年七月に公布せられた「高等中學校令」には、實施の期日が定めてなかつた。故に、高等學校に關しては、事實に於て、明治二十七年に制定せられて居た「高等學校令」が適用せられて居た。而かも其の第二條の但書にある大學豫科の教育のみが行はれて居たのである。大正七年十二月五日に公布せられた「高等學校令」

を左に掲げる。

#### 高等學校令

- 第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニ力ムヘキモノトス
- 第二條 高等學校ハ官立、公立又ハ私立トス
- 第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス
- 第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミテ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五十萬圓ヲ下ルコトヲ得ス基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ
- 第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得
- 第八條 高等學校高等科ヲ分チテ文科及理科トス
- 第九條 高等學校ニハ高等科ヲ終リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年

トス

專攻科ヲ終リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得  
專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得  
但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

高等科豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學科豫科ヲ終了シタル者、尋常小學  
校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル  
者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者、中學校  
第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラ  
レタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二  
項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以上トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スヘシ  
一學級ノ生徒定數ハ四十人以上トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒  
ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條

高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ  
要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學退學及懲戒、授業  
料、入學料ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナ  
ル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ  
其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス

舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス

前項ノ高等學校ニハ當分第十三條ノ規定ヲ適用セス

高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

### 高等學校令の要旨

新令によれば、高等學校は、男子の高等普通教育を完成するを以て目的とし、特に國民道徳の充實に力むべきものであつた。高等學校に官立・公立・私立の區別を認め、高等學校を設立することを得る公共團體は北海道及び府縣とし、私立高等學校は財團法人たることを要するものとし、特別の必要に因り、學校經營のみを目的とする財團法人が、其の事業としてこれを設立する場合は此の限りにあらずとした。右の財團法人は、高等學校に必要な設備又はこれに要する資金及び少なくとも高等學校を維持するに足るべき収入を生ずる基本財産を有することを必要とし、其の基本財産の額は五十萬圓を下ることを得ざるものとした。高等學校の修業年限は七箇年とし、これを高等科・尋常科に分ち、高等科を三箇年、尋常科を四箇年とし、高等學校には高等科のみを置くことを許した。高等學校高等科は分ちて文科・理科とし、高等科を卒つた者の爲めには修業年限一箇年の専攻科を置き、専攻科の卒業者は得業士と稱することを得るものとした。また特別の必要ある場合には、高等學校(高等科のみを置く高等學校を除く)に豫科を置くことを得るものとした。高等學校尋常科に入學することを得る者は、其の高等學校の豫科を修了した者、尋常小學校を卒業した者、又は文部大臣の定める所によつてこれと同等以上の學力ありと認められた者とし、高等學校高等科に入學することを得る者は、其の高等學校の尋常科を卒業した者、中學校第四學年を修了した者、又は文部大臣の定める所によつてこれと同等以上の學力ありと認められた者とした。高等學校の生徒定数は、高等科四百八十人以内、尋常科三百二十人以内とし、高等科のみを置く高等學校にあつては、専攻科を除き六百人以上とした。高等學校の教員は

文部大臣の授與した高等學校教員免許狀を有する者たることを必要とし、また文部大臣の定める所により、免許狀を有せざる者を以てこれに充てることを得るものとした。本令の實施により、舊「高等學校令」及び「高等中學校令」はこれを廢止し、舊令による高等學校は、これを本令による高等學校とし、高等學校大學豫科は、大正十年八月三十一日まで、これを存置することとなつた。

### 高等學校令の特色

「高等學校令」の特色は、(一)從來の大學豫科を廢して、高等普通教育を授ける機關としたこと、(二)入學資格を中學第四學年修了としたこと、(三)七年制の高等學校を本體としたこと、(四)高等學校豫科を置くことを得るものとしたこと、(五)文科・理科に大別したこと、(六)官立高等學校のみならず、公立・私立高等學校の設立を認めたこと、(七)私立高等學校に於ては少なくとも基本財産五十萬圓を金庫に供託するを要するものとしたことである。

## 第二節 「高等學校規程」其の他の制定

### 高等學校規程

大正八年三月二十九日、文部省令を以て、「高等學校規程」を定め、(一)學科課程・教科書

- (二)學年・教授日數及び式日、(三)編制、(四)設備、(五)設立及び廢止、(六)入學・在學・休學・退學及び懲戒、(七)豫科、(八)雜則の八章に亘り、「高等學校令」の施行に必要な細則を示した。右の規程によれば、高等學

校尋常科の學科目は、修身・國語及漢文・外國語・歴史・地理・數學・博物・物理及化學・圖畫・唱歌・體操とし、高等科文科の學科目は、修身・國語及漢文・第一外國語・第二外國語・歴史・地理・哲學概説・心理及論理・法制及經濟・數學・自然科學・體操とし、高等理科の學科目は、修身・國語及漢文・第一外國語・第二外國語・數學・物理及化學・植物及動物・礦物及地質・心理・法制及經濟・圖畫・體操とし、外國語は何れも英語・獨語又は佛語とした。また專攻科の學科目は、國語・漢文・支那時文・外國語・史學・哲學・倫理學・社會學・法律學・政治學・經濟學・數學・物理學・化學・植物學・礦物學・地質學・天文學・氣象學・應用化學・機械工學・實業に關する科目等とし、豫科に關しては「中學校令施行規則」の中學校の豫科に關する規定を準用するものとした。

**高等學校教員規程** 「高等學校教員規程」も亦「高等學校規程」と同時に、文部省令を以て公布した。高等學校高等科教員免許狀は、本令の定むる所に依り、教員檢定に合格した者に授與するものとし、教員檢定は受験者の學力・性行・身體に就きこれを行ふものとした。教員檢定はこれを分けて試験檢定・無試験檢定の二となり、試験檢定は毎年少なくとも一回これを行ひ、無試験檢定は臨時にこれを行ふものとした。試験檢定を受けることを得る者は、(一)學位を有する者、(二)大學を卒業した者、又は大學に於て試験に合格し、學士と稱することを得る者、(三)高等師範學校を卒業したる者、但し修業年限二箇年のものを除く、(四)專門學校本科又は神宮皇學館本科を卒業した者、(五)高等學校大學豫科又は學習院高等科(大正九年五月學習院高等科の下に及元高等學科を加ふ)を卒業した者、(六)當該學科目に關し中學校教員免許狀を有する者、(七)外國に於て高

等學校に準すべき學校を卒業した者、(八)外國に於て大學若しくはこれに準すべき學校に入り、學位若しくは卒業證書を有する者の一に該當することを要し、學位を有する者、大學を卒業した者又は大學に於て試験に合格し學士と稱することを得る者、高等師範學校專攻科又は東京高等商業學校專攻科を卒業した者、外國に於て高等學校に準すべき學校を卒業し、更に大學若しくはこれに準すべき學校に入り、學位若しくは卒業證書を有する者、(九)五年以上高等學校・專門學校又はこれに準すべき學校(同十年九月に高等學校の上に大學・大學豫科を加ふ)の教員たりし者であるとした。また右の中(一)(二)(九)に該當する者、高等師範學校專攻科又は東京高等商業學校專攻科を卒業した者、及び外國に於て高等學校に準すべき學校を卒業し(同十年七月に外國に於て云々の上に本邦に於て高等學校若しくはこれに準すべき學校を卒業しを加ふ)更に外國に於て大學若しくはこれに準すべき學校に入り學位若しくは卒業證書を有する者は文部大臣の適當と認めた學科目に關し、無試験檢定を受けることを得るものとした。檢定を爲すべき學科目は、修身・國語・漢文・英語・佛語・獨語・日本史及東洋史・西洋史・地理・哲學概説・心理及論理・法制及經濟・數學・物理・化學・植物・動物・地質及礦物・圖畫とし、前項の學科目に就き試験檢定を行ふ場合に、中等學校教員免許狀を有する受験者に對しては、檢定を受けんとする學科目に併せ、本人の選擇に依り、英語・佛語・獨語の中、一科目に就き、其の學力を試験するものとしたが、本人が英語・佛語又は獨語に付、中等學校教員免許狀を有するとき、又は檢定を受けんとする學科目が英語・佛語・獨語の中の一なる時には、其の試験を要せざるものとした。而して、高等學校高等科教員檢定に關する事務は、檢

定委員會第一部に於て取扱ふのである。

入學者選抜試験に關する規程 年々入學志望者の率が學校によりて著るしく異なり、或る學校には、特に多くの入學志望者が蟬集し、選抜試験の競争を激甚ならしめる弊があつたので、これを匡救する爲めに、大正六年四月、文部省令を以て「高等學校大學豫科入學者選抜試験規則」を改正し、各高等學校は同時に選抜試験を行ひ、入學志望者は入學せんとする希望の學校二箇以上を指定し、文部省の指定せる便宜の試験場に於て入學試験に應ずる制度を實施した。所謂入學試験集合制度である。然るに「高等學校令」の出づるに及び、大正八年四月十九日、新に「官立高等學校高等科入學者選抜試験規程」を定め、各高等學校は、同時に選抜試験を行ふが、志望者は夫々入學せんとする學校に於て試験を受けなければならぬものとした。

### 第三節 高等學校の増加及び生徒數

新設高等學校 高等學校は、従前に比して著るしく増加した。寺内内閣の時に、新に高等學校七校を増設することとなり、次いで原内閣の高等教育機關擴張計畫により、更に十校を増設することとなつたので、大正十三年度までには二十五校の多きに達する豫定であつた。此の計畫は豫定通りに進行し、大正八年四月十四日には、新潟高等學校・松本高等學校・山口高等學校・松山高等學校が設置せられて同年九月に授業を開始し、大正

九年四月十七日には、水戸高等學校・山形高等學校・佐賀高等學校が設置せられて同年九月に授業を開始し、また同年十一月二十六日には、弘前高等學校・松江高等學校が設置せられて同年四月に授業を開始し、同十年十一月八日には、東京高等學校・大阪高等學校・浦和高等學校・福岡高等學校が設置せられて同十一年四月に授業を開始し、同十一年八月二十四日には、静岡高等學校・高知高等學校が設置せられ、大正十二年には姫路高等學校・廣島高等學校が設置せられた。

また新令の本體とした七年制の高等學校も次第に現はれて來た。即ち官立高等學校にありては前に掲げた東京高等學校、公立高等學校にありては、富山高等學校・浪速高等學校、私立高等學校にありては、武藏高等學校・甲南高等學校・成蹊高等學校・成城高等學校がそれである。

高等學校一覽 大正末年に於ける高等學校は、官立二十五校、公立二校私立四校の多きに及んで居る。其の分科・生徒の定員・修學年限創立年月所在地は左の表の通りである。

### 官立高等學校 (二十五校)

名	稱	分科	科	生徒定員	修業年限	創立案月	所在地
第一高等學校	文理	文科	理科	六〇〇	三	明治一九、四	東京市本郷區向ヶ岡彌生町

私立高等學校

(四校)

名	稱	分	科	生徒定員	年修	限業	創立年月	所	在	地
浪速高等學校	高等科 高等科	理文 理文	科科	三四〇〇 三四〇〇	三	三	大正二、三	大阪府豐能郡櫻井谷村		
富山高等學校	高等科 高等科	理文 理文	科科	三四〇〇 三四〇〇	三	三	大正三、〇	富山縣上新川郡大廣田村		

公立高等學校

(二校)

東京高等學校	高等科 高等科	理文 理文	科科	三四〇〇 三四〇〇	三	三	大正一〇、二	東京府豊多摩郡中野町		
大阪高等學校	理文	理文	科科	三四〇〇	三	三	大正一〇、二	大阪市住吉區天王寺町		
浦和高等學校	理文	理文	科科	三四〇〇	三	三	大正一〇、二	埼玉縣北足立郡浦和町		
福岡高等學校	理文	理文	科科	三四〇〇	三	三	大正一〇、二	福岡市島飼		
靜岡高等學校	理文	理文	科科	三四〇〇	三	三	大正二、八	靜岡縣安倍郡安東村		
高知高等學校	理文	理文	科科	三四〇〇	三	三	大正二、八	高知市江ノ口町		
姫路高等學校	理文	理文	科科	三四〇〇	三	三	大正三、三	兵庫縣飾磨郡安室村		
廣島高等學校	理文	理文	科科	三四〇〇	三	三	大正三、三	廣島市皆實町		

第二高等學校	理文	科科	三四〇〇	三	三	明治一九、四	仙臺市北六番町		
第三高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	明治一九、四	京都市上京區吉田二本松町		
第四高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	明治一九、四	金澤市仙石町		
第五高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	明治一九、四	熊本市黒髮町		
第六高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	明治三、三	岡山市國富		
第七高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	明治三、三	鹿兒島市山下町		
第八高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	明治四、三	名古屋市南區瑞穂町		
新潟高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	大正八、四	新潟市西大畑町		
松本高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	大正八、四	松本市筑摩縣町		
山口高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	大正八、四	山口縣吉敷郡山口町		
松山高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	大正八、四	松山市持田		
水戸高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	大正九、四	茨城縣東茨城郡常磐村		
山形高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	大正九、四	山形縣南村山郡東澤村		
佐賀高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	大正九、四	佐賀縣佐賀郡本庄村		
弘前高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	大正九、二	弘前市富田町		
松江高等學校	理文	科科	四八〇〇	三	三	大正九、二	島根縣八束郡川津村		

名稱	分科	生徒定員	年修年限	創立年月	所在地
武藏高等學校	高等科 常理文科	二四〇	三	大正一〇、三	東京府北豊島郡中新井村
甲南高等學校	高等科 常理文科	三〇〇	三	大正一三、一	兵庫縣武庫郡本山村
成蹊高等學校	高等科 常理文科	一三〇	三	大正一四、二	東京府北多摩郡武藏野村
成城高等學校	高等科 常理文科	一八〇	三	大正一四、三	東京府北多摩郡砧村

以上の外文部省所管外の高等學校及びそれに準ずる學校が各一校づゝある。参考のため左に表示して置く。

高等學校及びこれに準ずる學校 (文部省所管外)

所管名	名稱	分科	年修年限	生徒定員	設立年月	所在地
臺灣總督府	臺灣總督府高等學校	理文科	高等科	一六〇	大正二、三	臺北市龍口町
宮内省	學習院高等科	理文科	三	四〇〇	明治一七、七	東京府北豊島郡高田町

高等學校の生徒數 新設高等學校は開校の日が浅いから略し、第一高等學校より第八高等學校に至る各

學校の大正元年以後に於ける生徒數を左に掲げる。

年 度	第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 八
大正元年	一、一〇一	七六八	九二二	七六三	九二一	六三三	六九二	六八八
同 二 年	一、〇七七	七六六	九一九	七六八	八九三	六三〇	六四九	六九八
同 三 年	一、〇九〇	六六八	九〇四	七四四	八七九	六三八	六四九	六五三
同 四 年	一、〇九五	六九八	九一〇	七四四	八三四	六三三	六五七	六七四
同 五 年	一、〇三三	七三三	九〇九	七四七	八三四	六三三	六五六	六七四
同 六 年	一、一五五	七九	九〇七	七六三	八八七	七〇二	六六三	七三六
同 七 年	一、二二五	八七	九三三	七六三	八八七	七〇二	六六一	七三六
同 八 年	一、一〇一	八七	九三三	八〇〇	九〇三	八〇六	七三三	七六六
同 九 年	一、一三三	八二	九三三	八一九	九三三	八〇〇	七三三	七九九
同 十 年	一、二一八	八六	九四四	八〇四	九二五	八〇九	七三〇	八〇八
同 十 一 年	一、三二九	八三	九四二	七二二	八九七	八三九	七〇五	八三九
同 十 二 年	一、三〇〇	八三	九二九	八二〇	九三六	八四六	六七九	八四八

左に大正六年度以後に於ける高等學校全體の教員數・生徒數・卒業者・入學志願者・入學者の統計を掲げて置く。

年 度	教 員	生徒數	卒業者	入學志願者	入學者	年 度	教 員	生徒數	卒業者	入學志願者	入學者
大正六年度	三六〇	六五三〇	一、六九七	一〇、八四五	二、三三四	同 十 年 度	六四四	一〇、二二三	二、五三五	三三、七〇〇	三、七七四
同 七 年 度	三五六	六七三二	一、七五六	一一、八三三	二、二六七	同 十 一 年 度	七八一	一一、六一一	二、九五七	一八、六三三	四、三三三
同 八 年 度	四九九	七、四九七	一、九〇三	一九、八六六	二、八九六	同 十 二 年 度	九〇〇	一二、一七	三、三六八	二九、五九二	四、七五五
同 九 年 度	五六一	八、七六一	四、〇三三	二三、六三三	三、四九一						



## 第十章 専門學校

### 第一節 専門學校の概要

各種専門學校の變遷 新大學令には、單科大學の存立を認め、且つ官立大學の外に、公立及び私立大學の設置を許したので、既設専門學校の中には、新大學令の定める所により、其の組織を改めて、大學となさんとするものが多く現はれた。専門學校の大學組織に變更したものに就いては、これを大學の中に述べることにし、こゝにはたゞ各種の専門學校に亘り、其の變遷の概要を明かにし、最近に於ける専門教育の状況を述べてみようと思ふ。

醫藥に關する専門學校 醫藥に關する専門學校に於ては、原内閣の高等教育機關擴張により、從來の官立醫學専門學校五校を單科大學に變更したが、新に官立藥學専門學校一校を増設することに決した。大正十一年四月岡山醫學専門學校は岡山醫科大學となり、新潟醫學専門學校は新潟醫科大學となり、其の他も順次組織を變更した。また公立學校に於ては、府立大阪醫科大學・愛知醫學専門學校・京都醫學専門學校及び熊本醫學専門

學校の四校、私立學校に於ては東京慈惠會醫院醫學専門學校が、何れも組織を變更して、新大學令による大學の中に列することになつたが、「専門學校令」により設立を認可せられた私立専門學校には、京都藥學専門學校・大阪藥學専門學校・大阪齒科醫學専門學校等がある。猶ほ富山縣立藥學専門學校は大正九年十一月二十六日官立となり富山藥學専門學校と改稱した。

法學に關する専門學校 從來、法學に關する専門學校であつた早稻田大學・慶應義塾大學・明治大學・法政大學・日本大學・中央大學・立命館大學・専修大學其の他いづれも新令により大學に昇格した。

語學に關する専門學校 語學に關する専門學校に於ては、新に官立の外國語學校一校を増加することとなり、大正十年十二月九日大阪外國語學校の創立を見るに至つた。

美術及び音樂に關する専門學校 美術及び音樂に關する専門學校に關しては、特に記すべき程のことがない。たゞ校内に於ける諸般の規程に二三の改正が行はれたるに過ぎない。

文學に關する専門學校 文學方面に於ては、私立上智大學・私立東京女子大學・活水女子専門學校等が、何れも「専門學校令」によつて新設せられた。國學院大學・同志社大學等は新令により大學に昇格した。

宗教に關する専門學校 宗教方面に於ては、大正三年に新義眞言宗智山派私立大學智山勸學院が、「専門學校令」により認可せられたが、龍谷大學・大谷大學の二校が、新大學令によつて大學組織に改めた。

體育に關する専門學校 體育に關する専門學校に於ては、大日本武徳會武術専門學校が、大正八年八月に至

東京商科大学附屬商學專門部	同 附屬水産専門部	同 附屬土木専門部	北海道帝國大學農學部實科	東京帝國大學農學部實科	熊本藥學專門學校	富山藥學專門學校	東京音樂學校	東京美術學校
製養漁 造殖勞 科科科	林農 學學 實實 科科	林農 醫學 實實 科科	林農 醫學 實實 科科	林農 醫學 實實 科科	研本 究科	研本 究科	作器聲乙甲器聲 種種 曲樂樂師師樂樂 範範 部部部部部部	圖漆鑄金圖建彫西日 畫 師工造工案築刻 範 科科科科科科科
研本 究科	研本 究科	研本 究科	研本 究科	研本 究科	研本 究科	研本 究科	至自	研本選 究生科
三	三	三	三	三	三	三	三	五
大正 九、四	大正 七、三	大正 七、三			大正 一四、一	大正 九、二	明治 三〇、〇	明治 三〇、〇
東京府北多摩郡保谷村	同	同	札幌市大學内	東京府荏原郡目黒村	熊本市大江町	富山縣上新川郡奥田村	東京市下谷區上野公園	東京市下谷區上野公園

りて、大日本武徳會武道専門學校と改稱した外には、特に掲ぐべきこともない。  
**専門學校一覽** 大正末年に於ける専門學校の數は、官立十五校、公立五校、私立八十校である。左に各學校の學科並分科・生徒の種別・修業年限・創立年月及び所在地等の一覽を掲げて置く。

官立専門學校

(十五校)

東京外國語學校	大阪外國語學校	名 稱
英語 獨語 佛語 印語 馬來語 支那語 蒙古語 古語 度來語 西語	英語 獨語 佛語 印語 馬來語 支那語 蒙古語 古語 度來語 西語	學科並分科
拓殖科 貿易科 文藝科	拓殖科 貿易科 文藝科	生徒種別
研選本 究生科	研選本 究生科	年修 限業
四	三	創立年月
明治 三、四	大正 二、三	所 在 地
東京市麹町區竹平町	大阪市天王寺區上本町	

名	稱	學科並分科	種生	別徒	年修	限業	定生	員徒	年創	月立	認徵	所	在	地
東洋大學	大學部 專門部	文政 經濟 法律 政治 社會 化學 物理 醫學 農學 林學 理學 哲學 教育 文學 東洋 學部 專門部	第一種 第二種 第三種 第四種 第五種	科生	一 三 二 四 四 一	三	一、三〇〇 明治三、二	有	東京市小石川區原町					
東京農業大學	專門部	農藝 化學 科學	研究科	科	三	三	一、〇〇〇 明治三、八	有	東京府北多摩郡大學內					
中央大學	專門部	法政 經濟 文學 科學	別科	科	三	三	一、〇〇〇 明治三、八	有	東京市神田區大學內					
法政大學	專門部	法政 經濟 文學 科學	別科	科	三	三	一、〇〇〇 明治三、八	有	東京市麴町區大學內					
明治大學	專門部	文政 經濟 法律 政治 社會 化學 物理 醫學 農學 林學 理學 哲學 教育 文學 東洋 學部 專門部	高等研究科 正科 別科	科科	三	三	一、〇〇〇 明治三、八	有	東京市神田區大學內					

名	稱	學科並分科	種生	別徒	年修	限業	定生	員徒	年創	月立	認徵	所	在	地
千葉醫科大學	附屬藥學專門部	藥學	研究科	科	三	三	明治三、四		千葉市大學內					
金澤醫科大學	附屬藥學專門部	藥學	研究科	科	三	三	明治三、四		金澤市大學內					
長崎醫科大學	附屬藥學專門部	藥學	研究科	科	三	三	明治三、四		長崎市大學內					
測候技術官養成所			本科	科	三	三	大正二、八		東京市麴町區中央氣象臺內					
公立專門學校 (五校)														
京都市立繪畫專門學校		繪畫	研究科	科	三	三	明治三、四		京都市下京區今熊野日吉町					
福岡縣女子專門學校		家政 英文 國文 學科	研究科	科	三	三	大正二、六		福岡市須崎裏町					
大阪府女子專門學校		家政 英文 國文 學科	研究科	科	三	三	大正三、二		大阪府住吉區住吉町					
宮城縣女子專門學校		家政 英文 國文 學科	研究科	科	三	三	大正三、三		仙臺市東九番丁					
京都府立女子專門學校		家政 英文 國文 學科	研究科	科	三	三	昭和二、三		京都市上京區荒神町					
私立專門學校 (東京) 男子部三十四校 女子部十五校														



東京女子專門學校	東京女子專門學校	東京女子大學	私立聖心女子學校	東京女子醫學專門學校	帝國女子專門學校	女子英學塾
家政科 政治科 補習科 習修科	醫學科 牙科	高等學部 英語學科 國語學科 數學科 大學部 社會學科 文藝學科	醫學部 牙科	醫學部 牙科	第一部 人文學科 第二部 史學科 第三部 化學科 第四部 家政科 主婦科	
第一種 第二種     	研究科       	選科       	選科       	研究科       	特別研究科       	
一三三	一三三	三四四三	三二	四一	三	三一二
九〇〇	六〇〇	九〇〇 一七〇〇 一七〇〇 一三〇〇	一五〇	五五〇	七五〇	三四八
大正二、三	大正一〇、一二	大正七、三	大正四、三	明治四、三	明治四、二	明治七、三
目東京市本郷區湯島六丁	東京市本郷區元町	東京府豐多摩郡井荻町	東京市芝區白金三光町	東京市牛込區市ヶ谷河田町	東京市小石川區大塚町	東京市麴町區五番町

日本女子大學校	大正大學專門部	大東文化學院	明治藥學專門學校	東京醫學專門學校	拓殖大學專門部	東京物理學校	東京藥學專門學校	神戶專門學校	日本專門學校
科學部 文學部 社會學部 家政學部 化學部	高等師範部 佛部     				商部 法律部     	高等師範部     			
研究科       	別本 研究科     	研高 本究等 科科     	正別 科科     	正別 科科     	正別 科科     	別本 科科     	別本 科科     	別本 科科     	別本 科科     
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、八〇〇	三〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
明治七、二	大正一五、九	大正二、九	大正二、三	大正七、四	大正七、四	大正七、四	大正七、四	大正六、三	大正六、三
	有	有	有	有	有	有	有	有	有
東京市小石川區高田豐川町	東京府北豐島郡大學内	東京市麴町區富士見町	東京府豐多摩郡代々幡町	東京府豐多摩郡大久保町	東京市小石川區大學内	東京市牛込區神樂町	東京市下谷區上野櫻木町	東京府豐多摩郡野方町	東京府豐多摩郡野方町

名	稱	學科並分科	生徒種別	年修業年限	定生徒數	年創立月	兵定	所在地
立命館大學專門學部	文法經法 經濟學	本別科	三	三	三〇〇	明治三、九	有	京都市上京區大學內
關西大學專門部	文商經法 業濟學 學學學	研究科	特科	三	一、七〇〇	明治六、二	有	大阪市此花區上福島町
東北學院	文商師範 第一二	科科科科	科科科	四	各一三〇	明治七、二	有	仙臺市南六軒町 仙臺市南町
眞宗勸學院高等科	英神法 治等語	科	科	三	六〇	明治七、三	有	三重縣河藝郡一身田
同志社專門學校	英神法 治等語 經濟學	部部部	科科	三	八〇〇	明治七、三	有	京都市上京區新北小路
眞言宗京都大學	政高英神 治等語 經濟學	部部部	科科	四	一〇〇	明治八、一	有	京都市九條東寺町
關東學院	高等學部	部	科科	三	四〇〇	明治八、四	有	廣濱市南太田町字霞耕
臨濟宗大學	神學部	部	科	五	一八〇	明治四、二	有	京都府葛野郡花園村

私立專門學校

(地方)

男子部二十四校  
女子部七校

千代田女子專門學校	國家文政科	研本別科	科	三	三〇	昭和二、二	—	東京市麴町區中六番町
日本女子體育專門學校	—	研專別科	科	三	一六〇	大正二、二	—	東京府荏原郡松澤村字松原
共立女子職業學校專門學部	—	研本別科	科	三	四〇〇	大正二、四、三	—	東京市神田區一ツ橋通町
帝國女子醫學專門學校	醫學部	研本別科	科	四	四〇〇	大正二、四、一	—	東京府荏原郡大森町
帝國女子藥學專門學校	—	研本別科	科	四	四〇〇	大正二、四、一	—	大阪府北河內郡守口町
帝國婦人協會實踐女學校專門學部	國英家技 文文政藝	研選本 究科科	科科	三	一〇〇	大正二、四、一	—	東京府豐多摩郡澁谷町
醫學專門學校	—	研專本 究科科	科科	三	七〇	大正二、七	—	東京府荏原郡大井町

京都女子高等專門學校	活水女子專門學校	同志社 女學校 專門學部	私立神戸女學院大學部	大阪高等醫學專門學校	日本大學專門學校	龍谷大學專門部	大谷大學專門部	九州齒科醫學專門學校	眞宗專門學校
英國國家 文政科 文科科	英 文 科	家 政 科	英 文 科	音 樂 科	高 等 英 文 科	大學部 英文科	政治 經濟 科	商 法 科	法 律 科
研本 科	研本 科	研本 科	研本 科	研本 科	研本 科	研本 科	研本 科	研本 科	研本 科
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
六〇〇	一〇〇	七五〇	一五〇 二四〇 五〇〇	七五〇	二四〇 四〇〇 四〇〇 四〇〇	二四〇	三〇〇	六〇〇	一五〇
大正九、三	大正八、三	明治四、二	明治四、一〇	昭和二、三	大正二、三 大正二、四 大正二、五 大正二、六	大正二、五	大正二、五	大正二、七	大正二、六
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
日吉町 京都市下京區今熊野北	長崎市東山手	京都市上京區出川通寺 町西入	兵庫縣明石市大藏谷字 長尾	大阪市淀川區下新庄町	大阪府河內郡彌刀村	京都市上京區大學內	京都市上京區大學內	福岡市宇今泉	名古屋市中區下茶屋町

西南學院高等學部	西山專門學校	京都藥學專門學校	大阪齒科醫學專門學校	大阪藥學專門學校	新義眞言宗智山派 私立大學智山勸學院	佛教專門學校	大日本 武德會 武道專門學校	眞言宗高野山大學	私立關西學院
神 學 科	文 商 科	文 政 科	文 政 科	文 政 科	文 政 科	文 政 科	文 政 科	文 政 科	神 學 部
本選 科	本選 科	本選 科	本選 科	本選 科	本選 科	本選 科	本選 科	本選 科	高等 商業 學部
三	三	三	三	三	三	三	三	三	文學部 社會學科
四〇〇	一五〇	三〇〇	六〇〇	三〇〇	二〇〇	一五〇	一三〇	八〇	文學部 社會學科
大正一〇、一	大正九、三	大正八、三	大正六、九	大正六、三	大正三、三	明治四、五	明治四、一	明治四、四	文學部 社會學科
有	有	有	有	有	有	有	有	有	文學部 社會學科
福岡縣早良郡西新町	京都府乙訓郡乙訓村	京都市上京區秋葉町	大阪府東成區生野國分 町	大阪府南區日本橋筋五 丁目	京都市下京區大佛東瓦 町	京都市上京區鹿ヶ谷御 所ノ段町	京都市上京區岡崎西天 王寺	和歌山縣伊都郡高野村	兵庫縣武庫郡西灘村

梅花女子專門學校	英國	文文	科科	研本	科科	三	三五	大正二、三	大阪府豊能郡豊中村
緯蘇女子專門學校	國家技	文政	科科	本豫	科科	三一	六〇	大正四、二	大阪府中河内郡布施町
金城女子校專門學校	家英國	政文	科科	本豫	科科	三一	三〇	昭和二、三	名古屋市東區白壁町

備考 專門學校令に依る宗教大學は大正十五年九月告示第三百四十二號を以て昭和四年三月限廢止認可  
 天臺宗大學は大正十五年九月告示第三百四十四號を以て昭和三年三月限廢止認可  
 豐山大學は大正十五年九月告示第三百四十三號を以て昭和三年三月限廢止認可  
 日本醫科大學專門部は大正十五年四月告示第三百五十二號を以て昭和五年三月限廢止認可

以上の外に、文部省所管外の專門學校及びこれに準ずる學校が十校ある。参考のため左にこれを表示して置く。

專門學校及び之れに準ずる學校 (文部省所管外)

所管名	名稱	學分	生徒種別	生徒定員	修業年限	設立年月	所在地
外務省	東亞同文書院	商務科			四	大正二、七	上海餘家准虹橋路
同	日露協會學校	(露西亞語) 商務科	研本	三〇	三	大正九、四	北滿洲哈爾濱
内務省	神宮皇學館	(文) 科	專本	六〇	二四	明治六、八	宇治山田市

朝鮮總督府	京城法學專門學校	(法律科)	研本	科科		三	大正二、四	京城府光化門通
同	京城醫學專門學校	(醫學)	研選	科科		四	大正二、四	京城府蓮建洞
同	セブランス聯合醫學專門學校	(醫學)	選別	科科	三〇	四	大正二、五	京城府南大門通
同	延禧專門學校	神學 文物	研本	科科	二〇〇	四	大正六、四	京畿道高陽郡延禧面滄川里
同	普成專門學校	商法	研本	科科	四〇〇	三	大正二、四	京城府松峴洞
臺灣總督府	臺灣總督府醫學專門學校	(醫學)	研本	科科		四	大正二、四	臺北市東門町
關東廳	滿洲教育專門學校	文理	研本	科科	三〇	三	大正二、三	大連市見玉町

備考 一、本表には實業專門學校を含みます。  
 一、南滿洲醫學堂は昭和三年七月限廢止。

第二節 高等諸學校の職員

こゝに高等諸學校の職員に關することを附記して置きたい。これはたゞ專門學校のみに關係して居ないから項を改めて述べるのが當然であるが、便宜上こゝに附記することにした。



**高等諸學校の教員の養成** 高等諸學校の増設に伴ひ、最も急務とすべきは教員の補給である。こゝに於て、文部省は、大正八年五月二十九日、省令を以て「文部省直轄學校教員養成規程」を公布した。右の規程によれば、大學の學部・大學院又は研究科並びに高等師範學校專攻科の學生にして、直轄學校の教職に従事せんとする志望を有し、文部大臣に於て適當と認められた者には、大正十三年度までの間に於て、相當の員數を限り學資を補給するものとし、學資の補給を受けた者は、學修を終つた日より起算し、補給を受けた期間の一倍半に相當する期間、文部大臣の指定する教職に従事する義務を有するものとした。

**高學諸學校の職員の待遇** 文部省直轄諸學校の學校長は、東京盲學校長・東京聾啞學校長を除き、從來高等官五等以上二等以下、年俸二千二百圓以上三千七百圓以下であつたが、大正九年八月十七日の「高等官官等俸給令」の改正に依つて、官等は従前の通り、俸給は勅任の學校長は四千五百圓、四千八百圓又は五千二百圓、奏任の學校長は三千百圓以上四千五百圓となつた。教授は從來高等官三等以下を本體とし、五年以上高等官三等にあつて功績ある者は各校二人以内(全國に於ける人の數の制限がある) 二等に陞ることが出來、而して、俸給は七百五十圓以上三千圓以下であつたが、前記の改正で、高等官七等以上三等以下、但し各校二人以上二等に陞り得るは従前の通り、俸給は千二百圓以上四千五百圓以下となつた。東京盲學校長・東京聾啞學校長は、從來高等官六等以上三等以下、千百圓以上二千五百圓以下であつたのを、前記の改正により、官等は従前の通りで、俸給は千六百圓以上三千八百圓以下となつた。なほ直轄學校中、高等師範學校・東京盲學校・東京聾啞學校に限り、奏任文官たる教諭と、判任文官た

る訓導とがあり、又直轄學校には判任文官たる助教授があり、更に高等師範學校に限り判任文官たる助教授があるが、一々の待遇に就いてはこゝには略する。帝國大學及び官立大學の豫科並びに附屬専門部等の教授の待遇もこゝには略する。次に公立學校職員中、専門學校長・實業専門學校長は、從來高等官六等以上三等以下の待遇で千二百圓以上三千圓以下の俸給であつたのを、大正六年一月には、高等官八等以上三等以下の待遇に改め、更に同八年八月十三日には、専門學校長・實業専門學校長の外に高等學校長を加へ、高等官六等以上勅任待遇以下に改め、同九年八月二十六日には、俸給を二千圓以上四千五百圓以下と改めた。尙ほ大正十年七月十一日には高等科を置く高等女學校の學校長は、高等官八等以上三等以下の待遇とし、俸給は千六百圓以上四千百圓以下とした。此の學校の教授・教諭の待遇に關する分は略する。

## 第十一章 大學

### 第一節 「大學令」の公布

**大學令の公布** 高等教育機關の擴張に先だち、政府は、新に「大學令」を制定した。此の新大學令は、大

正七年十二月五日、勅令第三百八十八號を以て公布せられた。其の全文は左の通りである。

### 大 學 令

- 第一條 大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス
- 第二條 大學ニハ數個ノ學部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ單ニ一個ノ學部ヲ置クモシテ以テ一大學トナスコトヲ得
- 學科ハ法學、醫學、工學、文學、理學、農學、經濟學及商學ノ各部トス
- 特別ノ必要アル場合ニ於テ實質及規模一學部ヲ構成スルニ適スルトキハ前項ノ學部ヲ分合シテ學部ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 學部ニハ研究科ヲ置クヘシ
- 數個ノ學部ヲ置キタル大學ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル爲之ヲ綜合シテ大學院ヲ設クルコトヲ得
- 第四條 大學ハ帝國大學其ノ他官立ノモノ、外本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト爲スコトヲ得
- 第五條 公立大學ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府縣ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得
- 第六條 私立大學ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 第七條 前項ノ財團法人ハ大學ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少ナクモ大學ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス
- 基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ
- 第八條 公立及私立ノ大學ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ學部ノ設置廢止亦同シ
- 前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勸裁ヲ請フヘシ
- 第九條 學部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該大學豫科ヲ修了シタル者、高等學校高等科ヲ卒業タル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス
- 入學ノ順位ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十條 學部ニ三年以上在學シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ學士ト稱スルコトヲ得
- 前項ノ在學年限ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス
- 第十一條 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上當該學部ニ在學シ其ノ他相當ノ學力ヲ具ヘタル者ニシテ當該學部ニ於テ適當ト認めタルモノトス
- 第十二條 大學ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得大學豫科ニ於テハ高等學校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ爲スヘシ
- 第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス
- 修業年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文

部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十四條 大學豫科ノ設備、編制、教員及教科書ニ付テハ高等學校高等科ニ關スル規定ヲ準用ス

第十五條 大學豫科ノ生徒定數ハ毎年ノ豫科修了者ノ員數カ其ノ年當該大學ニ收容シ得ル員數ヲ超過セサル程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十六條 大學及大學豫科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ當該大學之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 公立及私立ノ大學ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ

第十八條 私立大學ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ公立大學ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

第十九條 公立及私立ノ大學ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第二十條 文部大臣ハ公立及私立ノ大學ニ對シ報告ヲ徴シ檢閲ヲ行ヒ其他監督上必要ナル命令ヲナスコトヲ得

第二十一條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル學校ニハ當分ノ内第二十一條ノ規定ヲ適用セス

**大學令の要旨** 法文によつて明かなるが如く、大學は、國家に須要なる學術の理論及び應用を教授し、其

の蘊奥を究めしめるのを目的とし、兼ねて人格の陶冶及び國家思想の涵養に留意せしむべきものであつた。大學には數箇の學部を置くを常例とし、特別の必要ある場合に於ては、單に一箇の學部のみを置いて一大學とすることも出來た。學部は、法學・醫學・工學・文學・理學・農學・經濟學・商學の各部とし、特別の場合には、これを分合することも許された。學部には研究科を置くことが出來、數箇の學部を置いた大學に於ては、研究科間の聯絡協調を期するために、これを綜合して大學院を設けることも出來た。大學には帝國大學其の他の官立大學の外に、公立・私立の大學をも認めた。公立大學は、特別の事情ある場合に、北海道及び府縣に限りこれを設立することを許した。私立大學は、財團法人でなければ設立することが出來ない。併し、特別の必要により學校經營のみを目的とする財團法人が、其の事業としてこれを設立する場合は此の限りにあらずとし、右の財團法人は、大學に必要な設備又はこれに要する資金及び少なくとも學校を維持するに足るだけの收入を生ずる基本財産を有することを要するものとした。特別の必要ある場合には、大學に修業年限三箇年又は二箇年の豫科を置くことが出來た。而して、その豫科は、高等學校高等科の程度に依り、高等普通教育をなすべきものであつ

た。大學の各學部に入學することを得る者は、其の大學の豫科を修了した者、高等學校高等科を卒つた者、又は文部大臣の定める所に依り、これと同等以上の學力ありと認められた者であつた。大學の各學部に三箇年以上（醫學を修める者は四箇年以上）在學し、一定の試験を受け、これに合格した者は學士と稱することが出来た。また研究科に入學ことを得る者は三箇年以上（醫學を修める者は四箇年以上）其の學部に在學し、其の他相當の學力を具へた者で、其の學部に於て適當と認められたものであつた。また修業年限三箇年の大學豫科に入學することを得る者は、中學校第四學年を修了した者、又は文部大臣の定める所により、これと同等以上の學力ありと認められた者で、修業年限二箇年の大學豫科に入學することを得る者は、中學校を卒業した者、又は文部大臣の定める所により、これと同等以上の學力ありと認められた者であつた。公立及び私立の大學は、文部大臣の監督に屬し、相當員數の専任教員を置かなければならなかつた。

**大學令の特色** 大學令の特色は、(一) 官立大學の外に公立及び私立大學を認めたこと、(二) 綜合大學の外に單科大學を認めたこと、(三) 大學の目的を改め、學術研究の外、人格の陶冶及び國家思想の涵養等を重んじたこと、(四) 必ずしも學年制を設けず、學生をして好む所の學科を聴講し、三箇年以上在學の上、一定の試験に應ずれば、學士の稱號を得るの自由を與へたこと、(五) 分科大學を改めて學部としたこと、(六) 大學には必ず研究科を置くこととしたこと、(七) 入學資格は高等學校卒業者を本體としたが、文科・理科何れの卒業たるを論ぜず、何れの學部にも入學することを許したこと等である。

### 學位令の改正

尙ほこに「學位令」の改正に就いて一言を附記して置きたい。政府に於ては臨時教育會議の答申を參考とし、大正九年七月六日「學位令」を改正した。改正「學位令」によれば、學位は博士とし、各大學が文部大臣の許可を経て授與するものとし、博士の種類は、大學に於てこれを定め、文部大臣の許可を受くべきものとした。學位を授與せらるべき者は、大學の學部研究科に於て二年以上研究に従事し、論文を提出して學部教員會の審査に合格した者、又は論文を提出して學位を請求し、學部教員に於てこれと同等以上の學力ありと認められた者とし、學位を授與せられた者は、授與の日より六箇月以内に、其の提出に係る論文を印刷公表すべきものとしたが、學位授與前既に印刷公表したものなるとき、又は文部大臣に於て其の印刷公表を相當ならずと認めるときは、公表することを要せざるものとした。

**入學期の改正** 大學の入學期は、九月と定まつて居たが、大正十一年四月以來、これを改めて四月とした。高等學校も亦大學と同じく、四月を以て學年の初めと改めた。

## 第二節 帝國大學

**帝國大學令による大學** 「大學令」公布の結果、大正八年二月六日、新に「帝國大學令」を定めて、舊令を廢止した。新令によれば、帝國大學は、數箇の學部を綜合して構成するものとし、各帝國大學に置く學部

の種類は、別に勅令を以てこれを定めるものとした。また帝國大學には大學院を置くものとした。其の他「帝國大學令」の中には、職員・評議會・教授會・講座等に關する規程を設けた。「帝國大學令」と共に、別に勅令を以て各帝國大學の學部を定めた。「帝國大學令」による大學は左の五校である。

名稱	學部	創立年月	所在地
東京帝國大學	法醫學部 文文學部 理學部 工學部 農學部 經濟學部	明治十九年三月 明治二十九年八月九日	東京市本郷區本富七町 東京府荏原郡目黒町 東京市本郷區本富七町
京都帝國大學	法醫學部 文文學部 理學部 工學部 農學部 經濟學部	明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日	京都市上京區吉田町
東北帝國大學	法醫學部 文文學部 理學部 工學部 農學部 經濟學部	明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日	仙臺市片平町
九州帝國大學	法醫學部 文文學部 理學部 工學部 農學部 經濟學部	明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日 明治二十九年八月九日	福岡縣筑紫郡千代町 福岡縣糟屋郡箱崎町

北海道帝國大學  
工醫學部  
農學部  
理學部  
醫學部  
大正  
札幌市北八條

**東京帝國大學** 東京帝國大學に於ては大正五年三月、傳染病研究所を附設し、同七年七月二日、附屬航空研究所（同十年七月航空研究所と改む）を置き、同八年二月には、分科大學を廢して、法學部・醫學部・工學部・文學部・理學部・農學部・經濟學部の七學部を置くことになつた。これは新令實施の結果である。大正元年以降の學生の數は左の通りである。

大正	大學院	法學部	醫學部	工學部	文學部	理學部	農學部	經濟學部
元年	二、七四	二、一九六	六三二	六四九	三七	一五〇	三六三	
二年	二、四〇	二、三三六	六三三	六五一	三七	一五三	四五六	
三年	一、八六	二、三四六	六三八	六四	三三	一六三	五〇六	
四年	三、〇五	二、三三	六四四	六〇	三八	一六四	五〇四	
五年	二、五七	二、四三五	六三八	七六	三三	一六三	四五〇	
六年	二、五二	二、四三	六三	七八	三四	一七三	四二五	
七年	二、六三	一、九八八	六三	七九	三三	一七三	四二五	
八年	二、九〇	一、九五	六三	七九	三三	一七三	四二五	
九年	三、〇	一、六五	六〇	七三	二二	二〇	三〇一	五六
十年	三、〇七	一、五八	四六	七五	二二	二〇	三〇一	七三
十一年	三、三〇	一、五九	四六	七五	二二	二〇	三〇一	七三
十二年	三、三三	一、七四	四六	八六	二九	二五	三九八	七四〇

**京都帝國大學** 京都帝國大學に於ては、大正三年七月、理工科大學を分離して、新に工科大學及び理科大學を開設し、工科大學には、土木工學科・機械工學科・電氣工學科・採鑛冶金學科・工業化學科を置き、同年八月法科大學規程を改正して、法律學科及び政治經濟學科を置き、同八年二月の新令により、各分科大學を廢して、法學部・醫學部・工學部・文學部・理學部を置き、同年五月、更に經濟學部を開設した。大正元年以降の學生の數は左の通りである。

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院
農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部
理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部
醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部
工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部
法學部	法學部	法學部	法學部	法學部	法學部	法學部	法學部	法學部	法學部	法學部	法學部
文學部	文學部	文學部	文學部	文學部	文學部	文學部	文學部	文學部	文學部	文學部	文學部
經濟學部	經濟學部	經濟學部	經濟學部	經濟學部	經濟學部	經濟學部	經濟學部	經濟學部	經濟學部	經濟學部	經濟學部

**東北帝國大學** 東北帝國大學に於ては、大正四年七月、醫科大學を開設して醫學科を置き、同七年三月に

至り、農科大學を分離せしめ、四月更に醫學專門部を廢止し、同八年二月の新令により、分科大學を改めて理學部・醫學部の二學部としたが、同年五月、工學部を設置し、機械工學科・電氣工學科を置き、附屬鐵鋼研究所を設置した。同十一年八月附屬鐵鋼研究所の組織を改めて金屬材料研究所とし、また法文學部を設置することにした。大正元年以後に於ける學生の數は左の通りである。

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	大正七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	大正七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院
農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部
理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部	理學部
醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部
工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部
法文學部	法文學部	法文學部	法文學部	法文學部	法文學部	法文學部	法文學部	法文學部	法文學部	法文學部	法文學部

**九州帝國大學** 九州帝國大學に於ては、大正八年二月の新令により、醫學部・工學部・農學部を置くこととなり、従前の醫科大學を醫學部、工科大學を工學部と改め、農學部は同十年四月より開講した。創立以後に於ける學生の數は左の通りである。

明治四十三年	同四十四年	同四十七年	同四十八年	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	大正七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
明治四十三年	同四十四年	同四十七年	同四十八年	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	大正七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院	大學院
醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部	醫學部
工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部	工學部
農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部	農學部

大正元年	二一	三三	一五〇	同	九	二二	三三	二七	
二年	二二	三七	三三	同	十	一九	三六	三五〇	二七
三年	二四	三七九	三三	同	十一年	二五	三六	三五〇	
四年	二五	三七八	三三	同	十二年	二九	三六	三五〇	
五年	二五	三三四	三三						
六年	三	三九六	三三						

北海道帝國大學

大正七年三月三十日、勅令を以て、北海道帝國大學を札幌に置き、東北帝國大學農科大學を改めて、同大學の一分科とし、別に大學豫科・土木専門部・水産専門部を附屬せしめた。同八年二月の新令により、學部を分ちて農學部及び醫學部とした。大正九年以後に於ける學生の數は左の通りである。

大正九年	大學院	農學部	醫學部	大正十一年	大學院	農學部	醫學部
同十年	五一	三四	一四五	同十二年	四四	一八〇	六四

帝國大學總長年表

東京帝國大學

渡邊 洪基 自明治九、三 至同三、五  
加藤 弘之 自明治三、五 至同六、三  
濱 尾 新 自明治六、三 至同三、二

外山 正一 自明治二 至同三、四  
菊池 大麓 自明治四、四 至同六、六  
山川 健次郎 自明治六、六 至同八、三  
濱 尾 新 自明治六、三 至大元、八  
松 井 直吉 自明治六、三 至同八、三  
山川 健次郎 自大正二、六 至同九、〇

古在 由直 自大九、〇 至昭和  
京都帝國大學  
木下 廣次 自明治三、六 至同四、七  
岡田 良平 自明治四、〇 至同四、九  
菊池 大麓 自明治四、九 至同五、五  
久原 射法 自明治五、五 至大正二、五  
澤柳 政太郎 自大正二、五 至同三、四  
山川 健次郎 自大正三、八 至同四、六  
荒木 寅三郎 自大正四、六 至昭和  
東北帝國大學  
澤柳 政太郎 自明治四、三 至大正二、五

北條 時敬 自大正二、五 至同六、八  
福原 謙二郎 自大正六、〇 至同八、六  
九州帝國大學  
小川 正孝 自大正八、六 至昭和  
山川 健次郎 自明治四、四 至大正二、五  
眞野 文二 自大正二、五 至同五、三  
大工原 銀太郎 自大正五、三 至昭和  
北海道帝國大學  
佐藤 昌介 自大正六、四 至昭和  
京城帝國大學  
服部 宇之吉 自大正五、四 至昭和

第三節 其他の諸大學

官立大學

前記「大學令」の規定に依り、東京高等商業學校が組織を變更して東京商科大学となつた。同大學の開設は、大正九年四月一日である。二箇年の大學豫科を置き、また附屬商業専門部を設けた。次に岡山醫學専門學校と新潟醫學専門學校とが組織を變更し、大正十一年四月一日に岡山醫科大學・新潟醫科大學の開設となつた。其の翌年には、千葉・金澤・長崎等の各醫學専門學校が大學となつた。大正末年に於ける官立諸大學は左の通りであつた。

學 校 名	學 部	創 立 年 月	所 在 地
東京商科大学	商學部	大正九、四	東京市神田區一ツ橋通町
新潟醫科大學	醫學部	大正二、三	新潟市旭町通一番町
岡山醫科大學	醫學部	大正二、三	岡山市岡町
千葉醫科大學	醫學部	大正三、三	千葉市千葉町
金澤醫科大學	醫學部	大正三、三	金澤市下鶴間町
長崎醫科大學	醫學部	大正三、三	長崎市里郷

備考 在學期間は四年以上、八年以内 各大學に研究科を置く。

**公立大學**

また「大學令」の規定に依つて、専門學校であつた大阪府立大阪醫科大學が組織を改めて、大正八年二月二十二日に大學に列し、次に愛知縣立醫學專門學校は同九年六月十八日に、京都府立醫學專門學校は同十年十月十九日に、熊本縣立（もとは私立）醫學專門學校は同十一年五月二十五日に、何れも大學となつて其の設立を許可せられた。大正末年に於ける公立大學一覽表を左に掲ぐ。

名 稱	學 部	學 生 定 員	創 立 年 月	徵 兵 認 定	所 在 地
大阪醫科大學	醫學部	四〇〇	大正八、二	有	大阪市北區常安町
愛知醫科大學	醫學部	三〇〇	大正九、六	有	名古屋市中區鶴舞町
京都府立醫科大學	醫學部	三〇〇	大正一〇、〇	—	京都市上京區河原町通廣小路
熊本醫科大學	醫學部	三〇〇	大正二、五	有	熊本市大江町

**私立大學**

私立の學校で、最も早く「大學令」に依る大學となつたのは、慶應義塾と早稻田大學とで、設立許可は共に大正九年二月五日である。次いで明治大學・法政大學・日本大學・中央大學・國學院大學・同志社大學は同年四月十五日に設立を許可せられ、東京慈惠會醫院醫學專門學校は同十年十月十九日に設立を許可せられて東京慈惠會醫科大學となり、また同十一年五月二十日には、龍谷大學・大谷大學、同年五月二十五日には、専修大學・立教大學、同年六月五日には、立命館大學・關西大學・東洋協會大學が設立を許可せられ、同十三年五月には、立正大學が設立を許可せられ、同十四年には、駒澤大學・東京農業大學が設立を許可せられ、同十五年には、日本醫科大學・高野山大學・大正大學が設立を許可せられた。大正末年に於ける私立大學一覽表は左の通りである。

名 稱	學 部	學 生 定 員	創 立 年 月	徵 兵 認 定	所 在 地
慶應義塾大學	文經法醫學部	一、八〇〇	大正九、二	有	東京市芝區三田 同 四谷區信濃町
早稻田大學	文政商法理工經濟學部	一、六〇〇	大正九、二	有	東京府豊多摩郡戸塚町
明治大學	政商法政治經濟學部	三、五〇〇	大正九、四	有	東京市神田區駿河臺南甲賀町



法政大學	經濟文學部	七〇〇	大正九、四	有	東京市麴町區富士見町
中央大學	經濟學部	四〇〇	大正九、四	有	東京市神田區駿河臺南甲賀町
日本大學	商法文學部	三〇〇	大正九、四	有	東京市神田區三崎町
國學院大學	文法學部	二四〇	大正九、四	有	東京府豊多摩郡澁谷町
同志社大學	文法學部	五七〇	大正九、四	有	京都市上京區新北小絡町
東京慈惠會醫科大學	醫學部	六〇〇	大正一〇、〇	有	東京市芝區愛宕町
龍谷大學	文法學部	四〇〇	大正二、五	有	京都市下京區猪熊通七條上ル
大谷大學	文法學部	三六〇	大正二、五	有	京都市下京區小山上總町
專修大學	經濟學部	三〇〇	大正二、五	有	京都市神田區今川小路
立教大學	商法文學部	一五〇	大正二、五	有	東京府北豐島郡西巢鴨町
關西大學	經濟文學部	三〇〇	大正二、六	有	大阪府三島郡千里山村
拓殖大學	商法學部	三〇〇	大正二、六	有	東京市小石川區若荷谷町
立命館大學	法學部	四〇〇	大正二、六	有	京都市上京區廣小路通寺町東入中御堂町
立正大學	文法學部	二四〇	大正三、五	有	東京府荏原郡大崎町
駒澤大學	文學部	四八〇	大正四、三	有	東京府荏原郡駒澤村

東京農業大學	農學部	三〇〇	大正一四、五	有	東京府豊多摩郡澁谷町
日本醫科大學	醫學部	六〇〇	大正一五、二	有	東京市本郷區千駄木町
高野山大學	文學部	二四〇	大正一五、四	有	和歌山縣伊都郡高野村
大正大學	文學部	三〇〇	大正一五、四	有	東京府北豐島郡西巢鴨町

文部省所管外の大學 以上の外に、文部省所管外の大學が三校ある。何れも大正年間に創立せられたものである。左に其の一覽表を掲げて置く。

所管名	名	稱	學部	定員	生	設立年月	所在地
朝鮮總督府	京城帝國大學	法文學部	醫學部	一	大	三、五	京畿道高陽郡崇仁面清涼星
關東廳	旅順工科大学	工學部	醫學部	三	大	二、四	旅順新市街札幌町
同	滿州醫科大學	醫學部	醫學部	三	大	二、四	滿洲奉天附屬地北二條通

大學豫科 「大學令」の定むる所により、大學には大學豫科を置くことが出来る。大學豫科は、高等學校高等科の程度により、高等普通教育を授けるもの、其の修業年間は、三年又は二年である。左に官公、私立大學に於ける大學豫科の一覽表を掲げて置く。

帝國大學及び官立大學豫科

(二校)

名	稱	定員	生徒	年修限業	創立年月	徵兵	所	在	地
北海道帝國大學	豫科	七〇〇	三	明治四、六	札幌市北八條	大學内			
東京商科大學	豫科	六〇〇	三	大正九、四	神田區一ツ橋通町	大學内			

公立大學豫科

(四校)

名	稱	定員	生徒	年修限業	創立年月	徵兵	所	在	地
大阪醫科大學	豫科	二〇〇	三	大正九、六	大阪府豊能郡石橋	有			
愛知醫科大學	豫科	二〇〇	三	大正九、六	名古屋市中區	有			大學内
京都府立醫科大學	豫科	二〇〇	一	大正一〇、〇	京都府葛野郡衣笠村	有			
熊本醫科大學	豫科	二〇〇	三	大正二、五	熊本市	有			大學内

私立六學豫科

(二三校)

名	稱	分科	定員	生徒	年修限業	創立年月	徵兵	所	在	地
早稻田大學	第一高等學院 第二高等學院	文 理 文 理 文 理	一、〇〇〇 七〇〇	三 三	未開設	大正九、二	有			東京府豊多摩郡戸塚町
慶應義塾大學	豫科	文 理 法 醫 經 商 政 治 學 部 部 部 部 部 部 部	一、九〇〇 二、〇〇〇 五、六〇〇	三	大正九、二	有				東京市芝區 大學内

名	稱	分科	定員	生徒	年修限業	創立年月	徵兵	所	在	地
明治大學	豫科	法 政 法 政 法 政 治 學 部 部 部 部 部 部	七〇〇	三	大正九、四	有				東京市神田區 大學内
中央大學	豫科	第 一 部 第 二 部 商 經 法 學 部 部 部	九六〇	三	大正九、四	有				東京市神田區 大學内
日本大學	豫科 (二部教授)	法 文 學 部 商 學 部	七〇〇 三六〇	三 三	大正九、四	有				東京市神田區 大學内
法政大學	豫科	第 二 部 商 學 部	九六〇	三	大正九、四	有				東京市麴町區 大學内
同志社大學	豫科	第 二 部 商 學 部	六〇〇	三	大正九、四	有				京都市上京區 大學内
國學院大學	豫科	第 二 部 商 學 部	一六〇	二	大正九、四	有				東京府豊多摩郡 大學内
東京慈惠會醫科大學	豫科	第 二 部 商 學 部	三〇〇	二	大正一〇、二〇	有				東京市芝區 大學内
龍谷大學	豫科	第 二 部 商 學 部	三六〇	三	大正二、五	有				京都市下京區 大學内
大谷大學	豫科	第 二 部 商 學 部	三六〇	三	大正二、五	有				京都市上京區 大學内
專修大學	豫科	第 二 部 商 學 部	五〇〇	二	大正二、五	有				東京市神田區 大學内
立教大學	豫科	第 二 部 商 學 部	四五〇	二	大正二、五	有				東京府北豊島郡 大學内
關西大學	豫科	第 二 部 商 學 部	一、〇〇〇	三	大正二、六	有				大阪府三島郡 大學内
東洋協會大學	豫科	第 二 部 商 學 部	三三〇	三	大正二、六	有				東京市小石川區 大學内

立命館大學豫科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
立正大學豫科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
駒澤大學豫科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京農業大學豫科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本齒科大學豫科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高野山大學豫科	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正大學豫科	—	—	—	—	—	—	—	—	—

文部省所管外大學豫科

(三校)

所管名	名	稱	學	科	生徒	修業	設立年月	所在地
朝鮮總督府	京城帝國大學豫科	理文	科	科	一八〇	二	大正二、三、五	大學内
關東廳	旅順工科大学豫科	—	—	—	三〇〇	三	大正二、四	大學内
同	滿洲醫科大學豫科	—	—	—	二四〇	三	大正二、四	大學内

第四節 大學の職員

帝國大學・官立大學・公立大學職員の待遇・俸給に關する規定を左に擧げて置かう。  
帝國大學 帝國大學の總長は高等官一等又は二等で、俸給は從來五千圓又は五千五百圓であつたが、大正

九年八月十七日の「高等官等俸給令」の改正で、六千五百圓又は七千圓となり、教授は高等官六等より一等までで、俸給は從來千圓以上二千五百圓以下であつたが、前記の改正で千二百圓以上四千五百圓以下となり、助教授は高等官九等以上三等以下で、俸給は從來四百圓以上千二百圓以下であつたが、前記の改正で千百圓以上三千百圓以下となつた。教授・助教授には別に講座給がある。尙ほ特別の場合には加俸等もある。

**官立大學** 官立大學の學長は高等官一等又は二等で、俸給は大正九年三月三十一日には三千三百圓・三千五百圓又は三千七百圓であつたが、同年八月の改正で、五千二百圓・五千五百圓又は六千圓となり、教授は高等官六等より一等までで、俸給は初は千二百圓以上三千七百圓以下であつたが、後には千二百圓以上四千五百圓以下となり、助教授は高等官九等以上四等以下で、俸給は初は七百五十圓以上二千五百圓以下であつたが、後には教授のそれと同様になつた。

**公立大學** 公立大學の總長は勅任待遇で、俸給は大正八年八月十三日には四千五百圓・五千圓又は五千五百圓であつたが、同九年八月二十六日の改正で六千圓・六千五百圓又は七千圓となり、學長は勅任待遇で俸給は初は三千七百圓・四千圓又は四千五百圓であつたが、後には五千二百圓・五千五百圓又は六千圓となり、教授は高等官六等待遇より勅任待遇までで、俸給は初は千圓以上三千圓以下であつたが、後には千六百圓以上四千五百圓以下となり、助教授は高等官八等以上四等待遇で、俸給は初は五百圓以上二千圓以下であつたが、後には千圓以上三千二百圓以下となつた。

## 第十二章 師範學校

### 第一節 師範學校に關する諸規程の改正

**師範學校專攻科の設置** 大正年間の師範教育制度中、特筆すべきものは、專攻科の設置であつた。專攻科の設置は、岡田文相の懐抱せる師範教育改造案の眼目である。文部省は、大正十四年度の第五十一議會に豫算を提出して、これを實施しようとした。然るに、第五十一議會は、文部省の擴張豫算四百萬圓の中、九十七萬餘圓を削除したので、專攻科の設置は實現を見るに至らなかつた。依つて、政府に於ては、更に寄宿舎の費用として、五十萬圓を追加して、四百五十萬圓となし、これを大正十五年度の第五十二議會に提出した。貴族院に於ては、文部省が昨年の院議を無視して、勝手に第一部を實施し、專攻科の實施を延期したことを攻めた。併し、結局、警告つきで四百五十萬圓の豫算に協賛した。文部省では、既に準備が出来て居たので、早速これを實施することにしたのである。

**師範學校入學資格に關する改正** 大正二年九月十三日には、「師範學校規程」中の入學資格に關するこ

とが改正せられた。即ち市町村立小學校又は府縣立師範學校の訓導が在職中職務の爲めに死去したるとき、其の子の師範學校入學に關し、他の志願者に先だちてこれを許可することが追加された。また大正四年三月二十日には、同規程の中、學科課程・修業年限・入學資格等が改正された。從來、本科第二部男生徒の修業年限は一箇年であつたが、この時から二箇年まで延長し得ることになつた。また特別の事情あるときは、女生徒に限り高等小學校第一學年を修了した者、又は、年齢十三年以上にしてこれと同等の學力を有する者は、豫備科に、修業年限二箇年の高等小學校を卒業した者、又は、年齢十四年以上にしてこれと同等の學力を有する者は、本科第一部に入學せしめ得ることになつた。

### 第二節 師範教育の消長

**師範學校數・教員數・生徒數** 大正元年以後に於ける師範學校數・教員數・生徒數を掲げれば左の通りである。これによつて師範教育の消長を具體的に知ることが出来る。

大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
六六	六六	六〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
一、六一九	一、三三三	一、六六一	一、六九六	一、六九六	一、六九六	一、六九六	一、六九六	一、六九六	一、六九六
二四、九〇三	二四、九七七	二五、二六六	二四、六五七	二四、六五七	二四、六五七	二四、六五七	二四、六五七	二四、六五七	二四、六五七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
一、六六七	一、六九七	一、七六六	一、八二八	一、八二八	一、八二八	一、八二八	一、八二八	一、八二八	一、八二八
二三、七〇五	二四、八〇〇	二五、〇七五	二七、四三三	二七、四三三	二七、四三三	二七、四三三	二七、四三三	二七、四三三	二七、四三三

同	同	同	同	同	同	同	同
同	五年	三年	二四、〇〇九	同	十一年	九	一、八六三
同	六年	〇	二四、〇〇九	同	十二年	九	一、八六三
		〇	二四、〇〇九			九	一、八六三
		〇	二四、〇〇九			九	一、八六三
		〇	二四、〇〇九			九	一、八六三
		〇	二四、〇〇九			九	一、八六三

**師範學校入學志望者の増減** 明治四十年以後に至り、師範教育は次第に發達して、入學志望者の如きも年々増加した。然るに、大正五年度以後に至り、時局の影響を受け、小學校教員生活難の聲が起るに及び、師範學校の入學者は著るしく減少し、大正八年度の如きは、志望者の数が僅かに募集人員の二倍に過ぎないやうな有様となり、我が國家のために憂慮すべき現象を呈したから、各府縣では、大正九年度から生徒給費額を増加し、中には入學の支度料(準備金)をも給與する處があつた。而して、一面には小學校教員の待遇を厚くすることに努めたので、其の後は、次第に入學志望者が増加する傾向になつた。次に、入學志望者數・入學者數等の累年比較表を掲げて参考にする。

**師範學校第一部入學情況**

年 度	入 學 志 願 者 數		入 學 者 數		入 學 志 願 者 數 に 對 する 入 學 者 比	
	男	女	男	女	男	女
大正六年度	二、六〇二	四、九七七	三、六三七	一、六〇四	三三・三	三三・〇
同 七年度	九、四九八	五、六一一	二八、六三三	一、七二一	三八・四	三〇・五
同 八年度	七、六六六	四、六六一	三、八一四	一、七〇六	四九・七	三六・六
計	一九、一六六	一〇、一五五	六五、九七二	四、九二九	三三・三	三三・〇

年 度	入 學 志 願 者 數		入 學 者 數		入 學 志 願 者 數 に 對 する 入 學 者 比	
	男	女	男	女	男	女
同 九年度	八、〇三二	五、五〇一	四、〇〇四	一、九〇三	四九・八	三四・五
同 十年度	一〇、〇三九	七、二九一	四、三二八	一、九七一	四二・二	二七・〇
同 十一年度	一三、二七五	九、一六五	四、四八三	一、五八一	三三・七	二二・三
同 十二年度	一五、五四五	九、九九〇	四、九三三	二、〇六六	三二・六	二〇・六
同 十三年度	一六、五〇一	一一、三七五	五、四九五	二、四一六	三二・〇	二一・三
同 十四年度	一六、三四五	一〇、一〇九	五、五四九	二、一三三	三三・四	二〇・三
同 十五年度	二一、八七三	八、八七八	五、七六〇	二、二六七	二六・五	二五・七
計	一〇、〇三九	七、二九一	四、三二八	一、九七一	四二・二	二七・〇

備考 本表×印は豫備科修了者の進入に依るものにして入學歩合には之れを算入せず。

**師範學校第二部入學情況**

年 度	入 學 志 願 者 數		入 學 者 數		入 學 志 願 者 數 に 對 する 入 學 者 比	
	男	女	男	女	男	女
大正六年度	四、五一九	一、五七一	一、七七七	六七〇	三九・三	四三・六
同 七年度	三、四四二	一、四四二	一、五九二	七〇	四六・二	四八・五
同 八年度	三、三二二	一、七〇三	一、七五八	一、〇二四	五二・七	六〇・一
同 九年度	三、一〇六	一、八六一	一、五九二	一、〇二四	五〇・三	五五・七
同 十年度	四、八八七	二、七八四	二、二五	一、四三九	四四・〇	四八・五
同 十一年度	五、九九七	三、八〇四	二、三三七	一、五七四	三九・六	四一・七
同 十二年度	六、九九二	五、四五三	二、七〇〇	一、八四三	三八・九	三三・七
計	三三、二二二	一〇、九七四	一〇、〇三九	三、三三七	三〇・三	三〇・六

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十三年度	十四年度	十五年度	十三年度	十四年度	十五年度	十三年度	十四年度	十五年度	十三年度
八、五三六	二、九六四	三、二二九	七、一九〇	一〇、一七三	八、四三六	一五、七六六	三、一七〇	三、〇三三	二、三三三
二、九六四	一〇、一七三	八、四三六	一五、七六六	三、一七〇	三、〇三三	二、三三三	五、二四四	三、五〇四	三、〇九〇
二、九六四	一〇、一七三	八、四三六	一五、七六六	三、一七〇	三、〇三三	二、三三三	七、四四三	三、三〇五	三、〇九〇
二、九六四	一〇、一七三	八、四三六	一五、七六六	三、一七〇	三、〇三三	二、三三三	六、九九九	三、四〇三	三、〇八三
二、九六四	一〇、一七三	八、四三六	一五、七六六	三、一七〇	三、〇三三	二、三三三	三、〇九〇	三、〇九〇	三、〇九〇
二、九六四	一〇、一七三	八、四三六	一五、七六六	三、一七〇	三、〇三三	二、三三三	三、〇九〇	三、〇九〇	三、〇九〇
二、九六四	一〇、一七三	八、四三六	一五、七六六	三、一七〇	三、〇三三	二、三三三	三、〇九〇	三、〇九〇	三、〇九〇
二、九六四	一〇、一七三	八、四三六	一五、七六六	三、一七〇	三、〇三三	二、三三三	三、〇九〇	三、〇九〇	三、〇九〇
二、九六四	一〇、一七三	八、四三六	一五、七六六	三、一七〇	三、〇三三	二、三三三	三、〇九〇	三、〇九〇	三、〇九〇

### 第三節 師範學校の職員

**師範學校教員の待遇** 師範學校の職員の内、學校長は奏任文官として従來高等官八等以上五等以下(五年  
 高等官五等)にあり功績ある者は、千圓以上二千二百圓(一給俸を受け在職五年以上の者)であつたのを、大正七年六月  
 特に四等に陞することが出来る。 千圓以上二千二百圓(は特に二千五百圓を給せられる)であつたのを、大正七年六月  
 一日、其の俸給を改正して千圓以上二千五百圓以下とし、更に同九年八月十七日の改正に依つて、高等官八等  
 以上四等以下(三年以上高等官四等にあつて功績の顯著な者は特に三等に陞することが出来る。千六百圓以上三千八百圓となつた。教諭は、「公立學校職員待  
 遇官等等級令」「公立學校職員俸給令」に依るもので、前の中等學校の職員の條下に述べたと同様である。助教  
 諭・訓導・保母は判任文官としての待遇を受け、俸給は、十五圓以上五十圓以下としたのを、同八年三月十三日  
 訓導は十五圓以上七十圓以下、助教諭・舎監・保母は十五圓以上五十圓以下に改め、更に同九年八月二十六日、  
 訓導は四十圓以上百四十圓以下、助教諭は四十圓以上百二十圓以下、舎監・保母は三十圓以上百二十圓以下に改  
 めた。

#### 師範學校長勤績加俸令の制定

なほ大正九年十月二十七日には「師範學校長勤績加俸令」が制定せら

れ、師範學校長にして五年以上勤績する者に勤績加俸を給するを得るものとし、五年以上十年未満は百八圓乃  
 至百三十二圓、十年以上十五年未満は百五十六圓乃至百八十圓、十五年以上は二百十六圓乃至二百七十六圓を  
 標準とした。

## 第十三章 高等師範學校

### 第一節 高等師範學校

#### 高等師範學校に関する規程

大正四年二月二十三日「高等師範學校規程」の中に改正を加へ、高等師範

學校の學科を文科・理科の二に分ち、外に特科として(大正十年二月十八日特科としてを削る)東京高等師範學  
 校に體育科、廣島高等師範學校に教育科を置くこととした。從來の通り、本科の外に研究科・專攻科・專修科・選  
 科等を置くことが出来た。今回改正の文科・理科の修業年限も四箇年とした。而して、體育科・教育科・研究科・專  
 攻科の修業年限は文部大臣の許可を受け、學校長がこれを定めるものとし、選科の在學期間は、從來の如く二  
 箇年以上四箇年以下である。此の規程の改正に伴ひ、關係法規にもそれぞれ修正を加へた。また同九年度か

ら新入學生徒の四分の一に對し、月額二十五圓の學費を給することとした。但し専攻科生徒は月額參拾圓である。

「高等師範學校卒業生服務規則」は、「高等師範學校規程」改正の結果、大正五年一月十七日、本科の文字を文科・理科・體育科と改めたが、更に同年四月二十六日に至り、此の規則を廢止し、高等師範學校等卒業生服務規則」を公布し、教育に關する職務に従事する期間を定めて、(一)學費の支給を受けた者は修業年限の一俵半に相當する期間、(二)學費の支給を受けない者は、其の修業年限の二分の二に相當する期間とし、二學科以上を修めた場合には、通じて八年を超えざるものとし、指定就職の義務を有する期間を定めて、卒業生は卒業證書受得の日より一箇年間文部大臣の指定に従ひ就職するの義務を有するものとし、若し就職義務が一箇年未滿なる場合は其の期間とし、一學科を卒業した者にして、更に他の學科を卒業した者に對しては、後の卒業證書受得の日より一箇年間を指定義務の期間とした。右の規則は高等師範學校・女子高等師範學校・臨時教員養成所・東京美術學校圖書師範科・東京音樂學校甲種師範科卒業生に適用するものとした。

**東京高等師範學校** 東京高等師範學校に於ては、大正四年二月、改正「高等師範學校規程」により、本校規則を改正し、學科を分ちて文科・理科とし、更にこれを各三部とし、別に特科として體育科を置いた。修業年限は文科・理科・體育科各四箇年とし、其の内の一箇年を豫科とした。外に教授の指導により所選の學科目を研究せしめる爲めに研究科を置き、其の修業年限を一箇年乃至二箇年とし、本校及び廣島高等師範學校の本科。

専修科卒業生、内外國に於ける官公私立の高等なる學校の卒業生又は多年教職に従事し相當の學識經驗ある者にして、各學科各部に於ける學科目中の一科若しくは數科を専攻せしめる爲めに専攻科を置いて、其の修業年限を二箇年とした。専攻科は其の専攻する學科目に依りてこれを學部に分つものとし、其の學部・學科目・學科課程・毎週教授時數・生徒定員等は、生徒募集の都度文部大臣の認可を経て學校長がこれを定めるものとし、同年四月、初めて修身教育部を設置した。

**廣島高等師範學校** 廣島高等師範學校に於ても、「高等師範學校規程」の改正により、其の規則を改め、學科を分ちて文科及び理科とし、文科・理科を更に分ちて各三部とし、特科として教育科を置き、高等師範學校卒業生又はこれと同等の學力を有する者にして、本校所定の學科目中、一科目又は數科目を専攻せんとする者の爲めに専攻科を設け、修業年限を定めて、文科・理科を各四箇年、教育科を二箇年、研究科を一箇年乃至二箇年とした。

**高等師範高校の教員數及び生徒數** 大正元年以後に於ける東京・廣島兩高等師範學校の教員數及び生徒數は左の通りである。

大正元年	東京高等師範學校	廣島高等師範學校	東京高等師範學校	廣島高等師範學校
同 二年	教員數 三	教員數 三	教員數 三	教員數 三
	生徒數 六二	生徒數 六二	生徒數 六二	生徒數 六二
	共 六五	共 六五	共 六五	共 六五
	同 四年	同 四年	同 四年	同 四年
	教員數 三	教員數 三	教員數 三	教員數 三
	生徒數 四三	生徒數 四三	生徒數 四三	生徒數 四三
	共 四六	共 四六	共 四六	共 四六
	同 七年	同 七年	同 七年	同 七年
	教員數 九	教員數 九	教員數 九	教員數 九
	生徒數 七〇	生徒數 七〇	生徒數 七〇	生徒數 七〇
	共 七九	共 七九	共 七九	共 七九
	同 八年	同 八年	同 八年	同 八年
	教員數 九	教員數 九	教員數 九	教員數 九
	生徒數 七〇	生徒數 七〇	生徒數 七〇	生徒數 七〇
	共 七九	共 七九	共 七九	共 七九
	同 九年	同 九年	同 九年	同 九年
	教員數 九	教員數 九	教員數 九	教員數 九
	生徒數 七〇	生徒數 七〇	生徒數 七〇	生徒數 七〇
	共 七九	共 七九	共 七九	共 七九







所屬 東京商 業科大 學附 屬 商業 教員 養成 所	東京 帝國 大學 農學 部農 業教 員養 成所	大阪 高等 工業 學校 工業 科	東京 高等 工業 學校 工業 科				東京 美術 學校 師範 科	東京 音樂 學校 師範 科	奈良 女子 高等 師範 學校
商 業 科	農 業 科	應 用 機 械 學 科 電 氣 機 械 學 科	建 築 科 紡 織 科 色 染 科 窯 業 科 應 用 化 學 科 電 氣 機 械 學 科	機 械 學 科 電 氣 機 械 學 科	機 械 學 科 電 氣 機 械 學 科	音 樂 科	圖 畫 科	文 理 科 家 事 科 保 姆 養 成 科	
								本 科 研 究 科	
						三 甲 種	三 甲 種	一 四	
三 明 治 三、 三	三	三	三	三	三	三	三	一 三 四 明 治 三、 三	
東京 市神 田區 一ツ 橋通 町	東京 府荏 原郡 目黒 町大 字上 目黒	大阪 市北 區西 野田 九丁 目	山 東京 府荏 原郡 碑金 村大 岡		東京 市下 谷區 上野 公園	東京 市下 谷區 上野 公園	奈良 市北 魚屋 西町		
					乙 種	甲 種			
					中 等 小 學 教 員				

東京 女子 高等 師範 學校	廣 島 高 等 師 範 學 校				
文 理 科 家 事 科 保 姆 養 成 科	德 育 科 教 育 專 攻 科	理 科 第 一 部 第 二 部 第 三 部	文 科 第 一 部 第 二 部 第 三 部	體 育 科 甲 組 乙 組 丙 組	科 第 三 部 甲 組 乙 組
本 科 研 究 科		本 科 研 究 科		研 究 科	選 科
一 三 四	二	一 二 三 四	一 二 三 四	一 二 三	二 四
明 治 七、 一		明 治 三、 三			
東京 市本 郷區 湯島 二丁 目	廣 島 市 千 田 町 二 五 一				
	第 三 部	第 一 部 第 二 部	第 一 部 第 二 部 第 三 部	第 一 部 第 二 部 第 三 部	理 科 第 二 部 物 理 學 化 學
	博 物 學 物 理 學 化 學	數 學 地 理	歷 史 地 理 經 濟 史 法 制 經	英 國 語 漢 文	博 物 學 地 理 農 學
				體 育 科 博 物 學 地 理 農 學	
				劍 道 柔 道 體 操 技 術 及 教 練 及	

養成所 第十四臨時教員	養成所 第十三臨時教員	養成所 第十二臨時教員	養成所 第十一臨時教員	成所 第十臨時教員養	成所 第九臨時教員養	成所 第八臨時教員養	成所 第七臨時教員養	托生 共立女子職業 學校 和洋裁縫女學 校 女子美術學 校 女子裁縫女 校 戶板裁縫女 校
英語科	數學科	英語科	物理化學科	物理化學科	數學科	數學科	國語漢文科	
三	三	三	三	二	二	二	三 二	三
大正一、四	大正一、四	大正一、四	大正一、四	大正一、四	大正一、四	大正一、四	大正一、四	
小樽高等商業學校內	第五高等學校內(熊本)	東京外國語學校內	濱松高等工業學校內	第四高等學校內(金澤)	東北帝國大學內	九州帝國大學內	京都帝國大學內	

成所 第六臨時教員養	成所 第五臨時教員養	成所 第四臨時教員養	成所 第三臨時教員養	成所 第二臨時教員養	成所 第一臨時教員養
委 東京女子專門 學校	本 東京府立第一 高等學校	英 英語科	國 國語漢文科	英國 英語漢文科	英國 英語漢文科
三	三	二	三	二	二
明治三、四	大正一、四	大正一、四	大正一、四	大正一、四	大正一、四
東京女子高等師範學校內	大阪外國語學校內	東京音樂學校內	奈良女子高等師範學校內	廣島高等師範學校內	東京高等師範學校內

## 第十四章 實業學校

### 第一節 實業教育制度の改正

實業教育に關する制度は、大正に入つて以來、大に改正せられたが、こゝには先づ一般的のものを擧げよう。  
**實業教育費國庫補助法** 大正三年三月二十日、政府は、法律を以て「實業教育費國庫補助法」を公布した。此の法律は、明治二十七年六月制定のものを補足整理したものである。新補助法によれば、實業教育を奨励するため、國庫は毎年豫算を以て定める所の金額を支出し、主務大臣は、其の金額の範圍内に於て、奨励上必要ありと認める公立・私立の實業學校に對して、補助金を交付するのである。補助金の交付は、用途を指定して臨時に補助する場合を除くの外、三箇年を以て一期とする。而して、此の補助金の年額は、用途を指定して臨時に交付する補助金及び實業補習學校に對して交付する補助金を除き、補助を受ける學校の設立者の負擔額を超過することを得ないといふのである。尙ほ従前の通り、主務大臣は、前記の補助金の外、公立・私立の實業學校教員の養成費其他實業教育奨励上必要と認める費用に充てる爲めに、前に擧げた豫算定額の八分の一以内を支

出すことを得るものとした。

右國庫補助法改正の結果として、同年四月二十二日に、明治三十二年三月に出た「實業教育費國庫補助法施行規則」をも改正し、全部を整理して、これを公布し、國庫補助に關する詳細な手續を示した。

**實業學校令** 大正九年十二月十五日、明治三十二年發布の「實業學校令」に對し、大に改正を加へた。先づ實業學校の目的につき、従來は、工業・農業・商業の實業に従事する者に須要なる教育を爲すとあつたのが、實業に従事する者に須要なる知識技能を授ける外特に徳性の涵養に力むべきことを明記し、従來、農業學校の種類と看做して居た水産學校を獨立させて一種の實業學校となし、工業學校・農業學校・商業學校・商船學校・水産學校の外に、新に「其一ノ他實業教育ヲ爲ス學校」を加へ、蠶業學校・山林學校は従來の通り農業學校の種類と見るが、徒弟學校は、全然工業學校と融合させて其の特別な種類を認めないこととし、市町村に於ける實業補習學校の設置に關し、従來は、一般實業學校の設置と同様に、土地の情況に依り須要であつて、其の區域内の小學教育の施設上妨げない場合に限るといふ法令上の制限があつたのを廢して、これが普及發達に便にし、商業會議所の外、農會・同業組合等にも學校設置の權能を認め、また道府縣立實業補習學校の設置は、他の道府縣立學校に附設する場合に限るといふ従來の制限を廢して、獨立の府縣立實業補習學校を認め、其他、公立實業補習學校職員の名稱・待遇は、公立小學校の例に依るといふ舊規定を廢した等が最も主要な點である。

### 第二節 實業專門學校

各種の實業專門學校 各種の實業專門學校は、年と共に次第に増加の傾向を示しつつあつたが、政府の高等教育機關擴張計畫の爲めに、更に、一層急速なる發達をした。左に其の概況を述べよう。

工業に關する專門學校 工業に關する專門學校は、大正四年十二月二十七日、桐生高等染織學校の創設によつて、全國に八校の官立高等工業學校を有するに至つた。桐生高等染織學校は、同八年十二月五日に至り、桐生高等工業學校と改稱した。其の後、政府が高等教育機關の擴張を實現するに及び、更に數校の新設高等工業學校を加へた。即ち横濱高等工業學校及び廣島高等工業學校は同九年一月十七日に、金澤高等工業學校は同年十一月二十六日に新設せられ、仙臺高等工業學校は、同十年三月三十日に東北帝國大學工學專門部が同大學より分離して設置せられ、東京高等工業學校及び神戸高等工業學校は、同十年十二月九日に新に設置せられ、また私立明治專門學校は、組織を變更して文部省の所管となり、同十年三月三十日に明治專門學校の名稱を以て官立工業專門學校の中に列することになつた。また大正十一年以後に至つて濱松・徳島・長岡・福井・山梨等の數校を増した。

農業に關する專門學校 農業に關する專門學校に於ては、從來農商務省の所管に屬して居た東京蠶業講習所及び京都蠶業講習所が、大正二年六月十三日、文部省の所管に移り、同三年三月三十一日、東京高等蠶業講習所及び京都高等蠶業學校と改稱したものと、同九年十一月二十六日設置の鳥取高等農業學校、同十年十二月九日

設置の三重高等農林學校外に三校を加へた爲めに、全國に十校の官立農業專門學校を有することとなつた。

商業に關する專門學校 商業に關する專門學校に就いて述べれば、大正九年四月東京高等商業學校は組織を變更して大學になつたが、名古屋高等商業學校、福島高等商業學校、大分高等商業學校其の他の新設學校を加へて、總計十二校の官立專門學校を得た。外に公私立の專門學校數校を擧げることが出來た。

商船に關する專門學校 大正九年八月十二日、神戸高等商船學校の創立により、文部省直轄學校中に一箇の商船學校を加へた。東京高等商船學校と共に、船舶職員を養成する高等教育機關である。

實業專門學校一覽 大正の末年に於ける實業專門學校の一覽表を左に掲げる。

#### 官立實業專門學校

(四四校)

名稱	學科	修業年限	生徒定員	創立年月	所在地
東京高等工業學校	機械、電氣、應用化學、紡織、建築	三	七〇〇	明治二四、五	東京府荏原郡碑金町
大阪高等工業學校	機械、船用機關、電氣、探鑛冶金	三	六〇〇	明治二六、七	大阪市北區東野田町
京都高等工藝學校	色染、機械、織、圖案	三	三〇〇	明治二五、二	京都市上京區吉田町
名古屋高等工業學校	機械、色染、紡織、土木	三	四〇〇	明治二六、二	名古屋市中區御器所町

盛岡高等農林學校	鹿兒島高等農林學校	上川蠶糸專門學校	東京高等蠶糸學校	京都高等蠶業學校	鳥取高等農林學校	三重高等農林學校	宇都宮高等農林學校	岐阜高等農林學校	宮崎高等農林學校	神戸高等商業學校	長崎高等商業學校	山口高等商業學校	小樽高等商業學校	名古屋高等商業學校	福島高等商業學校
農學、林學、農藝、化學	農學、農藝化學、林學、養蠶	養蠶、製糸、絹糸紡績	養蠶、栽桑、蠶糸	養蠶、蠶、蠶種	農學、農藝化學	農學、林學、農業土木	農學、林學、農政經濟	農學、農藝化學、林學	農學、林學、畜產	豫本	海本	支本	商本	商本	商本
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三〇〇	三〇〇	二七〇	二七〇	一八〇	二四〇	三六〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	九〇〇	六〇〇	四八〇	四八〇	四〇〇	四〇〇
明治三、三	明治四、三	明治三、三	明治三、三	明治三、三	大正一〇、三	大正一〇、三	大正二、一〇	大正三、三	大正三、九	明治三、三	明治三、三	明治三、三	明治三、三	大正九、二	大正一〇、三
盛岡市上田町	鹿兒島上荒田町	上田市常入町	北豊島郡瀧野川町	京都市上京區大將軍坂川町	鳥取市吉方村	津市上濱町	河内郡平石村	岐阜縣稻葉郡那加村	宮崎市大字下北方	神戸市野崎通	長崎市片淵	山口縣吉敷郡山口町	小樽市線町	名古屋市南區瑞穂町	信夫町清水村

熊本高等工業學校	米澤高等工業學校	桐生高等工業學校	横濱高等工業學校	廣島高等工業學校	金澤高等工業學校	仙臺高等工業學校	明治專門學校	東京高等工藝學校	神戸高等工業學校	濱松高等工業學校	德島高等工業學校	長岡高等工業學校	福井高等工業學校	山梨高等工業學校	秋田鐵山專門學校
機械、電氣、土木、探鑛	機械、電氣、應用化學、染色、紡織	應用化學、染色、紡織	機械、應用化學、電氣化學、建築	機械、電氣、應用化學	機械、應用化學、土木	機械、電氣、土木	機械、電氣、應用化學、鑛山、冶金	工藝圖案、金屬工藝、木材工藝、印刷工藝	機械、電氣、建築	機械、電氣、應用化學	機械、應用化學、土木	機械、電氣、應用化學	機械、纖維工業、建築	機械、電氣、土木	探鑛、冶金
三	三	三	三	三	三	三	四	三	三	三	三	三	三	三	三
四〇〇	三〇〇	二八〇	四〇〇	三六〇	三六〇	三六〇	四〇〇	三六〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇
明治三、三	明治三、三	大正五、三	大正九、一	大正九、一	大正九、二	明治三、三	明治四、七	大正一〇、二	大正一〇、三	大正二、一〇	大正二、一〇	大正三、三	大正三、三	大正三、三	明治四、三
熊本市黒髮町	米澤市馬喰町	桐生市天神町	横濱市大岡町	廣島市千田町	石川縣石川郡崎浦町	仙臺市南六軒町	福岡縣戸畑市	東京市芝區新芝町	神戸市水笠通	濱松市大字澤	德島市常三島町	長岡市四郎丸	福井縣吉田郡西藤島村	甲府市元柳町	秋田市手形町

大分高等商業學校					三	四五〇	大正二、三	大分市上野
彦根高等商業學校					三	四五〇	大正二、三	滋賀縣犬上郡彦根町
和歌山高等商業學校					三	四五〇	大正二、三	和歌山縣海草郡雜賀村
横濱高等商業學校					三	四五〇	大正三、三	横濱市南太田町
高松高等商業學校					三	四五〇	大正三、三	高松市宮脇町
高岡高等商業學校					三	四五〇	大正三、三	高岡市中川
東京高等商船學校	航海、機關	習上			二、三	四五〇	明治八、二	東京市深川區越中島
神戸高等商船學校	航海、機關	習上			二、三	四五〇	大正九、八	武庫郡本庄村

公立實業專門學校

(六校)

私立高千穂高等商業學校					三	一八〇	明治四、五	東京府豊多摩郡和田堀内村
大倉高等商業學校	本 夜學科 普通科 選修科				二、三、四	六〇〇	明治三、七	東京市赤坂區葵町
東京寫眞專門學校					三	一五〇	大正三、三	東京府豊多摩郡代々幡町
大阪市立高等商業學校					三	一、〇〇〇	明治三、一	大阪市南區天王子烏ヶ辻町

千葉縣立高等園藝學校					三	一五〇	明治四、四	千葉縣東葛飾郡松戸町
松山高等商業學校					三	一五〇	大正三、二	松山市大字味酒

支那省所管外實業專門學校

(七校)

水産講習所	本 科 別 科	漁撈科、製造科、淡水養魚科、遠洋漁業科			三	二七〇	明治三、三	東京市深川區越中島町
京城高等商業學校					三	三〇〇	大正八、五	臺北市幸町
臺北高等商業學校					三	三〇〇	大正八、五	臺南市大宮町
臺南高等商業學校					三	一五〇	大正五、四	京城府東崇洞九九
京城高等工業學校	紡織、應用化學、土木、建築、鑛山				三	二〇〇	明治四、九	京畿道水原郡日南面西屯里
水原高等農林學校	農學科、林學科				三	二〇〇	明治四、九	京畿道水原郡日南面西屯里
臺灣總督府高等農林學校	農學科、林學科				三	二〇〇	大正八、五	臺北市富田町

實業專門學校の發達

大正元年以後に於ける實業專門學校の學校數・教員數・生徒數は左の通りである。

大正元年	官立	私立	工業に關する專門學校數	農業に關する專門學校數	商業に關する專門學校數	學校數	教員數	生徒數
	一	七	二七六	二、五七四	一、四四五	三	三	三
	一	七	二七六	二、五七四	一、四四五	三	三	三
	一	七	二七六	二、五七四	一、四四五	三	三	三
	一	七	二七六	二、五七四	一、四四五	三	三	三





産動物・水産植物・細菌學大意・分析・機械學大意等の中より、養殖科にありては、水産學大意・養殖論・水産動物・水産植物・發生學大意等の中より選擇し、又は適宜に分合してこれを定むべきものとした。乙種水産學校は修業年限を三箇年以内とし、其の學科目を修身・國語・數學・理科・體操並びに實業に關する學科目及び實習より選擇し分合して定むべきものとし、外に他の學科目を便宜加設することを得れど、修身及び實業に關する學科目はこれを缺くことを得ざるものとした。其の實業に關する學科目は、水産學大意・水産動物・水産植物・漁撈論・製造論・養殖論・航海術・運用術・氣象及海洋學・船舶衛生及救急療法等より選擇し、又は便宜分合してこれを定むべきものとした。甲種水産學校に入學する者の資格は、年齢十四年以上にして、修業年限二箇年の高等小學校卒業又はこれと同等以上の學力を有するものとし、乙種水産學校に入學する者の資格は、年齢十二年以上にして、尋常小學校卒業以上の學力を有する者とした。甲種水産學校には修業年限二箇年以内の豫科を置くことが出来る。また水産學校に於ては、簡易の方法に依り、水産に關し必要な事項を教授する爲めに別科を置き、又は水産に關する一事項若しくは數事項を選修せしめる爲めに選科生を置くことを得るものとした。

**工業學校規程** 「工業學校規程」によれば、工業學校の修業年限は、學科の種類及び土地の情況等に應じて定むべきものとし、(一)尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては三箇年乃至五箇年、(二)高等小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては二箇年乃至三箇年を常例とする。前記の修業年限は特別の必要ある場合に限り、一箇年以上の延長をなし得るものとし、土地の情況により必要な場合に於ては、前

述の資格に該當せざる者を以て入學資格とし、二箇年以上に於て修業年限を適宜に定むる事を得るものとした。工業學校の學科は工業の種類又はこれを細分したるものにより、適宜これを定むべきものとし、機械科・工作機械科・蒸汽工科・船用機關科・内燃機關科・精密機械科・製造用機械科・水力機械科・製圖科・木型科・鑄工科・鍛工科・機械仕上科・兵器科・造船科。電氣科・電氣機械科・電力科・電氣通信科・電氣鐵道科・照明科。土木科・鐵道科・河港科・道路橋梁科・水道科・水力科。測量科。建築科。木工科。石工科。塗工科。鉛工科。探鑛科。炭鑛科。石油科。撰鑛科。冶金科。製鐵科。應用化學科。分析科。塗料科。製藥科。醸造科。製革科。油脂科。製紙科。電氣化學科。電鑄科。電鍍科。電解科。窯業科。製陶科。陶畫科。珐瑯科。硝子科。染織科。色染科。機械科。紡績科。織物仕上科。製絲科。金屬工藝科。木材工藝科。彫金科。鍍金科。鑄金科。原型科。玩具科。家具科。漆工科。圖案科。彫刻科。印刷科。製版科。女子については、色染・機械・紡績・製絲・圖案・分析其他女子に適當なるものより選擇してこれを定むべきものとした。工業學校の學科目は、修身・國語・數學・物理及化學・圖畫・法制及經濟・體操並びに工業に關する學科目及び實習とし、修業年限及び學科の種類により、外國語・博物・地理・歴史・商業大意・工場要項其他の學科目を加設し得るものとし、女子については、修身・國語・數學・理科・圖畫・家事及裁縫・體操並びに工業に關する學科目及び實習とし、外に地理・歴史・音樂其他の學科目を加設し得るものとした。また工業學校には、或る學科を選修せしめる爲めに選科生を置き、又主として工業に關する事項を授ける爲めに専修科を設け、又は隨時講習をなすことを得るものとした。

**農業學校規程** 「農業學校規程」にれば、修業年限は前記「工業學校規程」と同様で、學科目は、修身・國語・數學・物理及化學・博物・法制及經濟・體操並びに農業に關する學科目及び實習とし、修業年限及び土地の情況等により、地理・歴史・簿記・圖畫・手工・外國語其の他の學科目を加設することを得るものとし、女子については、修身・國語・數學・理科・家事及裁縫・體操並びに農業に關する學科目及び實習とし、地理・歴史・簿記・圖畫・音樂・手藝其の他の學科目を加設することを得るものとした。農業に關する學科目は、作物・園藝・土壤・肥料・作物蟲害・畜産・家畜生理・農産製造・養蠶・蠶體生理・蠶病・製絲・農業經濟・造林・森林保護・森林利用・森林數學・森林經理・農林工學・獸醫・水産其の他必要なる事項より選擇して定むべきものとし、女子については耕種・園藝・畜産・農産製造・養蠶・製絲其の他女子に適切なるものより選擇してこれを定むべきものとした。農業學校に於ては、土地の情況により、學科を農業科・養蠶科・園藝科・畜産科又は林業科等に分ち、其の一學科又は數學科を置くことを得るものとした。選科・専修科等に關する規程も工業學校と同一であるから省く。「農業學校規程」の中には、獸醫學校に關する規程を定めた。獸醫學校は修業年限を四箇年とし、特別の必要あるときは、一箇年以内の延長を許した。其の學科目は修身・國語・數學・物理及化學・博物・法制及經濟・體操並びに獸醫に關する學科目及び實習とし、外國語其の他の學科目を加設し得るものとし、獸醫に關する學科目は、解剖及組織・生理・病理・衛生・藥物及調劑・内科・外科・産科・獸醫警察・蹄鐵畜産等とした。

**商業學校規程**

「商業學校規程」によれば、商業學校の修業年限は、(一)尋常小學校卒業程度を以て入學

資格とする場合に於ては三箇年乃至五箇年、(二)高等小學校卒業程度を以て入學資格とする場合に於ては三箇年を常例とする。前記の修業年限は特別の必要あるときは一箇年以内の延長をなし得るものとし、土地の情況によりては、入學資格を變更し、修業年限を三箇年以上に於て適宜に定めることを得るものとした。商業學校の學科目は、修身・國語・數學・地理・歴史・理科・外國語・法制・經濟・體操並びに商業に關する學科目とし、外に圖畫・工業大意其の他の學科目を加設し得るものとし、女子については、修身・國語・數學・地理・歴史・理科・外國語・家事及裁縫・體操並びに商業に關する學科目とし、外に圖畫・音樂・法制及經濟其の他の學科目を加設することを得るものとした。商業に關する學科目は、商業要項・簿記・商品・商業文・商業算術・商業實踐・商業地理・商業史・商業法規・商業英語・タイプライティング・速記術其の他必要なる事項より選擇してこれを定むべきものとし、其の中商事要項・簿記・商品・商業文・商業算術・商業實踐はこれを缺くことを得ざるものとした。其の他尋常小學校卒業程度を入學資格とし、修業年限を五箇年とし、或は高等小學校卒業程度を以て入學資格とし、修業年限を三箇年とする商業學校には、第二部を置き、中學校又は高等女學校の卒業若しくはこれに準ずべき者を入學せしめることを得るものとし、第二部の修業年限は一箇年とし、特別の必要ある場合に於ては、文部大臣の認可を受け、これを伸縮し得るものとした。選科・専修科に關する規程は工業學校のそれと同様である。

**職業學校規程** 「職業學校規程」によれば、職業學校の修業年限は、二箇年以上四箇年以下とし、特別の必要ある場合に於ては、學科の種類及び入學資格等に應じ、一箇年以内の伸縮をなし得るものとし、入學資格

は年齢十二年以上にして、尋常小學校卒業以上の學力を有する者に就き定むべきものとした。學科は裁縫・手藝・刺烹・寫眞・簿記・通信術其他特種の職業に就きこれを定むべきものとし、學科目は修身・國語・數學・體操並びに職業に關する學科目及び實習とし、體操はこれを缺くことを許し、修業年限及び學科の種類により、外に理科・圖畫・外國語其他の學科目を加設し、女子については家事・音樂其他の學科目を加設することを得るものとした。職業學校の課程を終つた者又はこれに準すべき者にして、更に或る事項を専攻せんとする者の爲めに、修業年限二箇年以内の専攻科を置き、或る學科目を選修せしめる爲めに選科生を置き、主として職業に關する事項を授ける爲めに別科を設け、又は臨時講習をなすことを得るものとした。

**規程改正の要點** 「水産學校規程」は取除として、大正十年に定められた工業學校・農業學校・商業學校の諸規程が舊規程を改正した精神を見るに、(一) 甲種乙種(工業については工業學校、徒弟學校)の種類を撤廢し、これを融合した一制度とし、修業年限・學科目等に就いて酌量の餘地を置き、これに依つて實業學校の整備充實を期したこと、(二) 學科目に改善を加へ、人格の陶冶に留意して普通學の學習を相當多からしめたこと、(三) 實業に關する學科及び學科目の範圍が濫りに廣汎多岐に亘ることの弊を避け、教授の徹底を期したこと、(四) 實業學校の修業年限は本體として尋常小學校卒業後三箇年乃至五箇年とし、三箇年未滿のものは認めざるやう(實業學校の専修科又は)にしたこと、(五) 實業學校相互の間又は他の學校との關係に於て聯絡の道を開いたこと、(六) 長期に亘り實習のみを課することを認めたこと、(七) 夜間教授をも認めたこと、(八) 工業學校については、其の所在

地の工場と聯絡を保ち其の設備を實習教授に利用することを認めたこと、(九) 實業學科專修の施設等を認めたこと、(一〇) 女子に關する規定を一般に設け、女子の實業教育に刷新を加へたことが其の主要なる點である。なほ工業學校・農業學校・商業學校・商船學校・水産學校の外に「其他實業教育ヲ爲ス學校」を認めたので、これに應ずべきものとして、新に「職業學校規程」を設け、裁縫・家事・刺烹等に關する教育の發達を助長することを期したことをも注意して置かなければならぬ。唯だ職業學校で課する職業の種類が雜多で、他の實業學校と同様に律することが困難であるから、修業年限は尋常小學校卒業後二箇年のものをも許したのである。

**實業學校の學科併置** 二種以上の實業學校の學科併置に關しては、大正十年一月十八日、明治三十七年公布の規定を廢して、新に「文部省令」を以て、「二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程」を定め、工業學校・農業學校・商業學校・水産學校・職業學校の中、二種以上の學校の學科又はこれを併合したる學科を置く實業學校を設けることを得るものとし、其の實業學校の修業年限・入學資格・學科目及び其の程度・設備等は、學校の種類に應じ、工業學校規程・農業學校規程・商業學校規程・商船學校規程・水産學校規程又は職業學校規程に準じてこれを定むべきものとした。

第四節 實業補習學校

「實業學校令」に規定する如く、實業補習學校は、固より實業學校の一種類であるけれども、便宜上、他の實業學校と分けて、こゝに述べることにする。

**實業補習學校規程** 「實業補習學校規程」は、明治三十五年に公布せられて居る。當時に於ては、同規程のやうに簡略なものでよかつたかと思はれるが、かくの如き規程は、餘りに自由寛容で、殆ど施設上準據すべき點が示されて居ない。よつて、調査研究の結果、全部に亘つて改正せられた。さうして、其の新規程は、大正九年十二月十七日に公布せられた。右の規程によれば、實業補習學校は、小學校の教科を卒つて、職業に従事する者に對し、職業に關する知識技能を授けると共に、國民生活に必須なる教育を爲すを以て本旨とし、其の課程を前期・後期に分ち、前期の修業年限は二箇年、後期の修業年限は、工業又は商業に關する學校にあつては二箇年、農業又は水産に關する學校にあつては二箇年乃至三箇年とし、前期の入学資格を、尋常小學校卒業者又はこれに準すべき者、後期の入学資格を、前期の課程を卒つた者、高等小學校卒業者又はこれに準すべき者とした。而して、教授時數は一年に付、工業又は商業に關する學校にあつては、前期二百八十時乃至四百二十時、後期二百十時乃至四百二十時、農業又は水産に關する學校にあつては、前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至三百二十時を標準とした。實業補習學校の學科目は、前期にあつては、修身・國語・數學・理科及び職業に關する學科目、後期にあつては、修身・國語・數學及び職業に關する學科目とし、前期の理科、後期の國語又は數學はこれを缺くことを得るものとした。女子に課すべき學科目は、前期にありては修身・國語・數學・家事。

裁縫及び職業に關する學科目、後期にありては修身・國語・家事・裁縫及び職業に關する學科目とし、前期の家事又は裁縫、後期の國語・家事・裁縫中の二學科以内はこれを缺くことを得るものとした。以上の男女の補習學校に課すべきものとして示した學科目の外、必要に應じ、歴史・地理・體操・法制・經濟・簿記・外國語其の他の學科目中より適宜に選擇して加設することを得るものとした。實業補習學校は土地の情況に依り、前期又は後期の課程のみを置くことを得るものとし、後期の課程を卒つた者、又は相當の年齢に達し、相當の學力若しくは技能を有する者に對し、主として職業に關する専門の事項を授けるため、高等の實業補習學校を設けることを得るものとし、また短時期特殊の事項を授けるため、隨時講習を爲すことを得るものとした。而して、なほ實業補習學校はこれを學校・試驗場・講習所等に附設することを得るものとした。

**規程改正の要點** (一) 從來の簡略な自由な規程を改めて、其の内容を整へ、且つ施設上準據すべき所を示したること、(二) 實業補習教育の目的(本旨)を明かにしたこと、(三) 課程を前期・後期に分け、其の修業年限及び教授時數について標準を示したこと、(四) 前期・後期ともに相當に普通學科目を必修科目とし、殊に前期ではこれに重きを置いたこと、(五) 職業に關する學科目については、前期では主として職業に關する基礎的知識技能を授け、後期では職業の種類に應じ適切なる事項を選んで授けるのを旨としたこと、(六) 法制上の知識其の他國民・公民として心得べき事項を授け、又經濟觀念の養成に力むべきことを明かにし、更に體育・衛生等、教養上特に留意すべき事項を示したこと、(七) 女子に關する規程を設けたこと、(八) 學科目の分合並びに隨意科目・選